

令和6年9月定例会

農水経済委員会

予算決算委員会（農水経済分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(9 月 9 日 (委員間討議))

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議 (協議)	1

(第 1 日目)

1、開催日時・場所	3
2、出席者	3
3、審査事件	3
4、付託事件	3
5、経過	

(産業労働部)

委員会

産業労働部長所管事項説明	4
決議に基づく提出資料説明	6
経営支援課長補足説明	7
陳情審査	8
議案外所管事務一般に対する質問	9

(第 2 日目)

1、開催日時・場所	2 9
2、出席者	2 9
3、経過	

(水 産 部)

分科会

水産部長予算議案説明	2 9
水産加工流通課企画監補足説明	3 0
水産経営課長補足説明	3 1
漁港漁場課長補足説明	3 2
予算議案に対する質疑	3 2
予算議案に対する討論	4 1

委員会

水産部長総括説明	4 1
漁業振興課長補足説明	4 2
議案に対する質疑	4 3
議案に対する討論	4 3
決議に基づく提出資料説明	4 3
陳情審査	4 4
議案外所管事務一般に対する質問	4 4

(第3日目)

1、開催日時・場所	6 5
2、出席者	6 5
3、経過	

(農 林 部)

分科会

農林部長予算議案説明	6 5
森林整備室長補足説明	6 6
農政課長補足説明	6 6
予算議案に対する質疑	6 7
予算議案に対する討論	6 7

委員会

農林部長所管事項説明	6 7
決議に基づく提出資料説明	6 9
陳情審査	6 9
議案外所管事務一般に対する質問	6 9
委員間討議	8 9

・審査結果報告書	9 1
----------------	-----

(配付資料)

・委員会関係議案説明資料	(産業労働部)
・分科会関係議案説明資料	(水産部)
・委員会関係議案説明資料	(水産部)
・分科会関係議案説明資料	(農林部)
・委員会関係議案説明資料	(農林部)

9 月 9 日
(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年9月9日

自 午前10時44分
至 午前10時50分
於 委員会室4

2、出席委員の氏名

委 員 長	中村 一三 君
副 委 員 長	山村 健志 君
委 員	溝口 芙美雄 君
〃	瀬川 光之 君
〃	山口 初實 君
〃	前田 哲也 君
〃	近藤 智昭 君
〃	堤 典子 君
〃	大倉 聡 君
〃	白川 鮎美 君
〃	虎島 泰洋 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

な し

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時44分 開会 —

【中村(一)委員長】 ただ今から、農水経済委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、瀬川委員、山口委員の2人をお願いいたします。

本日の委員会は、令和6年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査の方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただ今から、委員会を協議会に切り替えます。しばらく休憩いたします。

— 午前10時45分 休憩 —

— 午前10時49分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ほかにないようですので、これをもちまして本日の農水経済委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

— 午前10時50分 散会 —

第 1 日目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年9月24日

自 午前 9時59分
至 午後 零時 0分
於 委員会室 4

経営支援課長 下窄 賢剛 君
未来人材課長 末續 友基 君
未来人材課企画監
（外国人材担当） 高見 誠 君
雇用労働政策課長 黒川恵司郎 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中村 一三 君
副委員長(副会長)	山村 健志 君
委 員	溝口芙美雄 君
〃	瀬川 光之 君
〃	山口 初實 君
〃	前田 哲也 君
〃	近藤 智昭 君
〃	堤 典子 君
〃	大倉 聡 君
〃	白川 鮎美 君
〃	虎島 泰洋 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

産業労働部長	宮地 智弘 君
産業労働部政策監 （産業人材確保・育成担当）	石田 智久 君
産業労働部次長	井内 真人 君
産業政策課長	吉田 稔 君
企業振興課長	香月 康夫 君
企業振興課企画監 （企業誘致推進担当）	石川 拓朗 君
新産業推進課長	原田 啓輔 君
新エネルギー推進室長	岩永 俊一 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（農水経済分科会）

第82号議案

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第2号）
（関係分）

7、付託事件の件名

○農水経済委員会

（1）議 案

第83号議案

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める
条例の一部を改正する条例（関係分）

（2）請 願

な し

（3）陳 情

- ・要望書（平戸市）
- ・令和7年度離島振興の推進に関する要望書
- ・令和7年度国政・県政に対する要望書
- ・要望書（本県における農業競争力強化のための
農業農村整備事業の強力な推進にむけて）
- ・令和6年度長崎県の施策に関する要望・提案書
（南島原市）
- ・要望書（東彼杵町）
- ・令和6年度長崎県への施策に関する要望・提案
書（雲仙市）
- ・地域社会に貢献するシルバー人材センターの
決意と支援の要望
- ・諫早市政策要望
- ・要望書（長与町）

・要望書（島原市）

・要望書（松浦市）

8、審査の経過次のとおり

— 午前 9時59分 開会 —

【中村(一)委員長】 皆さん、おはようございます。

ただいまから、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第83号議案「知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例」のうち関係部分でございます。

そのほか、陳情12件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を農水経済分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第82号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、配付しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した

後、審査時間が残っている場合に限って、再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いいたします。

これより、産業労働部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、新任幹部職員の紹介を受けることといたします。

【宮地産業労働部長】 人事異動に伴う産業労働部の新任幹部職員をご紹介します。

〔新任幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

【中村(一)委員長】 それでは、これより審査に入ります。

委員会による審査を行います。

産業労働部関係においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、陳情審査、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、産業労働部長より所管事項の説明を求めます。

【宮地産業労働部長】 おはようございます。

産業労働部関係について、ご説明いたします。

資料としましては、「農水経済委員会関係説明資料」当初版と追加1でございます。

まず、当初版の2ページをご覧ください。

はじめに、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

（回収納付金を受け取る権利の放棄について）

中小企業者等の事業の再生の促進を図るため、「長崎県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例」に基づき、信用保証協会に対して有する回収納付金を受け取る権利を令和6年6月28日付で放

棄しましたので、その報告を行うものであります。

続きまして、主な所管事項について、ご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、経済・雇用の動向について、長崎県産業振興協議会の開催について、半導体関連産業の振興について、工業団地の整備について、企業誘致の推進について、県内企業の上場について、ネクストリーディング企業の認定について、松浦火力発電所について、中小・小規模事業者への資金繰り支援について、産業人材の育成・確保について、最低賃金の改正について、高等技術専門校の見直しについてであります。

このうち、新たな動きについて主なものを説明いたします。

当初版の3ページ、上段をご覧ください。

（長崎県産業振興協議会の開催について）

県では、人口減少対策に寄与する成長産業のさらなる振興が必要と考え、昨年度、県、長崎市、佐世保市、産業振興財団の4者で「長崎県産業振興協議会」を立ち上げ、今年度は、去る8月26日、佐世保市において会議を開催いたしました。

今回は、昨年度と同様、外国人材の活用のほか、地元経済界からも期待の声が上がっている防衛産業や洋上風力関連産業、また、地域経済を支える小規模事業者のデジタル化など、県市が連携して取り組むことが効果的なテーマについて、意見交換を実施いたしました。

具体的には、防衛産業や洋上風力関連産業については、両市の造船業で培った技術や人材を活かせる分野であり、今後、大幅な需要拡大が見込まれる産業であることから、国の動向も踏まえながら、スピード感を持って、県内企業の

受注拡大やサプライチェーン構築を行っていく必要があること、また、小規模事業者のデジタル化については、地域の実情を把握している市と県が連携した広範な支援が重要であることを確認いたしました。

さらに、外国人材の活用については、今年度から開始した、バングラデシュのIT人材を確保する取組の進捗状況を共有するとともに、受入環境の充実に向けた取組の強化等を議論したところであります。

今後とも、県・市の連携により、施策の相乗効果を高められるよう検討を進め、成長分野の産業振興や人材確保にかかる具体的な事業構築につなげてまいります。

次に、当初版の4ページをご覧ください。

（半導体関連産業の振興について）

半導体関連産業については、国において、経済安全保障リスクの観点から、産業基盤を国内に整備・確保することが必要との考えが示され、半導体関連企業の国内立地を後押しするための強力な支援策が打ち出されており、九州においても、半導体受託生産の世界最大手であるTSMCの熊本県への立地が象徴するように、大規模な半導体関連企業の立地が相次いでおります。

本県においても、半導体関連産業の振興に向け、企業誘致や人材育成など様々な取組を進めており、こうした幅広い取組を県民の皆様に関わりやすくお示しするため、今般、半導体産業戦略の策定に着手したところであり、年内に骨子案をお示しできるよう、検討を進めております。

策定に当たっては、民間企業や大学など、半導体関連産業に携わる幅広い関係者の皆様のご意見を反映することが重要であると考え、去る

7月31日、京セラ株式会社を新たな会員に迎えて「ながさき半導体ネットワーク」の総会を開催し、同ネットワーク内に、戦略策定に係るワーキンググループを立ち上げたところであります。

今後、ワーキンググループや関係部局等と協議を重ね、県議会のご意見もお伺いしながら、半導体産業戦略の策定を進めてまいります。

（工業団地の整備について）

九州において、半導体関連の大型投資が相次いでいる中、半導体をはじめとする成長分野の大型投資を本県に取り込むためには、アンカー企業の立地に適した工業団地を早急に整備することが重要であります。

そのような中、去る7月29日、東彼杵町から同町三根郷地区における工業団地の整備について、県の参画を求める要望がありました。

この工業団地の候補地は、工業用水日量4,000トンを備えた面積約29ヘクタールの土地であり、水源の調査や必要な用地の確保など、東彼杵町が主体的に調整に取り組まれて提案されたものであり、県としては、アンカー企業の立地に必要な条件を備えた工業団地の適地であると考えられることから、早急な整備に向け取り組むことといたしました。

具体的には、半導体市場などの拡大に伴う企業の投資スピードに対応した整備を図るため、民間事業者から整備手法等の提案を受けるとし、東彼杵町と連携して、去る8月29日から公募を開始したところであります。

今後、実施主体となる民間事業者の決定に向けた手続を進め、アンカー企業の誘致に適う工業団地の早期整備を目指して取り組んでまいります。

次に、追加1の3ページ中段をご覧ください。

（最低賃金の改正について）

去る9月12日、長崎労働局において、長崎県の最低賃金を現行の898円から55円引上げ、953円とする改正決定が行われました。改正後の最低賃金は10月12日から適用となります。

ここで、当初版の8ページ下段にお戻りください。

県としては、物価上昇の影響から県民の生活を守り、県内企業に必要な人材が確保されるためには賃上げが重要と認識しており、審議に先立ち、長崎地方最低賃金審議会に対し、本県の現状や取組を考慮の上、公労使による審議において十分な議論をしていただきたい旨の知事名での文書を提出いたしました。また、併せて、長崎労働局に対し、賃上げの影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援強化についてお願いしたところであります。

今後とも、県内企業において、賃上げに必要な原資が確保され、構造的な賃上げの定着が実現するよう、設備投資による企業の生産性向上やDXによる省力化、適切な価格転嫁に向けた取組を推進してまいります。

その他の項目については、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【吉田産業政策課長】私の方からは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく産業労働部関係の状況について、ご説明させていただきます。

きます。

資料は、「農水経済委員会提出資料産業労働部」をご覧ください。

今回、ご報告いたしますのは、いずれも令和6年6月から8月におけるものでございます。

まず、2ページ、補助金内示一覧表でございます。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町に対して内示を行った間接補助金であり、5件を掲載しております。

次に、3ページから5ページにつきましては、1,000万円以上の契約状況一覧表でございます。該当の計3件を掲載しております。

次に、6ページから21ページでございます。

こちらは、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち県議会議長あてにも同様の要望が行われたものに対する県の対応状況を整理したものでございます。産業労働部関係の計13項目について掲載しております。

次に、22ページから23ページにつきましては、附属機関の会議結果について1件を掲載しております。

最後に、別紙をご覧ください。

物品管理室が、契約手を代行しております1,000万円以上の契約案件について、参考資料として添付しているものでございます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

【中村(一)委員長】 次に、経営支援課長より補足説明を求めます。

【下窄経営支援課長】 私の方から長崎県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき回収納付金を受け取る権利の放棄に関する報

告につきまして、補足説明いたします。

資料は、「令和6年9月定例県議会農水経済委員会補足説明資料(産業労働部)」になります。

2ページをご覧ください。

本報告における権利の放棄は、長崎県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例第3条第2項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したものであります。

次に、権利の放棄の内容でございますが、件数は1件、権利を放棄した金額は200万1,949円であり、権利を放棄した日は令和6年6月28日でございます。

制度の概要について説明いたします。中ほどのスキーム図をご覧ください。

県の融資制度により信用保証協会の保証付きの資金について、金融機関から融資を受けていた企業が、業績悪化等により金融機関に対して返済ができなくなった場合には、信用保証協会が企業に代わって金融機関に対して返済をいたします。

スキーム図の右側の「債務不履行、の代位弁済と書いているところが、その箇所になります。

それと同時に、信用保証協会は、企業に対して求償権を有することになり、返済を求め、債権の回収を行います。

県と信用保証協会の関係でございますが、信用保証協会が代位弁済をしたことに対し、県が信用保証協会に対し一定割合の損失補償を行います。スキーム図で言いますと「の」のところになります。

また、信用保証協会が債権の回収を行った場合には、損失補償を行った分を回収納付金として県に納付していただくことになっております。

これが、通常の場合でありまして、今回の場合、当該企業について公的機関である再生支援協議会の支援を受けて、事業再生が図られることになりました。

長崎県再生支援協議会の支援により策定された当該企業の再生計画では、債権者である金融機関等が合意して、債権の一部を放棄することになっております。

信用保証協会についても、債権者の一人として、当該企業に対して有している求償権を放棄することとなったものであります。

信用保証協会が求償権を放棄した場合、その後の債権回収は行われませんので、県としては、回収納付金が入ってこなくなるということになります。

この信用保証協会の求償権の放棄について、県は条例の規定に基づき承認を行い、回収納付金を受け取る権利について放棄したものでございます。

権利の放棄の理由でございますけれども、信用保証協会から県に対して申し出があった当該企業に対する保証債務に係る求償権の放棄等が、条例第3条第2項第1号に規定する中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再生計画に基づくものであり、かつ当該企業の事業が継続されることで、雇用が守られること、また、当該地域の振興に資するものと認められたことでございます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議お願いいたします。

【中村(一)委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、

ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、14、15、18から20、22、24です。

陳情書について何かご質問はありませんか。

【前田委員】シルバー人材センターからの陳情が出てます。

毎年、この内容等を出ているんですけども、現状、そのシルバー人材センターに要望されていることに対する対応というのはどうされているのか、ご答弁いただきたいと思います。

【黒川雇用労働政策課長】ただいまのシルバー人材センターに関するお尋ねでございますけれども、毎年度、シルバー人材センター連合会の方からご要望をいただいております。

ご要望の中では、公共からの発注の確保ですとか、あとはシルバー人材センター連合会、その他市町のシルバー人材センターへの補助について、しっかり予算を確保いただくようにという要望が出ております。

補助金の要望につきましては、国の方にも毎年6月に要望を上げるとともに、県の方でも負担をさせていただいているところでございます。

また、公共の方も、県庁内各部、市町に対して依頼いたしまして、公共発注の方でシルバー人材センターを活用していただくようお願いをしているところでございます。

【前田委員】 今、ご答弁いただいた公共の発注確保に対して努めているということですけども、これはシルバー人材センターだけではなくて、部署が違いますけれども、福祉保健部の障害者の就労もそうなんですけれども、確保に努めてもらうという中で、庁内の中で各部署ごとに、その差というか、格差が非常に出ているという現状は、以前もデータで私は示しているんですけども、シルバー人材センターへの発注に

において、そういった庁内の調査というものをされたのかどうかということ。

併せて、市町にもお願いしているということですが、市町のデータも見ると、公共の発注に大きな差が出ているんですが、そういった事態をどう受け止めているのか、考え方も含めて、お答えいただきたいと思います。

【黒川雇用労働政策課長】直近で、市町ごとですとか、各部局の率までは、すみません、押さえておりません。再度、そのあたりは確認しながら、我々も検討を進めたいと思っております。

【前田委員】推進するという方向は、多分一緒だと思うので、今おっしゃったような、市町ごとのデータというのは、人材センターについては既に持っています、私も持っています、正直言って。それを求めるか求めないかの話なので、市町ごとで、そこをお願いしているというんだったら、そこまで含めて調査して、低いところがどうして低いのかというところを考えてほしいと思いますし、庁内においても、それを推進する立場であるならば、各部署ごとのものも、今後しっかりアンケート等を取る中で努めていただきたい。

これは、シルバー人材センターだけではなくて、障害者の就労等についても同様なことが言えますので、要望としておきたいと思います。

【中村(一)委員長】ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【近藤委員】先ほど部長の説明の中にあつた長崎県ネクストリーディング企業について質問します。

私の地元にも、五島近海の海水を使った塩を作り販売している企業のほか、伝統的な地域産業である五島手延べうどんなど、島の素材を使用したスイーツを製造・販売する企業が認定を受けているようです。良い取組だと感じていますが、支援内容などが知られてない面もあるので、長崎県ネクストリーディング企業の制度はどんな支援が受けられるのか、成果とともに教えてもらえればと思います。

【原田新産業推進課長】ネクストリーディング企業に関するご質問でございますが、ネクストリーディング企業の認定、伴走支援制度は、サービス産業において、将来的な成長が期待される県内企業の認定や、伴走支援を行うことによって、当該企業の認知度向上と成長、他の県内企業への挑戦意欲の広がりにつなげることを目的としております。

まず、認定をすることによりまして、県の認定企業として県のホームページ等でのPRを図りますとともに、県や国などの補助制度等の情報を提供させていただいております。

また、産業振興財団による伴走支援を希望する企業に対しましては、専門家やほかの産業支援機関と連携をさせていただいて、課題の見える化、課題解決に向けた計画策定のほか、計画の実践に向けた取引のマッチングなど、外部資金の獲得の支援等を実施させていただいております。

こうした形で、令和4年度から令和6年度の3年間の合計で認定企業が、今年度分も含めまして66社、このうち伴走支援先が、今年度分も含めまして29社となっております。

成果といたしましては、この事業の初年度となります令和4年度に産業振興財団による伴走支援を開始した10社について調べておるんですが、10社のうち7社の売上げが増加しまして、5社については従業員も増加しているといった状況になっておりまして、企業の成長が図られていると理解しております。

【近藤委員】産業振興財団やほかの産業支援機関、専門家等の連携による伴走支援の結果という形ですね。一定の成果が出ていることがわかりました。

こうした支援は、事業規模が比較的小さい離島の企業にも有効だと思いますが、引き続き、しっかり取り組んでいくことが重要と考えますが、今現在、認定企業は66社ですかね。その66社のうちに離島の企業は何社ぐらいありますか、離島ごとの内訳も教えてください。

【原田新産業推進課長】ネクストリーディング認定企業66社のうち離島に本社を置かれている企業は、15社でございます。

内訳といたしましては、新上五島町3社、対馬市1社、壱岐市4社、五島市7社というふうになっております。

なお、伴走支援先29社のうち9社が離島の企業でございまして、こちらの内訳も、新上五島町3社、壱岐市3社、五島市3社というふうに幅広く支援をさせていただいているところでございます。

【近藤委員】成長の意欲と潜在的な能力を持つ企業に対する集中的な支援は、地域を支える産業への大きな効果が期待されるところでありま

す。

先ほども言ったとおり、比較的事業規模が小さい企業の皆さんに対して、有効だと考えております。特に、離島には小規模な事業者が多いので、今後とも持続的な支援をよろしくお願いします。

【中村(一)委員長】ほかにありませんか。

【大倉委員】私からは、Cross Eホールディングスの上場について伺いたいと思います。部長説明資料でいきますと6ページに記されています。

県内の上場企業が、これまではずっとゼロだったわけですがけれども、このCross Eさんのおかげで5年ぶりに上場企業ゼロ解消という、これは非常に明るい、県経済にとっても希望が持てるニュースだと感じています。

やはり上場企業が本県にあるということは、産業の活性化はもちろんのこと、若者の定住促進、こういったことにもつながるわけでございます。

本当に、この上場企業は大きな存在になり得るものだと思っている中で、まず伺いたいのが上場することによるメリットですね。一般的には、資金調達が比較的容易になるなんてことを言われますけれども、このCross Eホールディングスさんにとってはこういったメリットがあるのか、そのあたりを教えてください。

【原田新産業推進課長】Cross Eホールディングス株式会社の上場のメリットというご質問でございしますが、Cross Eホールディングスの松尾社長様も新聞等のインタビューにおいて、「上場による知名度向上を人材確保、特に技術人材の確保につなげていきたい」とおっしゃっておりまして、知名度が上がることによって人材確保がしやすいというのが最大のメリットという

お考えとお聞きしております。

【大倉委員】 知名度向上、そして人材確保、非常に大切なことだと思います。ですから、その資金調達の面のみならず、企業のイメージアップにもつながる。これが若者にとっても、やっぱり入りたいなということにつながると思うんです。

そういった企業のイメージアップによって、その結果、そのほかの上場を目指している企業にとっても上場の後押しになるという、今回はニュースだと感じているわけです。

このCross Eさんの上場を後押しした一つの要因として事業がございました、県の上場チャレンジステップアッププロジェクト事業、この事業について伺います。

今年度から始まったというこの事業ですが、中身としてどれぐらいの、何社ほどの企業が、この事業に参加して、講座が行われているということですが、こういった講座なのか、そのあたりを具体的に教えてください。

【原田新産業推進課長】 上場チャレンジステップアッププロジェクト事業に関するお尋ねです。

まず、セミナーと個別支援という2つの柱で実施をさせていただいておりまして、今年度、10社に手を挙げていただきまして、具体的な支援をこれから進めようとしているところでございます。

今年度、創業したIT系のスタートアップの企業から創業100年近い建設業の企業様まで、上場に関心があり、学ぶ意欲が高い企業様10社が手を挙げられているところでございます。

セミナーの内容につきましては、上場に当たりまして各証券取引所による審査とか、監査法人の監査に対応できるように組織図や社内規程の作成、給与体系の整備と人事評価制度の整備、

また月次決算の作成や活用などについて、具体的に公認会計士などを講師として学べる内容となっております。

【大倉委員】 10社ということは、内訳の中に、もちろんこのCross Eさんも入っていたと思いますけれども、それ以外に、例えばIT関係とかスタートアップ系の土木関係、建設工事関係、あと老舗の企業なんか、いろんな企業が入っているんでしょうが、こういったところが、この事業に参加したんでしょうか。

【原田新産業推進課長】 先ほど少し述べましたが、今年設立されたばかりのIT系のスタートアップ企業もございますし、売上規模が20億円近い老舗の建設業の企業様もございます。あるいはアパレルとか、雑貨販売業などをされている長崎では割と知名度の高い企業様であるとか、ケーブルテレビ事業とか、そういったものに取り組みされている企業様、あと、独自の技術を使いまして漁業者の支援を行われている企業様とか、幅広く10社ありますけれども、売上規模も、従業員規模も、事業内容も、幅広い内容で手を挙げていただいているところでございます。

【大倉委員】 承知いたしました。

今回、Cross Eホールディングスさんが福岡証券取引所に上場されたわけですが、これは、いわゆるQ-BOARDというところですね、新興企業向けのところに上場したわけですが、

新興企業というのは、新しく市場に今出てきた。そして、これから成長著しい企業というところなんです。まさに、そういった新興企業への後押しというのが今後も非常に大切になってくると考えるわけですね。というのも、本県では、こういう調査結果が日経新聞に出てまし

た。

新規企業の増加率が全国2位というんですね、本県は。これは日経新聞の報道なんですけれども、国税庁の「法人番号公表サイト」という集計で日経新聞は示しているという情報なんです。つまり本県に今ちょっと転機が到来しているんじゃないかと私は考えるわけです。

一方で、残念な数字は、若者の20歳以上の転出超過が全国の中では非常に高い率になっているわけですね。

そういった不名誉なデータがある一方で、新規企業の増加率は全国2位という、これは明るいですね。ちなみに1位が山口だというんですけれども、こういった希望が持てるデータがあるという中で質問をもう一度したいんです。

こういったCross Eホールディングスのような、いわゆる新興企業ですね、これからどんどん著しく伸びていく企業。今後も、こういった企業じゃないところ、同じような企業も上場に向けてどんどん後押しをして、サポートをしていただきたいと考えているわけです。

そういう中で、この上場チャレンジステップアッププロジェクト事業では、今後どういうふうに取り組んでいかれるのか、あるいは今後期待が持てる企業、今10社参加しているということですが、そういった期待が持てる企業も中に含まれているのか、そのあたりを教えてください。

【原田新産業推進課長】上場チャレンジステップアッププロジェクト事業の今後の方針的なものでございますが、今回、長崎県が全国で唯一、県内に本店を置く上場企業がないという不名誉な状況の中で、この事業を令和6年度、今年度から開始しております。

そうした中で、8月29日にCross Eホールディ

ングス様が上場されたという一定の成果が表れつつありますので、引き続き、この流れを止めないようにやっていきたいと思っているんですが、上場を目指す企業というのは、スタートアップに限らず、県内で長く事業をされている企業というのがたくさんいらっしゃると思います。上場を目指さない、あえて目指さない企業様というのもいらっしゃると思いますので、上場にこだわらず、スタートアップも含めて企業の成長を促すような取組を、これからも引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

【大倉委員】それから、今後も期待できる企業などには何か把握されていらっしゃいますか。そういう関係の、こういう系の業務というところまででもいいんですけれども、具体的な名前はなくてもいいんですが。

【原田新産業推進課長】今、デジタル化とかDXが社会全体、非常に進んでおりますので、特に、AIとかIoTを活用した、そういう高度な情報通信技術を活用した事業などが今後伸びる可能性があると思っておりますので、特に、AIを活用したビジネスなど今後の成長が期待できる企業については、引き続き、しっかり支援をしていきたいと思っております。

【大倉委員】わかりました。この事業で大きな成果が私は一つ出せたと私は感じております。ですから、これを弾みとして本県の若者の就職支援という観点からも、上場の見込みがある新興企業の支援に、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そして、もう一つ、ご質問します。ながさき半導体ネットワークに関するもので4ページに記載されております。

いわゆる、これは産学官の組織でできている

ものだと思うんですけども、企業が求めている人材を大学と連携しながら育成して、地元の就職へと結びつけていくというものと認識していますが、こういった取組が、まさに本県での半導体関連企業の振興を後押ししていると感じています。

まず、具体的にどういった中身をやっているのか教えてください。

【末續未来人材課長】半導体ネットワークの取組内容というご質問でございました。

半導体ネットワークは、改めて、ご説明いたしますと、県内の半導体関連企業、工学部や情報系の学部を有する県内の大学、高専、工業高校、そして、我々県をはじめとする行政機関が産学官で連携をして、それぞれの取組を一堂に会してご紹介し、議論をすることで、連携の取組を生み出していくと、そのような組織でございます。

今年度につきましては、これまで各教育機関で人材育成の取組を進めてきていただきましたけれども、いわば点であった取組を、今後は面としてつなげていくために、今回、7月に行いました総会におきまして、ワーキンググループを新たに設置いたしました。

その一つとして教育機関連携ワーキンググループというものを設置いたしまして、既に8月に第1回の会合をいたしました。その中で具体的な裾野拡大のような取組であるとか、人材の育成から確保につながるような取組、そういったものを教育機関と議論をし、場合によっては、企業、行政も入って、具体的な取組につなげていくようなことを今行っているところでございます。

【大倉委員】半導体関連産業は、まさに世界的に需要がどんどん高まっているという状況でござ

います。まさに、日本も、国も政策として重点を置いている、重きを置いているという中で、九州でも活発な投資も行われています。

まさに、本県でも、ソニーの工場増設であったりとか、京セラの工場立地という中で非常に活況になっているわけです。これは本当に本県の支える産業としても非常に重要な分野と私も考えています。

そこで、ご質問なんですけど、実際に本県での半導体関連企業の製造品の出荷額はどのくらいあって、そして伸びている割合ですね、どの程度伸びているのか、そのあたりも教えていただければと思います。

【香月企業振興課長】半導体関連の製造品出荷額のご質問でございまして、国が公表している資料で令和3年の実績がございまして、令和3年実績で本県の半導体関連の製造品出荷額は、3,103億円となっております。10年前の平成23年と比較しますと557億円増加しておりまして、率にして22%増加をしているといった状況でございます。

【大倉委員】今後も伸びていくというふうに想定していらっしゃいますか。

【香月企業振興課長】先ほど委員のご質問の中にも、県央地区のソニーの工場の拡張ですとか、京セラといった話もございました。そのほか県内では半導体関連で今後工場の増設なども予定されておりますので、そういったものが順調に稼働していくと、さらに製造品出荷額は伸びていくものと見込んでおります。

【大倉委員】もう本当に楽しみなんですよ、この産業は。

では、製造品の出荷額の全体に占める半導体関連の割合、そのあたりの数字がありましたら教えてください。

【香月企業振興課長】 令和3年の県全体に占める半導体の割合は、20%に上昇しておりまして、過去から申し上げますと、昭和の時代、高度成長期、これはご案内のとおりかと思いますが、本県は造船業が経済を支えておりまして、当時、造船業が58%を占めておりました。その時には半導体関連というのは、わずか一桁、4%という割合でございました。それが令和3年には、造船関連は32%、半導体が伸びて20%となっており、半導体は造船に次ぐ本県の基幹産業として今後も経済を支える産業として我々も引き続き力を入れて支援をしてまいりたいと考えております。

【大倉委員】 半導体関連は、まさに、ここ数十年で大きく飛躍しているということだと思います。まさに、もう今や本県の基幹産業の一つと言えるというお話だったと思います。

この成長によって雇用も多く生み出していることは容易に想定されるんですけども、では、半導体関連企業での県内の雇用者数は何人ぐらいで、そして、今後の見通しなども含めて教えてください。

【香月企業振興課長】 半導体関連の雇用者数のご質問でございまして、直近、国の統計で令和4年度の実績が公表されており、半導体関連で6,323名となっております。

先ほども申しましたように、県央地区ですとか、今後、規模拡大や本格操業を控えている企業の稼働が始まりますと、さらに個々の雇用の数字は増加していくものと考えております。

【大倉委員】 まさに製造品の出荷額も増えている。そして、どんどんと拡大している中、やっぱり雇用も今後増えていくことが見込まれているというのは人材の確保ですね、これが一番必要だと思うわけですよ。どういうふうに確保し

ていくのか、これは、まさに待ったなしの状況なんですね。昨今の人手不足ということもある中で、理系の女子も含めてどのように人材を確保していくのか。例えば、県内の大学とか高校、そのあたりの確保策をどういうふうに考えているのかを教えてください。

【末續未来人材課長】 半導体産業の人材確保に向けましては、やはり学生が低学年の段階から県内企業の現場を見て、知る機会を提供することで、その後のインターンシップであるとか、就職先の選択として選んでいただくということが重要であると考えております。

そこで、今年度から半導体ネットワークの新たな取組といたしまして、県内の理工系と情報系の学部を有する大学、高専、具体的には長崎大学、長崎総合科学大学、県立大学シーボルト校、佐世保高専の学生を対象に、半導体関連企業の見学バスツアーというのを企画いたしまして、去る9月20日に開催したところでございます。ここには、43名の学生と8名の先生方、合わせて51名に参加をいただきまして、ネットワークの会員企業2社を見学いただきました。

今後も、このように企業を知る機会、現場を見る機会というものを積極的につくりまして、半導体関連産業の人材確保につなげてまいりたいと、そのように考えております。

【大倉委員】 バスツアーの取組、こういった取組がやっぱり半導体関連企業の中身を学生に知ってもらい、そして理解してもらい、興味をもってもらいにつながると思うので、非常に効果的だと思います。

一方で、やはり半導体関連に携わったことがない方への育成も必要になってくると思うんですよね、いわゆるキャリアチェンジ。チェンジしていく方々への転職に向けたサポート体制も

しっかりと取り組んでいただいていることは私も存じ上げているんですけれども、極めて高度な専門分野ということもございます。なかなかキャリアチェンジは簡単ではないと思うんですが、現状の取組状況を教えてください。

【末續未来人材課長】 現在、国の有利な財源を活用いたしまして、昨年度、令和5年度から来年度令和7年度までの3か年間、体験型正規就労促進事業というものを実施しております。

公募する際に、わかりやすく正社員チャレンジプログラムという名称で公募しておりますが、この事業は、半導体や情報関連分野における人材確保を支援するために、主に、業界で未経験の求職者を対象に、人材派遣という形で2か月から6か月程度の期間、企業での業務を体験していただき、その後、双方が合意すれば正規雇用として就職する、そういった仕組みで取り組んでおります。

【大倉委員】 ぜひしっかりと人材確保も頑張ってもらいたいと思っております。

先般、新生シリコンアイランド九州も、九州・沖縄・山口9県で連携協定を結ばれたわけですから、ぜひ半導体を支える人を長崎県、本県からもしっかりとサポートしていただきたいと思います。

以上です。

【中村(一)委員長】 ほかにありませんか。

【虎島委員】 一般質問でもありましたけれども、航空機関連産業の振興についてご質問いたします。

5月に行われました当委員会の県外調査で愛知県小牧の三菱重工航空エンジンの本社を訪ねいたしました。組立現場を拝見しながら丁寧な説明を受けまして、航空機産業の現状を確認することができました。非常に付加価値の高い産

業でございまして、メンテナンスということでも、今後、長年の成長も見込まれるということで、産業としても期待をしているところでございます。

一方で、航空機関連産業に参入するため高い技術力が求められており、認証の取得も必要と聞いております。県内の中小企業にとっては、なかなかハードルが高いのではないかと心配しておりますけれども、そこで県内における航空機関連産業の現況について、お聞かせいただければと思います。

【香月企業振興課長】 県では、造船業で培ってきた県内中小企業の技術力や人材を生かせる分野として、平成30年に航空機関連のクラスター協議会を立ち上げ、県内サプライチェーンの構築を意識しながら、航空機産業の振興に取り組んできたところでございます。

具体的には、県内外の大手重工と直接取引を行って、外の仕事を県内に持ってくる。そこが核となって、県内企業に発注を行ってサプライチェーンをつくっていく。こういった考えの下、ビジネスマッチングとか展示会への出展、参入に必要な資格の支援、こういったものに取り組んできております。

併せて、令和元年に三菱重工の航空エンジンの誘致が実現しまして、参入しやすい治工具の製造から県内企業へ発注を進めていただいて、航空機への参入を促しているところでございます。

こうした取組によって、市場参入に必要な認証を取得した企業数は見込みを含め14社でございまして、これは九州でトップになっておりまして、国からも九州を代表する航空機関連産業の集積県という評価をいただいているところでございます。

【虎島委員】ありがとうございます。これまでの継続した取組によりまして、県内企業の認証取得数が増加すると、一定参入が進んでいるということを理解いたしました。

そこで、県が航空機関連産業の振興に関する様々な取組を始めて5～6年というところで、認証取得数が九州でトップになるまでに成長したことに大変驚いております。そういった九州を代表する航空機産業集積県になったことの要因をどのように考えているか、教えてください。

【香月企業振興課長】産業として育成していくに当たって、やはり県内のサプライチェーンをどうつくっていくかというところがポイントと考えておりまして、外の仕事をいかに取ってくる企業をつくっていくか、そこいかに県内企業を連携させるかといったものが中心というふうなことで支援を行ってまいりました。

クラスター協議会の設立当時から、以前、企業誘致で長崎に進出いただいた企業が、今、東彼杵の方で航空機関連の事業を進めていただいているのですが、まずは、そこが核になって、県内企業への発注をしながらサプライチェーンをつくってきました。そこに、先ほど申しましたが、三菱重工の航空エンジンの進出がまた決まって、県内に出すプレイヤーが増えていっているというところが一つございます。

併せて、今まで造船業で培ってきた技術力を生かして、県内の中小企業が参入をいただいて県内にサプライチェーンとして広がっていていることが急成長の要因と考えております。引き続き、サプライチェーンの構築、強化というものを意識しながら取り組んでまいりたいと考えております。

【虎島委員】ありがとうございます。中核企業の誘致実現ということで、県の手厚い支援によ

り、これほど成長してきたものであると理解いたしました。

今後、造船に代わるというか、造船に加えて航空機関連産業が基幹作業へと成長していくということもあって、さらなる需要獲得を図って県内企業の参入を進めていく必要があると考えています。

そこで、県として、こういった課題に今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

【香月企業振興課長】今後、航空機産業のさらなる成長ということでございますが、やはり航空機産業というものは、国内市場より、圧倒的に海外市場の方が大きいため、いかに海外メーカーと直接取引が行えるか、海外メーカーのサプライチェーンに入っていくかというところが重要と考えております。

併せて、冒頭、委員のご質問にもありましたように、メンテナンスは、息の長い仕事で人手が必要なため、雇用の創出も見込まれる分野でもございますので、海外メーカーのメンテナンス分野にいかに入っていくかというところが重要と考えております。今年度、県内企業に参加をいただいて、アメリカのメンテナンス部品メーカーへの市場参入を目指した事業を開始したところでございます。

実践的な取組を行っていただくことにしております。加工トライアルなどに取り組んでいただく事業でございますが、こうしたことを通じまして航空機関連産業を基幹産業として、さらに成長させることができるようにサプライチェーンの強化・育成に努めてまいりたいと考えております。

【虎島委員】将来、今後も見据えながら取組を進めているということで、引き続き、県内航空

機産業の振興に努めていただきたいと思います。

事前通告しておりませんが、私が、次の長崎の基幹産業として期待をしております水素関連について、ご質問いたしたいと思います。

先日、9月4日にブラザー工業の事業説明がありました。私も参加しましたが、多くの自治体や企業が来られて大変な盛況であったと思いますけれども、せっかくですので、その概要等を教えていただければと思います。

【岩永新エネルギー推進室長】水素関連に関するご質問でございます。

委員がご指摘のとおり、先日、9月4日に、6月に連携協定を締結いたしましたブラザー工業様のセミナーを長崎県水素事業化研究会の中で開催させていただきました。参加者は約40名ほどで、県内企業様をはじめとしまして県内の大学、行政関係者の方々にご参加いただきました。

その中で、ブラザー工業様が今取り組んでおられる水素事業に関するご説明や製品のご紹介、あと、今後の水素関連事業の展開などにつきまして、ご説明をいただいたところでございます。

併せまして、県内の水素事業化研究会でのプロジェクトの紹介もさせていただきます。今後、ブラザー工業様を中心に県内企業も連携した形でのプロジェクト、そういったものも検討できないか、名刺交換会や個別意見交換会も開催いたしまして検討していく予定にしております。

【虎島委員】ありがとうございます。いろんな自治体と民間企業も来られまして、水素に関して非常に期待値が高いというふうに思っております。

一方、民間企業同士でしっかりと突き進んでいく、それをサポートするというのは重要だと思いますけれども、ある一定、やっぱり県が水

素で産業を立ち上げるんだという大きな姿勢を示していただくというのが、新規産業を立ち上げる上では重要になってくるのではないかと考えておりますが、県としての意気込みをお聞かせいただければと思います。

【岩永新エネルギー推進室長】水素関連分野につきましては、次世代のエネルギーとして非常に注目をされております。国の方でも水素に関連する補助金等を創設いたしまして支援をするように取り組んでおりますが、県といたしましても、そういった補助金も活用しながら、県の水素関連のプロジェクトを立ち上げて、強力に推進をしていきたいと考えております。

もちろん、その際には、ブラザー工業様のような大手企業を中心といたしまして、県内企業の参画も積極的に募りながら、進めていきたいと考えております。

【虎島委員】ありがとうございます。水素を核として、また、いろんな産業にも活力が伝わっていくものと思いますので、ぜひ引き続き頑張っていただきたいと思います。

もう1点、よろしいでしょうか。

部長説明の3ページ、バングラデシュのIT人材というところがございましたけれども、この取組の進捗状況ですね。ニュースで見ますとマッチング会を行ったというふうな報道もありましたけれども、ぜひお示しいただければと思います。

【高見未来人材課企画監】バングラデシュの取組ですけれども、6月に現地のマッチング会を行いまして、その後、県内企業3社が3名の内定を出されております。

業種は、建設業2社、それから、IT関連企業が1社ということになっております。

デモの影響が心配されましたけれども、当初

の予定どおり来日をされまして、本日、長崎大学で入学式が行われております。9月30日から長崎大学の方で日本語教育とか内定企業のインターンシップを開始して、2月の就労開始を予定しております。

もう一つ、来年8月の就労開始を目指す第2期の募集についても、9月いっぱいまで現地の状況を見た上で10月下旬に企業向けセミナーを開催予定としております。

ただ、現地のデモによる安全面を考慮しまして、現地での企業とIT人材との面談会は行わずにオンライン面談で実施をしていきたいなど、今のところ考えているところでございます。

【虎島委員】ありがとうございます。私も、その暴動が気になっていたところで、首相が国外へ脱出するなど非常に政情不安が続いているというふうに伺っております。民間とのやり取りというのは何とか回避しながらできると思うんですけれども、政治の上で向こうとのやり取りというのは、あまり支障はないとお考えでしょうか。

【高見未来人材課企画監】政治的なところの影響というのはないかと思っております。ジェトロによりますと、治安は既に安定化をしております。市場も回復傾向ということでございます。

日本企業も事業操業を再開しまして、ダッカの日本人学校も9月から再開して、帯同家族も再渡航がされているという状況ですので、そこは影響ないと考えております。

【虎島委員】ありがとうございます。非常に優秀な外国人の方に来ていただくという重要な事業であると認識しておりますので、ぜひ今後とも頑張ってくださいと思います。

以上です。

【中村(一)委員長】 ここで、11時15分まで休憩いたします。

— 午前11時 3分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。
ほかに質問はありませんか。

【山口委員】 先ほどご説明いただいた3ページの長崎県産業振興協議会の関係で、この中のことについてお尋ねします。

産業振興協議会というのは、県と長崎市と佐世保市と産業振興財団の4者で構成しているということになってます。防衛産業とか、洋上風力とか、小規模事業者のデジタル化を進めていくということで、最後の方に、いわゆる人口減少対策等々についても手を入れていただいております。外国人材の活用というのも、一つのテーマとしてあって、ここではバングラデシュのIT人材を確保するということで記載をされていますが、なぜバングラデシュなのかなというのが、ちょっと気になりましたものですから、まず、単純な質問からさせていただきます。

【高見未来人材課企画監】 バングラデシュのIT人材の確保については、県内IT産業の人材ニーズを確認しましたところ、今後、5年程度で日本人等を確保した場合でも200人以上が不足するということが見込まれることがわかりました。

また、このバングラデシュの取組については、宮崎市の方で2017年からJICAの支援を受けて、先行して取り組まれておりまして、一定実績も上がっておりますので、県としても、JICAとかバングラデシュの大使館を訪れましてお話をお伺いしたところ、宮崎の事例を全国に展開したいということで、その第1号として長崎県

にも協力をお願いしたいというご提案がございました。

バングラデシュは、平均年齢も28歳と非常に若くてITスキルを持った方も多い一方で、国内のIT産業が少なく、多くの優秀な人材が海外に流出している状況もございますので、県としても、そういった優秀な人材を受入れまして、県のIT産業の振興を図るために、今回の事業を開始することとなったものでございます。

【山口委員】バングラデシュは、私たちの印象としては、世界で最も貧しい国というふうな印象というか、そういうふうな表現もされている文章も結構あるんですが、そういう中で、ただインドに接している国で、インドはIT等々については、世界でも、ある意味レベルの高い人たちが結構いる国だというふうに思っているんです。

そして、もう一つ、バングラデシュは親日国といいですかね、日本とのお付き合いが非常にいい、良好な関係にあるというふうに思っているんです。

ただ、どうしても貧しい人が多い。そういうことによって教育が行き届かないというのが、ここの国の最大の弱点かなと思っているんですが、日本に來られる人たちはどの程度のレベルの教育を積んで來られるのか。IT人材ということであるとすれば、それなりの教育を受けて來られるのか、それとも日本の国においてきちっと教育をし直すのか、その辺はどのようになっているんですか。

【高見未来人材課企画監】今回のバングラデシュの人材ですけれども、まず、現地の方で、日本に行きたい人材に募集をかけます。現地のITの大学とかを卒業された方に募集をかけまして、30名から40名ぐらいに絞り込むという状況に

なっております。

募集自体は、2,000人から3,000人の応募があるという中で30人、40人に絞り込んだ方を、現地で日本語教育とか、再度、ITとかの教育をし、今度、県内企業が面接をして選んでいくという状況になっております。

その後、先ほど申し上げた長崎大学で、また日本語教育とか、採用内定企業でインターンシップを行いまして受け入れていくという状況でございます。

本県の職員も現地のバングラデシュの面談会にも参加をいたしましたけれども、お一人お一人、日本、長崎に來られるということに非常に期待を持って、熱い思いを持って來られてますので、我々としては、日本人よりも優秀な方もいらっしゃるというふうに評価をしております。

【山口委員】これから期待できる外国人材ということになるんだと思いますけれども、長崎県を含めて全国で、現状、それから将来を含めて、バングラデシュからの人材をどのように、どの程度活用される方向にいくというふうに思われているのか、お尋ねをします。

【高見未来人材課企画監】今回の事業では、まず、今年度5名程度の受入れを行いまして、来年度10名、それから翌年度に15名、合計で30名の受入れをしたいというふうに目標を立てております。

【山口委員】しっかり連携を図って、しっかり役に立っていただくように、教育を含めて、しっかり頑張ってくださいと思います。

【中村(一)委員長】ほかにありませんか。

【白川委員】まず、高技専についてお伺いをしたいと思います。

私のところにインターンシップの学生さんが4名來ておりまして、高技専に行かれる学生さ

んたちと同じ世代ということで、そういった若い世代の方とも意見交換をしたいと思ひまして、長崎校の方に改めて視察に行つてまいりました。

その際、長崎県でスタートアップで起業されたIT関係の社長さんも、お一人ご同行をいただきまして、そこで長崎校の校長先生も熱心にご説明等、現場も見学をさせていただいたところでございます。

そういった中で、若い学生さんたちから出た意見というのが、このようなすばらしい設備がある学校を知らなかったということが大半でありまして、学生時代に情報が届いていなかった。たまたま長与町に住んでいたんで、知ってはいたけども、内容までは知らなかったというような声と、ITの起業家の方からすると、やはりPR不足ではないかということで、ホームページの指摘なども改めてあったところであります。

今回の見直しについてというところに関してのご報告でいうと、有識者会議においては、中小企業からの求人増を踏まえてカリキュラムの柱は変えるべきではないというようなご意見が多かったということで、今後、学科編成等は柱を変えるべきではないというところだと思ひますけれども、やはりそうなってくると、入口対策をしっかりとしていかなければならないのではないかなというようなことだと思ひます。

具体的な取組へとつなげてまいりますということですが、どうしても、こういった具体策を考えておられるのか教えてください。

【黒川雇用労働政策課長】高等技術専門校につきましては、入校生の9割が高卒の新卒者となっております。全国的にやはり人口減少が進む中で、本県においても、県内高校の新卒者が令和5年には1万933人ということで1万人割れも目前となつてきている状況でございます。

また、高校の新卒者の進路についても、大学進学を選択肢が増えていますとともに、高校に対しても企業の求人の大幅な増加がきておりまして、こちら入校者の減に影響しているのかなというところでございます。

一方で、今、お話がありましたように県内企業からの求人も非常に多いと、高技専の求人も多いということで、我々としても企業の人材ニーズに応えるべく入校者の確保対策に一層努めていきたいと考えております。

そこで、従来から、高技専の方でも各種説明会の参加だけではなくて、独自に県内の高校なども回つて校のPRもしているところでございます。

私の方も、今年は、過去に希望の多かった離島地域ですとか、そのほか高校も含め高校教育課からのご助言もいただきながら、直接、校長先生方とお会いしてまいりました。

やはり進路指導の先生方から、直接、生徒になかなか届いていないような現状というのもありましたので、重ねて情報提供をお願いしてきたところでございます。

また、このような取組を進める中で、高校の文化祭への出展などのお声がけもいただきましたので、そちらも校に対応するべく、現在、調整しているところでございます。

それと、来年度以降は、また専用ホームページの設置ですとか、現在行っていますSNSによる発信を効果的に行うほか、校独自のイベントによります高校新卒者の集客、そして、高技専のOBの在籍するような企業さんと連携した情報発信など、入校者確保対策を一層進めていきたいと考えております。

【白川委員】ありがとうございます。ホームページ、SNSは急務だと思いますので、ぜひ願

いしたいと思います。

そして、やはり今本当に就職については売り手市場というか、高校にもたくさん求人がきているというような状況の中で、また、大学進学者も増えているという中で、高技専の情報が埋もれてしまうような状況なのかなと思いますけれども、やはり高校を卒業して無資格で就職するよりも、高技専で国家資格など即戦力になるような技術を1年、2年かけて取って就職するというと、やはり社会人としてのスタートが違ってくと思います。

また、企業によっては、資格手当だったりとか、高卒と専門校卒のお給料が違ったりというようなこともあると思いますので、やはり県内で少しでも望むようなお給料をいただけるような就職につくということについても、この高技専は非常に重要な役割を果たすと思っておりまので、そういった求人票の、具体的にいうと比較なども含めて、高校生へのアピールというのはしっかりとしていくと、そこに対する親御さんの視点というのも変わっていくのではないかなというふうに思いますので、この募集定員割れの状況をぜひ何とか回復していくように、県の方にも引き続き努めていただければというふうに思っております。

そして、新たな学科新設に関しても少しお伺いしたいんですけれども、基本は変えないということではありますが、例えば、今、基幹産業になりつつある半導体ですとか、デジタル関連の学科新設などは検討されておりますでしょうか。

【黒川雇用労働政策課長】 現在、検討会議の中でも、現在の学科構成についてはご評価をいただいておりますので、現状を軸とした新たな学科設置などの大きな学科再編は行わずに、企業の

ニーズに対応しました学科内のカリキュラムの一部見直しなどで対応していくというようなご意見をいただいております。

現行でも、半導体分野の製造装置の製造ですとか、デジタル分野、航空機分野、こういった分野に参入している企業で活躍する人材というのは、現状も修了生の方から輩出できております。

引き続き、現状の学科を中心に、このような成長分野などで貢献できる人材の育成を図ってまいりたいと考えております。

また、デジタル関連をはじめとして、新たなニーズに対応するためには、必要に応じまして既存の在職者訓練ですとか離職者訓練といった枠組みもございます。こういったものを活用しまして企業や団体、また、ポリテクセンターなど外部の機関と連携を図りながら対応していきたいと考えております。

【白川委員】 ありがとうございます。

では、続いて東彼杵町の工業団地の計画についてですが、こちらはもう募集が始まるということで順調に進んでいるのかと思いますが、地元住民の理解はしっかり得られて、反対運動等を行われていないのか、改めて伺いたいと思います。

【石川企業振興課企画監】 東彼杵町における工業団地の整備計画についてのご質問でございます。

この計画自体は、以前から東彼杵町において計画を検討され、地元の調整も町の方でされて、適地、候補地を選定された上で、整備の計画について県に参画を求める要望というのが今年の7月にございまして、県と町と連携して取り組んでいこうということで、現在、民間事業者の公募を始めたところでございます。

今回、計画していくに当たって、町の方で地権者であるとか、営農者であるとか、そういった方にアンケート調査をしたり、計画の説明などを実施されておりまして、アンケートの結果を見ますと95%の方が賛成されているということで、大きな反対はないと伺っております。

したがって、先ほど委員のお話にありましたような反対運動とか、そういったものは特に聞いておりません。

ただし、こういった団地の開発に当たっては、地元の理解というのが何よりも重要であると考えておりますので、今後も折を見て町の方で地元への説明などをしていただくように促すとともに、県としてもできる協力をしていきたいと考えております。

【白川委員】ありがとうございます。私もアンケートを拝見させていただきまして、東彼杵町からの陳情のところにもついておりますけども、新たな企業を誘致する雇用の機会がある町ですとか、若者のニーズに合った都市環境が整備された町というふうなことで、この町に住みたいと思える若者が増えるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、どんな企業が来られるかまだわかりませんが、自然も非常に素晴らしい町だと思いますので、環境面にも配慮した取組をお願いしたいと思います。

そして、もう一つだけ。

これは、新聞記事によるものなんですけれども、9月3日の長崎新聞で、「男女の賃金格差について」という記事が1面に載ってありました。

これは、かねてより世界で見た比較などはあって、日本は男女の賃金格差がある方だということであるんですけども、県ごとの指数が出たのは初めて見たんですけども、長崎県は格差

が少ない方から3番目とされておりました。この評価について県の受け止めと分析を教えてください。

【黒川雇用労働政策課長】先日の新聞報道の厚生労働省の調査結果によりますと、本県は男女間の賃金格差が小さく、高知県、岩手県に次いで全国3位ということでございました。我々でも内容を確認しましたところ、これは本県の産業構造の影響が大きいのではないかというふう

に分析しております。

本県の場合、男性の就業者が多く、給与水準が比較的高い製造業の割合が構造的にも小さいということもございまして、そういった部分が影響しているものと考えております。

そのため、他産業と比較しても、雇用規模が大きい、所得水準が高い製造業の誘致・規模拡大を進め、賃金の底上げを図ることが重要ではないかと考えております。

【白川委員】比較的高い賃金が高い製造業の割合が少ないということで、製造業というと、どうしても男性が多く働く場所というイメージがあるんですけども、その比重が少ないということで、私が受け止めたのは、男性の賃金自体も高くないので、女性と比較すると、長崎県を総じて見ると、格差が少ないというふうになっているのかなと見ていて、決して手放しで喜べる第3位ではないというふうに受け止めております。

働く女性たちとも意見交換をしたんですけども、男女の賃金格差が少ない、女性が稼いでいるというような肌感はないという働く女性たちの声もある中で、やはり男女ともに賃金を上げていく取組というのが、まず必要だと思いますし、女性が出産や育児、介護でやりたい仕事やキャリアを諦めてしまうことがないような県の取組についても、今後、一層の強化をし

ていただきたいと思います。このあたり、ご意見いかがでしょうか。

【黒川雇用労働政策課長】我々も、現在、女性をはじめとする誰もが働きやすい職場環境づくりを進めているところでございます。こちらを引き続き進めていくとともに、先ほど申しましたように、他産業と比較しても雇用規模が大きい、所得水準が高い製造業の誘致・規模拡大をしっかりと進めていきたいと考えております。

また、製造業については、確かに男性の多い職場ということもございますけれども、高技専などでも女性の入校者等も増えてきております。こういったところから、校の方でも入校対策の中で、女性向けのチラシ等を作成したりしてPRも図っているところでございます。

今後も、製造業の女性の就業を促すような取組も併せて進めていければと考えております。

【白川委員】ありがとうございます。理系女子というか、工業系の仕事、製造業にも女性を登用していくというような流れをつくっていくということでありましたけども、様々な産業で女性が活躍できるというか、本当に先ほども申し上げたようにM字カーブのようなことで、自分のキャリアを諦めなくて済むように、いろんな産業で、働きたい現場で女性がしっかりと働いて経済を得ることができるように、私も様々な意見を伺いながら届けていきたいと思っておりますので、今後、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【溝口委員】先ほど白川委員が質問した工業団地の整備等について、私も一般質問の中で質問をさせていただきましたが、地主、地権者ですね。地権者の方々はほとんど賛成しているということですが、報道関係では、周

辺の住民の方々は、説明が不足しているんじゃないかと、そういう報道があっていたんですけども、そのことについてどのように説明してきたのか、お尋ねをしたいと思います。

【石川企業振興課企画監】先日の新聞報道では、町の方で、町議会においてご説明があったということなんですけれども、地権者であるとか、営農者に対しては、先ほど申し上げましたとおり説明会やアンケート調査で一定説明をされていたのですが、近隣に実際に住まわれている方の中には、そういった情報が届いていなかったことがあったということでございます。

具体的な事業の内容でありますとか、どのような団地が造られるかといったところは、今、まさに公募をして提案を募っているところなんですけれども、そういった情報を、ある程度整ったところで説明をしたいという町のご意向でございました。そういったことも含めて、地元の方に理解をいただくためには、折を見て説明をしていく必要があると思っておりますので、町と連携して地元の理解が得られるような取組を進めてまいりたいと考えております。

【溝口委員】その周辺の方々にということですが、例え、地権者にしても何人かの方々が、まだ全部賛成ではないという話も聞いておるんですけども、整備する業者が決まったという段階の中で、反対住民の方々が、また、いやそれはということになってきたら、石木ダムのような感じになってくるんじゃないかと思うんですけども、その辺についての危機感というものはないんですか。

【石川企業振興課企画監】先ほど私からも申し上げましたように、この計画自体は、東彼杵町が以前から検討を進めてきた中で、地元の調整というのを一定されてきていると伺っておりま

す。

もちろん、こういった団地の開発とか、大規模な開発については、様々なお考えがあるかとは思いますが、あくまで地元の理解、地元の同意というものがないと進まないと思っておりまして、そこは我々が考えているアンカー企業の誘致による地域産業の振興、そういったことによる地元の振興というのを進めるためには非常に必要な計画であるということをご理解いただけるように説明を尽くしてまいりたいと考えております。

【溝口委員】アンカー企業を誘致するということに対しては、私も大賛成なんですよね。ただ、住民の方々というのは、自分たちの環境が悪化するという形の中では、反対の意見の方々もいるんじゃないかと思うんですよ。

だから、東彼杵町がずっと進めてきたことから、それに県も協力しますよという形でしているとは思いますが、やはり今までの経験を生かして、東彼杵町と粗相がないように地元住民に真剣に説明責任をしていかなければいけないと思うんですけれども、その辺の指導についても、また県としても、そこに今関わってきたわけですから、はっきり言って、中に入って地元住民の理解をいただけるようにしっかりと早く説明しなければいけないと思うんですよ。8月29日から民間企業の公募を始めているわけでしょう。

【石川企業振興課企画監】委員ご指摘のとおり、8月29日から開発事業者の公募を始めたところでございます。

この開発事業者からは、どのような団地の整備をするか、スキームやスケジュール、そういったものを提案していただくようになっていますけれども、その中の項目の一つに、地域の

住環境の確保や営農への影響、地域環境への影響などに対する配慮という項目も設けております。

今後、提案が出てまいりましたら、そういったところも含めて、現在の状況も含めて、説明する機会というのを町とともに設けてまいりたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。ただ、公募者が決まって、事業者が決まりましたという段階で、その問題が出てきたら、民間の企業が物すごく困るわけですね。だからその辺については、やはり報道関係でもいろいろ言われないうな、その対策を早く取っていただきたいと思いますが、部長、どがんですかね。

【宮地産業労働部長】今、溝口委員からお話があった地元の方のご理解の下に工業団地の造成、または企業誘致を達成するというのが、我々の目標かと思えます。

今回、民間事業者の提案型を取らせていただきましたのは、他県で先行事例がございまして、先行する熊本県の状況を見ましても、やはり開発に当たってはいろいろご意見があるところもあると。その辺の調整を図りながら、工業団地の造成に向けて調整をされていくというふうなことをお伺いしております。

溝口委員おっしゃられますように、造成する民間企業者、さらに誘致でおいでいただく企業様にとっては、企業進出が地元にとって非常に喜ばしいことという状況でないと、私どもも企業誘致できませんので、そこは東彼杵町と一緒に連携をして十分にご理解をいただくように努力してまいりたいと思っております。

【溝口委員】わかりました。ぜひ問題が起きないように対策をしっかりと取っていただきたいと思っております。

それから、8月29日から公募をかけているわけですけど、民間のいろいろな設計関係とか、いろいろアイデアを持ってくる方がいると思うんですけども、企業の公募の条件というのは何かあるんですか。

【石川企業振興課企画監】今回の公募に当たっての事業者の条件ということでございますけれども、もちろん建設業の許可を持っているとか、宅地建物取引の許可を持っているとか、そういった条件というのはございますけれども、こちらが提示しております29ヘクタールの土地を、アンカー企業が立地できるような工業団地をできるだけ早く、目標としては令和8年度というふうに設定しておりますけれども、できるだけ早く造れる企業、もしくは単独の企業では無理であればグループで提案をしていただき、まずは、どういった企業かという内容を我々も審査しますので、そういったところで信用がおける、しっかり実行力のある企業というのを選んでいきたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。なかなか企業誘致というのは難しい問題でありまして、事業者に整備手法を考えていただくということでございますけれども、その辺についての条件がいろいろあると思うんですけども、一つは、聞いた話では、一応、民間業者が土地を買い上げて、それから造成をしていくということだと聞いたんですけども、その辺については間違いありませんか。

【石川企業振興課企画監】例えば、これまで市町が団地を造成する場合は、事業主体である市や町が土地を買収しまして、そこを整備していくという手法だったわけですけども、今回、他県の事例というのも参考にして募集要綱を設定しております。基本的に、委員ご指摘のとお

り、民間事業者が土地を買って、そこを自ら造成していくというスタイルを想定しておりまして、どういった提案が出てくるかというのを考えております。基本的には他県でもそういった事例がありますので、そういった形になるかと考えております。

【溝口委員】わかりました。買い上げてからということになると、県と町の方はお世話をするわけですけども、民間が今度は企業誘致という形の中では、どこに責任がかかってくるわけですか。民間事業者にかかってくるんですか。

【石川企業振興課企画監】出来上がった団地にどういった企業が立地するかという企業誘致の活動のことになりますけれども、基本的には、企業誘致活動は、県、産業振興財団、あと地元の市町、今回の場合は町と連携した形で企業を誘致するという活動をしております。今回、公募の中では、開発事業者が、もし立地企業の候補を提案できるのであれば提案していただくということも一応想定しております。

そういった提案があれば、我々としてもありがたいというふうに考えておりますけれども、もちろんどこでもいいというわけではございませんので、そういった提案があった場合は、どういった企業なのかというところを精査した上で、誘致企業を決定してまいりたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。民間の方々も土地を買ってから造成して、そして、誘致するという形になれば資金的な問題もかなり要るんじゃないかと思えますし、早く誘致ができないと金利もかかってくると思うんですよね。その辺について、やはり県が責任を持って、ある程度、何年かの間とか、そういう約束を民間業者としてということになるわけですかね。そこら辺に

については、今のところ何もなくて、民間業者が買い上げてするという形になるわけですか。

民間の方々も、ある程度の担保がないと、多分、中に入ってくることができないんじゃないかと思うんですけれども、そのことについて考え方をお聞かせいただきたいと思います。

【石川企業振興課企画監】今から誘致活動というのはするわけですが、いつまでに、こういった企業が入るというのはなかなかお約束することは難しいということがございますので、そういった点は開発事業者にとっては、ある意味リスクというふうに取りられる可能性はあるかと思っています。

そういった点について、そのリスクを持っても開発事業をやるというふうなご提案なのか、こういったご提案になるかにもよるんですけれども、県側も誘致活動を頑張りますので、そういったことをこういった形で折り合うかというところは、今後、提案の中で出てきた内容を見ながら事業者とも協議をしてみたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。条件次第ではのんでもいいですよという民間も出るかもわかりませんが、条件が合わないということになれば、一つも来ないかもわからないという民間企業者もあるかもわからないと思うんです。

例えば、この土地に立地をしたいというような企業がおるとは思いますけれども、その時に、その業者が、自分たちが好きなようにしたいから買いたいという提案もあるかもわからないと思うんですけれども、自由に公募をそこまで考えて公募しているということになるんですか、その辺についてはいかがでしょうか。

【石川企業振興課企画監】応募される開発事業者が、例えば立地を希望する企業様の情報を既

に持っているとか、そういったことで立地企業と一緒に応募してくるということもスタイルとしてはあり得ることかなと思っております。そういった形で立地企業も含めて提案いただくということは、我々としても検討に値する内容であると考えております。

【溝口委員】わかりました。ただ、部長に聞きたいんですけども、やはりある程度、担保が民間業者としては要と思うんですよね。だからそこら辺について、ここに立地をしたいという企業と、そういう開発をしたいという取組がある企業が私は一番いいと思うんですけれども、その辺についての部長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

【宮地産業労働部長】今、企業振興課企画監がご答弁申し上げましたけれども、そういうスピード感として造成する、今から取りかかるこのスピード感で、すぐ進出しますとおっしゃっていただく企業があれば、それは非常に望ましいことだと思います。

一方で、現実的なことを考えますと、通常、我々も企業誘致活動をやっておりますが、完成時期というか、ある程度、企業の方も投資のスケジュールを立てるのに時間を要する場合がありますので、そうしますと、そのタイミングでは誘致企業まで決まるというところがない場合が、やっぱり想定としては出てくると思います。

その中では、先ほど溝口委員からもございましたように、担保、民間事業者の開発がどうすれば柔軟に進むかというところはいろいろ意見交換しながら、通常、我々、県・市が団地を造成する時には財政出動して整備をきちんとやりますので、そういう等々いろいろ状況を考えながら検討を重ねてまいりたいと思っております。

【溝口委員】この東彼杵工業団地をぜひ完成さ

せていただくよう、アンカー企業を早く誘致して、相浦が待っておりますので、佐世保市の。相浦についても、一般質問の中で言いました研究機関か中堅の企業ということでございましたので、併せて、ぜひ誘致できるように努力していただきたいと思います。その辺について、もう一回聞かせてください。

【宮地産業労働部長】一般質問で溝口委員の方にご答弁を差し上げましたけれども、先ほど来、半導体なり、航空機なり新たな産業をというお話がございました。

企業の大小を問わず、あと上場のお話もございましたけど、企業の上場を問わず、やっぱり長崎県は成長を指向して外需を獲得して、税源を涵養して、それで小規模事業者の皆さんをお支えしていくというのが、我々産業労働部の使命だと思っております。

その中で、一番大きいアンカー企業の誘致は、我々は第一に考えて、県産業振興財団のみならず、私自身も必要に応じて誘致活動に赴いておりますので、全力を傾けて努力してまいりたいと思っております。

【溝口委員】わかりました。ありがとうございます。

長崎県は人口減少が進んでおりますので、アンカー企業をぜひ誘致していただくように心からお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【山村副委員長】ありがとうございます。1点だけ確認させてください。

諫干調整池の太陽光パネルの調整状況について、今の状況を教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【岩永新エネルギー推進室長】諫早湾干拓地調

整池における水上太陽光発電につきましては、今年2月に事業の導入可能性の検討について公表して以降、県内に加えまして佐賀県からもご意見があっておりまして、特に、環境に対する懸念が示されているところでございます。

事業推進に当たりましては、地元の地域の関係者の方々のご理解がやはり一番大事だと、最も重要であると考えておりますので、庁内関係部局と慎重に検討を進めている状況でございます。

【山村副委員長】ありがとうございます。かなり巨大なプロジェクトになるというふうに思っておりますので、いろんな意見があるのは、恐らく想定していらっしゃったろうと思います。

きちっと進めていただくためにも、いろんな意見を聞いていただいて、どうしていくかというのを検討していただくというのはすごく大事なことだと思っておりますし、やはり大きなプロジェクトになればなるほど説明責任というのは非常に大事になってまいります。

また、県の部局も、多分、産労部だけじゃなくて土木部だったり、農林部だったり、環境部だったりというところで横断的にまたがってくる事業だと思っておりますので、きちっと検討していただきたいというのと、ご提案なんですが、私も公共事業をやったので、調査にはきちっとやっぱり予算をかけて、いろんな意見に対してきちっとお答えできるということの技術的根拠なり、科学的根拠なりというのを一度検討すべきだと私は思っております。

今年度は、意見を聞いている段階だったり、可能性を検討している段階だと思っておりますけれども、虎島委員が言われたように、今後、水素とかいろんなことを考えたときに、諫干調整池というのは、特に山を削るわけでもなく、何をす

るわけでもなく、巨大な水上太陽光発電の可能性がある地域ですので、将来を見据えたときには、ぜひ進めていただきたいというふうに思っている事業でありますので、そこに関しては、次年度予算でも結構ですので、きちっと予算をつけながらも根拠整理だったり、いろんな方へのご意見に対してきちっとお答えできるような形で、皆さんが納得するような、100%納得というのはなかなか難しいんですけれども、多くの方がきちっと納得していただけるような取組を行っていただければと思います。ご意見があれば伺いたいと思います。

【岩永新エネルギー推進室長】先ほども少し触れましたけれども、公表して以降、県内外から周辺環境への影響等につきまして不安視するご意見をいただいております。

その一方で、関係部局による意見交換の際には、事業実施による周辺環境への影響など、どこまで正確に予測することが可能なのかなどの意見もあっております。

調査の実施に当たりましては、予算措置が必要になってまいりますけれども、事業の実施目的ですとか効果、あと、今後の事業推進にどのようにつながっていくのかなどを具体的にご説明できなければならないと考えておりますので、どのような進め方がいいのか、引き続き、関係部局や関係市の方も含めまして協議してまいりたいと思っております。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに質問がないようですので、産業労働部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11 時 59 分 休憩 —

— 午後 零時 0 分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

これもちまして、産業労働部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、水産部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

— 午後 零時 0 分 散会 —

第 2 日目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年9月25日

自 午前 9時58分
至 午後 2時12分
於 委員会室4

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中村 一三 君
副委員長(副会長)	山村 健志 君
委 員	溝口 芙美雄 君
"	瀬川 光之 君
"	山口 初實 君
"	前田 哲也 君
"	近藤 智昭 君
"	堤 典子 君
"	大倉 聡 君
"	白川 鮎美 君
"	虎島 泰洋 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

水産部長	吉田 誠 君
水産部政策監 (政策調整担当)	松田 竜太 君
水産部次長	峰松美津子 君
水産部次長	古原 和明 君
水産部参事監 (漁港漁場計画・ 漁場環境担当)	宮地 健司 君
漁政課長	小川 昭博 君
漁業振興課長	松尾 隆男 君

漁業振興課企画監 (資源管理推進担当)	村瀬 慎司 君
漁業取締室長	中尾 直 君
水産経営課長(参事監)	齋藤周二朗 君
水産加工流通課長	森川 晃 君
水産加工流通課企画監 (輸出拡大・養殖振興担当)	鈴木 正昭 君
漁港漁場課長	本多 健一 君
漁港漁場課企画監 (漁場環境担当)	松本 昌士 君
総合水産試験場長	桑原 浩一 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時58分 開議 —

【中村(一)委員長】 委員会及び分科会を再開いたします。

これより、水産部関係の審査を行います。

【中村(一)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

水産部長より、予算議案の説明を求めます。

【吉田水産部長】 おはようございます。

水産部関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第82号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

歳出予算は、水産業費4億1,711万8,000円の増、合計4億1,711万8,000円の増となっております。

補正予算の内容についてご説明いたします。
(漁業金融対策について)

1、赤潮による大規模な養殖魚被害に対し、生産者の事業継続に必要な借入に係る利子・保

証料負担を軽減するため、沿岸漁業等振興資金の融資枠を4億円から13億円に拡大することに伴う利子補給等として、漁業振興対策融資費391万円の増。

2、漁業経営維持安定資金の融資枠を6億円から9億円に拡大することに伴う利子補給等として、漁業経営安定対策融資費152万4,000円の増をそれぞれ計上いたしております。

（代替魚購入及び赤潮被害軽減対策支援について）

赤潮による大規模な養殖魚被害に対し、速やかな養殖業の再開に向け、生産者が実施する代替魚購入及び赤潮被害軽減対策を支援するための経費として、養殖魚赤潮被害緊急対策事業費4億1,168万4,000円の増を計上いたしております。

繰越明許費及び債務負担行為については、記載のとおりであります。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 次に、水産加工流通課企画監より補足説明を求めます。

【鈴木水産加工流通課企画監】 それでは、お手元にお配りしております資料の1「令和6年9月定例県議会予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料 水産部」の2ページをご覧ください。

私の方から赤潮関係の補正予算についてご説明させていただきます。

まず、赤潮発生等の経過でございますが、今年は県内各地でシャットネラ及びカレニア赤潮が広範囲に発生しており、各海域の発生状況等をまずご説明させていただきます。

橘湾海域におきましては、6月13日から7月22日までシャットネラ赤潮が発生し、6月22日以

降、ブリ、ヒラマサ、シマアジなどのへい死が確認されました。

また、7月31日から8月13日までカレニア赤潮が発生し、8月13日にはトラフグのへい死も確認されております。

次に、西彼海域でございますが、6月24日以降、シャットネラ赤潮が発生し、6月26日以降、ブリ、ヒラマサのへい死が確認されております。

また、8月2日から4日までカレニア赤潮も発生しております。

次に、伊万里湾海域でございますが、7月12日から15日までシャットネラ赤潮が発生し、7月13日以降、クロマグロ、ブリ、ヒラマサのへい死が確認されております。

次に、九十九島海域でございますが、6月24日から7月26日までカレニア赤潮が発生し、また、6月26日から7月16日までシャットネラ赤潮が発生し、7月4日以降、ブリ、ヒラマサのへい死が確認されております。

次に、3ページの表をご覧ください。

赤潮被害状況でございます。

8月末時点での推定被害状況として、各漁協から聞き取った情報によりますと、橘湾海域の橘湾東部漁協でおよそ5億円、西彼海域の長崎市新三重漁協でおよそ4億円、伊万里湾海域の新松浦漁協でおよそ6億円、その他を含めて、合計およそ16億円の被害額となる見通しとなっております。

このため、関係市や系統団体と連携し、甚大な赤潮被害を受けた養殖業者の経営継続に向けた支援を行うとともに、今後、こうした大規模赤潮に備えて、赤潮被害を軽減する新たな養殖技術などについても積極的に導入・普及していくことが必要と考えております。

続きまして、4ページをご覧ください。

県で検討しております赤潮被害対策の概要をお示ししております。

大きく分けまして、まず1つ目が養殖経営対策、2つ目が赤潮被害軽減対策、3つ目が被害対策としております。

まず、1つ目の養殖経営対策でございますが、まず、1つがへい死した養殖魚に代わる代替魚導入への支援、それから経営再建・事業継続に向けた金融支援でありまして、補正予算としまして合計3億6,800万円を計上しております。

次に、2番目の赤潮被害軽減対策でございますが、足し網など、赤潮被害軽減対策に要する経費への支援としまして、補正予算4,953万円を計上しております。

次に、3つ目の被害対策としましては、緊急的な対応が必要なことから、こちらについては予備費を充当しまして、へい死魚処理や赤潮防除剤散布について、県単独の既存事業により支援することとし、県と市で最大2分の1ずつ負担する方向で調整をしているところでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

代替魚導入及び被害軽減対策に係る支援事業であります養殖魚赤潮被害緊急対策事業費についてご説明します。

この事業は、今年度、県内各地で発生した赤潮により、甚大な被害を受けた養殖業者の早期事業再開を支援するとともに、養殖業者が実施する赤潮被害軽減措置の取組を推進するものでございます。

2番の事業概要をご覧ください。

まず、（1）の代替魚導入支援でございますが、養殖業者が早期事業再開に必要な代替魚を導入する際の経費に対し、県と市、それぞれ3分の1ずつ支援するものですが、被害の程度に応じて二通りの制度により支援することとして

おります。

真ん中の右の囲みをご覧ください。

まず、1つ目は、当該地域の被害金額が3億円以上である地区、今回は新松浦漁協が該当しますが、こちらにつきましては、令和4年度までのルールであります既存制度を適用することとし、代替魚の購入金額のうち、生産原価を除いた額を補助対象とし、その3分の2を県と市で支援するというものでございます。

それから、2つ目は、同一海域において、同一原因による総養殖尾数の7割以上のへい死があった地区、今回は橘湾東部漁協と長崎市新三重漁協が該当しますが、こちらにつきましては、さらに甚大な被害状況であることを踏まえ、昨年度同様の特例制度を適用することとし、生産原価を控除せず、代替魚購入費全額を補助対象とし、その3分の2を県と市で支援するというものでございます。

続きまして、（2）赤潮被害軽減対策への支援につきましては、今後、こうした赤潮が発生しても大きな被害が生じないような養殖生産体制への移行を目指し、例えば、右下の図にありますとおり、通常の養殖網の上の部分に網を継ぎ足して、生簀網の深さを伸ばすことにより、生簀内の魚が赤潮濃度の薄い水深帯への逃げ場が確保され、へい死を防ぐといった方法が他県で高い効果が確認されており、こうした新たな被害防止対策の導入を推進・普及するため、これら対策を実施する際に要する経費の3分の2を県と市で支援するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

【中村(一)分科会長】次に、水産経営課長より、補足説明を求めます。

【齋藤水産経営課長】 水産経営課で9月補正予算に計上いたしております事業について、補足説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

沿岸漁業等振興資金等融資及び漁業経営維持安定資金等融資費についてでございますけれども、この事業は、令和6年6月から8月に県内各地で発生した赤潮により甚大な被害を受けた養殖事業者の早期事業再開を図るための支援といたしまして、2つの資金等を融資費、計543万4,000円を計上いたしております。

それぞれの計上額につきましては、2の予算額で示しておりますが、これと併せて利子補給の15年、保証料3年分の債務負担の承認をお願いするものでございます。

事業概要ですが、沿岸漁業等振興資金等融資費については、今回の代替魚購入に補助事業を活用する際の自己負担の部分や、代替魚の育成に要する経費に対し金融支援するもので、融資枠の拡大、利子補給、償還期間の延長、貸付限度額の拡大と併せて保証料についても支援し、借入する際の養殖事業者の負担を軽減することとしております。

また、の漁業経営維持安定資金等融資費については、経営再建に向けた養殖事業者が現状で借入している資金を借り換えるための支援で、

の沿岸漁業等振興資金等融資費と同様の支援を行い、借入する際の養殖事業者の負担を軽減することとしております。

なお、被害が特に大きいと認められる海域につきましては、特例制度の対象とし、無利子での借入や保証料を3か年間軽減することにより、再建と事業継続につなげるための支援としているものでございます。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 次に、漁港漁場課長より、補足説明を求めます。

【本多漁港漁場課長】 漁港漁場課所管の繰越について、補足して説明いたします。

7ページ、繰越理由別調書をご覧ください。

こちらは、第82号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち、4ページに掲載されております農林水産業費の関係部分を理由別に整理したものです。

今回、令和6年度から令和7年度への繰越明許費として、12億4,850万円を計上しております。これは、今年度新規事業や、設計、工法変更などによる遅れを要因として、発注時期がずれ込むなど、今年度内に適正工期が確保できないため、今回、9月議会であらかじめ繰越の承認をいただき、翌年度にまたがる適正工期を確保したうえで工事等を発注するものです。

8ページ目をご覧ください。

事業ごとの施工箇所、主な工事概要等を記載しております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【虎島委員】 私は、赤潮対策のことについて質問いたします。

まずもって、甚大な被害を受けた漁業者に対しまして、迅速にこういった取組をしていただいたことはお礼を申し上げます。

一方で、今回、3漁協に限り支援をするとい

うことになっております。被害に応じて特例制度も使って、より手厚く支援するというものであると承知しておりますけれども、一方で個人に目を向けたところ、例えば既存制度でします新松浦の漁業者の方とか、また、それ以外の漁協に所属しております漁業者の方で、例えば、たまたま1件だけ全滅をしたというような被害があるのではないかと考えておりますけれども、被害状況の確認について、まずご質問いたします。

【鈴木水産加工流通課企画監】お尋ねの個人別で見た被害の程度でございますが、具体的な数字は差し控えさせていただきたいと思いますが、今回、特に被害の大きかった3漁協の中でも、被害の数百万円程度の方もいらっしゃる、億を超える規模の方もいらっしゃるというふうに認識しております。

中でも、特に被害の大きかった橘湾東部漁協と新三重漁協につきましては、ほぼ全滅ということでお話を伺っているところでございます。

当然、全滅といいましても、生産者の規模により数千万円、数百万円の方もいれば、億の単位の方もいらっしゃるというふうに認識しております。

【虎島委員】3漁協以外の被害はいかがでしょうか。

【鈴木水産加工流通課企画監】今年度につきましては、申し上げた3漁協以外でも何か所か被害が発生しているように伺っております。

ただ、個人で億の単位とか、そういった大規模な被害までに至ったとは伺っておりません。

【虎島委員】特例と既存の中でも差が出てしまうということで、個人の損害は甚大なのに、その支援に差が出るということで、例えば、全体で5件中4件が1億円の被害があったとするのと、

5件中1件で1億円の被害があるとする、4件の方は支援されるけれども、1件はされないみたいなスキームに見えてしまうということで、このスキーム自体が、そもそも個人に主体を置くと難しいところが出てくるのではないかというふうに危惧をしております。

たまたま隣の漁協に所属すると、小さな漁協になるほど被害の割合というのは大きくなってしまいう傾向にあると思いますので、このスキーム自体を今後見直すと、例えば甚大な被害を受けた個人に支援ができるような制度にできないかということを考えておりますけれども、県の考えをお聞きいたします。

【鈴木水産加工流通課企画監】今回計上させていただいています代替魚種支援につきましては、平成21年から始めている支援制度でございます。これはあくまで養殖産地が甚大な被害を受けた、その産地の崩壊を防ぎ、産地の再建を目指すという目的のもと整理した制度でございます。

したがいまして、産地の崩壊の危険性の大小に応じて、段階的に対象地区を整理する、この制度に関してはそのような整理のもと運用するのが妥当というふうに考えているところでございます。

ただ、一方で、今委員ご指摘のとおり、個人で見た場合に、何か別なアプローチの支援が考えられるのではというご質問かと思いますが、例えば、個人につきましては、それぞれ、先ほど申し上げた足し網の取組であったり、そういった被害防止の取組に別な事業を活用して支援をするであるとか、また、今回も含めまして生産地のお話を伺いながら、今後どういった支援が必要なのか、整理をしながら、検討は引き続きしてまいりたいと考えております。

【虎島委員】ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいと思います。金融支援についても、ぜひご検討いただきたいと思います。

今、足し網のお話がありましたけれども、今回はこの足し網の支援も3漁協に限られるという理解でよろしいでしょうか。

【鈴木水産加工流通課企画監】今回の補正予算におきましては、先ほど申し上げた甚大な被害を受けた3漁協をまず先行して、こうした被害防止対策の取組を支援していきたいというふうに考えております。

ただ、一方で、そのほかの地区につきましても、こうした被害防止対策というのは大変重要でございますから、ほかの国や県の事業を使う、あるいは、今後の新たな施策も含めて、技術指導をしつつ、様々な面で支援もしてまいりたいと考えているところです。

【虎島委員】この赤潮は、どこで発生するかわからないというところで、今回被害を受けたところだけではなく、ぜひ広い範囲でこういったものが使えるような支援を考えていただきたいと思います。

そもそもこの足し網ですけれども、先ほど他県で効果があったというお話でしたけれども、エビデンスとして、どのくらいのものが確立されているのかというのを教えてください。

【鈴木水産加工流通課企画監】足し網の効果の一例を申し上げますと、今年、鹿児島県から伺った話によれば、これは東町の事例ということですが、通常赤潮が発生した際は、餌止めということで餌を止めます。餌止めのみを行った場合のへい死率がおよそ40%だったのに対し、足し網を実施した生簀については9%ということで、40%から9%にへい死率が減少したといったような効果の一例も伺っているとこ

ろでございます。

【虎島委員】非常に効果がある可能性があるというふうに思います。エビデンスというのは、一例の成功例では示せないと思いますので、もし、その他総合的な効果が検証されているということがあれば教えていただきたいと思います。

【鈴木水産加工流通課企画監】今、一例をご紹介させていただきましたが、これ以外にも別な資料によれば、へい死率30%が4%に軽減されたとか、あるいは先日、東町の方に視察に行ったのですけれども、そちらで伺った話によれば、網の深さを7メートル、15メートル、30メートルというふうに段階的に深くした生簀のそれぞれのへい死尾数が、400尾、30尾、0尾といったように、深くすればするだけへい死尾数が減ったといったような現場の声も伺っております。

実際、鹿児島県の方では、ブリ養殖がメインになりますが、相当程度普及も進んでおりまして、効果も相当確立されたうえで普及も進んでいるというふうに伺っています。

【虎島委員】深くすればするほどということでしたけれども、浅い海域での対応、足し網が可能かどうか教えてください。

【鈴木水産加工流通課企画監】足し網につきましては、特に、ブリやマグロ、2歳以上のマダイとか、そういった魚種では高い効果が聞かれておりますが、一方で、そこまで効果が高くないといった魚種であったり、あるいは委員が今ご指摘の漁場の条件、そういったことでなかなか設置できないというところも当然あり得ると思っております。

私どもとしましては、少なくともこの足し網をすれば非常に高い効果は実証されていますので、できる地区に関しては、もうできるだけ多くの生簀で導入していただきたいと。

ただ、一方で浅いとか、潮流が速いとか、そういったなかなか足し網が難しい地区についてはそれに代わる方策を何かできないか、これについては引き続きいろいろ情報収集しながら、技術開発も含めて進めてまいりたいと考えております。

【虎島委員】沖合養殖の研究も進んでいるというふうには理解をしております。その間のつなぎとして、こういった足し網とか、いろんな対策で何とか赤潮の被害を食い止められるようにぜひ頑張ってくださいと思います。

以上です。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】6ページの資料、まず確認ですけれども、赤潮被害の経営再建、事業継続、また金融支援ということで、この事業概要が黒字から赤字になっているのは、黒字の部分は去年もこの数字で実行したというふうな理解をされているんですか、まず。

【齋藤水産経営課長】黒字は、この支援をする前の金利ということで、この事業で現行では8月現在で実は金利というのは2.65でございますけれども、その金利が上昇していつているのを見越して3.05という数字をもってきております。

この3.05というところに利子補給をして、特例の場合は金利はゼロになり、そして、既存の場合は1.8になるというような表現でしているものでございます。

【前田委員】そこはわかりました。

私が聞きたかったのは、赤潮は2年続けてですよね。去年は、この資金が該当というか、実行されているんですか。されているとするならば、その時は黒字の方でやられているという理解ですか。

それと併せて、去年の実績を教えてください。

【齋藤水産経営課長】まず、去年は、橘湾で甚大な被害が出たということで、昨年につきましては特例制度のみで実施をいたしておりまして、金利の方は0%ということで実行いたしております。

実績といたしましては、沿岸漁業等振興資金の方がおよそ4割程度の消化率だったと思いますけれども、そのくらいの執行になっております。

それから、維持資金につきましては、補正の貸付枠の2割5分程度という執行状況だったように記憶をしております。

【前田委員】そのうえで、今年もこういう形で配慮しながらやっているということは理解するんですけれども、去年の執行状況からすると、単純な物言いですけれども、もう借りたくても借りられないという状況じゃないのかなと思っているんですけれども。

そう考えた時に、この条件で十分に金融支援が打てるし、それを利用していただけるという裏がちゃんととれているんですかね。

【齋藤水産経営課長】予算上は、被害を受けた魚種全部を代替魚を入れるという想定のもとで計算をしておりますので、実際に入れた数とかなり差がございまして、やっぱり一定程度しか使われなかったという状況でございます。

ですので、今回の予算につきましても同様で、死んだ魚の全部を代替魚を入れた時にということの積み上げでやっておりますので、予算的には十分足りるのではないかと考えておりますけれども、全部が使われるかどうかというのは、各業者様にこれから意向を聞きながら、代替魚をどういった時期にどのようなものを入れるかというところで執行の状況は違ってくるように

思っているところでございます。

【前田委員】 自己責任だと思いますけれども、借りたくても借りられないという状況が出てきたら、何か別の対応というのは考えるんですか。言っている意味はわかりますか。

【齋藤水産経営課長】 借りるお金でございますので、どうしてもやはり返せないお金というのはなかなか借りられないというのは、多分、まずあるとは思いますが、償還期限がきて、今、手元にお金がないとかという業者の方もいらっしゃるかと思いますので、そういったところは個々の業者の意見をお伺いしながら、こういった対応ができるかというのは、今後、検討していきたいと思っております。

【前田委員】 制度上は、当然これしかできないというのは重々わかっているんですけども、現場の方から見ると、2年続けてということ、それから来年度以降もなかなか目鼻が立たないという中では、やはりお金に関しての不安はかなりあると思うんですね。そう考えた時に、ここはこれでわかるけれども、それ以外に何か手を差し伸べることができないのか。もしくは、常々からやっぱりそういうことをよくコミュニケーションをとっておくというのは大事だと思うので、少しその辺は気がけておいていただきたいなと思っています。

もう一点質問いたします。議会が始まるぐらいですけれども、松浦市の方から私たち議会の方も、行政の方も陳情を受けていると思います。まず、その陳情の内容と現行制度について、その陳情の問題点と課題がどこにあるのかという点をはっきり示していただきたいのと、その対応についてどう考えるかについて、ご答弁をいただきたいと思います。

【鈴木水産加工流通課企画監】 今月9月17日に

松浦市の方から県に対して、今回の赤潮支援にかかる要望をいただいたところでございます。

要望の内容としましては3点ございまして、まず、1点目が代替魚支援の拡充ということで、今回は、先ほどご説明したとおり新松浦漁協については既存制度を適用、つまり代替魚の購入費用から原価を除くということになるわけですが、一方で橘湾東部漁協と新三重漁協は特例措置ということで代替魚も含めた金額を対象にする、この格差を橘湾同様に上げていただきたいというのが1点目。

それから、2点目、被害防止対策について、地域に応じた指導・助言ということで、これは先ほどご説明した足し網等の支援の部分でございしますが、代替魚の購入の特例支援を受ける場合は、この足し網等の取組を必須ということで条件づけております。その場合、新松浦漁協が特例支援で代替魚を購入するとなった場合に、伊万里湾におきましては、なかなか足し網等の導入が難しいということもあって、地域に応じた対策の指導・助言をいただきたいというのが2点目。

それから、3点目が融資の拡充ということ。こちら先ほど同様、特例支援の対象になります地区と同様、金利の無利子化等をお願いしたいと、以上3点の要望でございました。

我々の対応でございますが、要望にお越しいただいた際に、先ほども少しご説明しました特例制度と既存制度の、そもそも地域崩壊を防ぐといった産地支援であるという考え方も含めて制度の概要をご説明し、こうしたこれまで整理してきた地域支援の考え方は一定程度踏襲する必要があるという我々の考えをお伝えし、また、そうは言いながら、今回、新松浦漁協の方で大きな被害を受けた方も多くいらっしゃるという

話を伺い、今回の要望の内容であつたり、あるいは産地への影響がどの程度なのかというのは、改めて現地の方に伺いまして、お話を伺って、そのうえで新たなスキームであるとか、あるいはどういった支援ができるのか、必要なのかというのを今後検討してまいりたいということで回答させていただいたところでございます。

【前田委員】ご答弁はわかったんですけども、そもそも、松浦の方から格差があるという、その格差の根拠というのは、今言ったのは行政側から見た線引きの仕方だと思うんですけども、松浦市であつたり漁協というのは、その線引きは理解しつつも、いやいや、そうじゃないんだという主張をされているじゃないですか。その点について、後段の方でおっしゃったので理解しますけれども、そういった現場の方の意見というか、主張というのは一定理解したというふうに受け止めていいんですか。

そのうえで、既存の制度は崩せないけれども、新たな制度というか、何かできるかということについて、今議会が終わったら話し合いながら、しっかりとそこは対策を打てるというふうに理解していいんですか。具体的に言えば、次の11月議会において何がしか形が出せるというところまで理解していいですか。

【鈴木水産加工流通課企画監】一応繰り返しますが、今回、ご要望にお越しいただいた際に、我々の制度の整理は一定ご理解いただきつつも、新松浦漁協で今回被害を受けた方の中には、特に地域の中核を担うような方が大きな被害を受けたとか、そういったお声も少し伺ったところです。

今回、ご要望に来ていただいた際に聞いただけでは、なかなかまだ詳しい実情も我々も把握できないと思いますので、まずは急ぎ現地に行

かせていただいて、改めてどういった被害の状況なのか、それが地域にどのような影響を与えているのかといったお話を伺った上で、委員ご指摘のとおり、例えば11月議会への対応も含めて検討、どういうことができるのか、しっかり検討してまいりたいと考えております。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【大倉委員】私からも赤潮対策についてご質問いたします。

この赤潮被害軽減対策として、足し網での対策費、今回、4,900万円余りの補正で対応するということですね。足し網というのも、まさに書いて字のごとく網に足すから足し網。その足した部分を魚の逃げ場にするということで理解もしておりますし、恐らくこれは長年の現場の経験で培ってきた赤潮被害軽減策だと思われます。

そういう中で、先ほども答弁がありました。なぜ足し網にするのかというところで、例えば鹿児島県でのへい死率が大きく減少したと、それも非常に理解できます。

改めて確認ですが、経緯ですね、なぜ足し網にしたのか。それはやっぱり他県の好事例があったからと、だから、今回、本県でもこれを事業化したということでしょうか。

【鈴木水産加工流通課企画監】経緯でございますが、委員ご指摘のとおり、昨年、今年とこれまでにないような大規模な赤潮被害を受けまして、これまでの対応ではなかなか、効果が限定的で、新たに被害を防ぐ対策が必要だということから、関係県とか、国のいろんな情報を収集する中で、特に、隣県で先進県であります鹿児島県では、この足し網が随分前から普及をされていて、相当な効果があるということを伺い、改めて本県におきましても至急普及していけるよ

うに取り組むべきというふうに考えたところでございます。

【大倉委員】つまり、鹿児島県など他県の事例に基づいてということですが、やはり先ほどから虎島委員も指摘しているように、これが果たしてどこまで効果があるのか。本県でどこまで効果があるのか。潮流の問題もありますし、そして、浅い海域ではどうなのかとか、魚種によっても違うという答弁もありました。

そういった意味で、本県の海域で同じように、鹿児島県と同じようにどこまで効果があるのか。それを例えばこういう条件下だったら効果があるとか、そういった効果が発揮される条件、そこを本県において十分検討をこれまでなさってきたのか。それによって、鹿児島県の事例が今回の本県でも恐らく適用されるだろうと、対策としてこれは効果があるだろうというエビデンスですね、先ほどから出ている、そういったものに基づいて、今回は本県でこれは事業化するという事でよろしいですか。

【鈴木水産加工流通課企画監】委員ご指摘のとおり、これを本県で広く導入した際に、鹿児島と同じような効果があるのかというのは、なかなか、まだこの段階で間違いないといったようなことは難しいかと思えます。

しかしながら、赤潮の発生状況ですとか、他県の使い方を、いろいろ情報を集める中で、本県におきましてもシャットネラであったり、カレニアであったりという赤潮の状況を見ますと、一定程度は効果があるであろうというふうに考えているところでございます。

【大倉委員】一定程度効果があるということで、私も一定期待はしているところなんです。ただ、これは本県でも足し網を以前実施したことがあると聞いております。その時は、結果はどうだ

ったんでしょうか。

【鈴木水産加工流通課企画監】実を申しますと、本県におきまして、平成22年に橘湾で大規模な赤潮が発生した際に、鹿児島県と同様なんです。足し網、あるいは大型生簀、それから沈下式生簀といったようなことを何台かずつ試験的に導入した経緯がございます。

しかしながら、本県におきましては、その後、特に大きな赤潮があまり発生しなかったということもあって、その効果がなかなか実感できずに現場の方で広く普及には至らなかったんじゃないかというふうに考えているところでございます。

【大倉委員】その平成22年の時、足し網はやったんだけど、効果が実感できなかったというのは、それはうまくいかなかったということなんですか。

【鈴木水産加工流通課企画監】平成21年、22年で赤潮が発生したんですが、平成23年以降、しばらく橘湾の方で大きな赤潮自体が発生しなかったわけでございます。したがって、足し網をしてもしなくても、両方ともそういった被害がなかったものですから、比較ができないといえますか、そういうことをやって生き残ったといった効果が実感できなかったのではないかと考えております。

【大倉委員】わからないということですね。効果は、全然未知数というところがどうしても本県ではあるというところで認識をしておきたいと思えます。

例えば、今話にもあった、沈下型生簀、生簀沈下といった手法もあると思うんですね。ただ、足し網よりも、これは比較的成本もかかるという側面もあります。ただ、一方で赤潮被害には非常に効果的な場合もあるのが生簀沈下です。

しかし、そういった部分で逆にコストも高いし、うまくいく分、リスクも高いのが生簀沈下。そういった生簀沈下とか、あと足し網、いろんなものを総合的に考えて、コスト面も、あとリスクヘッジとかも考えて、結果的にはやはり足し網がいいという結果に今回なったということではよろしいでしょうか。

【鈴木水産加工流通課企画監】足し網のほかに、沈下式生簀も当然検討材料としては考えたところでございます。沈下式につきましても、先ほど言いましたように、平成22年に橘湾で試験的に何台か導入されたんですが、こちらについては、むしろあまりよくなかったという話を伺っております。また、他県におきましても、赤潮対策として見た場合に、赤潮プランクトンは、上下運動、水深の深いところ、浅いところを移動するわけで、深いところに移動した際に、逆に逃げ場がなくなるということで大きなへい死被害を受けることもあるというようなことを伺っておりまして、鹿児島県におきましても、今は赤潮対策として沈下式はあまり導入されていないというふうに伺っております。

【大倉委員】わかりました。鹿児島では足し網で大きな効果があるという事例が実際にあるわけですから、できることを何とかやってみるということは非常に大事だと思います。少しでも被害軽減につなげていっていただきたいと思います。しております。

以上です。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【溝口委員】赤潮被害対策ですけれども、既存制度と特例制度があまりにも違う形になっているんですよね。だから、同一海域での7割以上のへい死というのは私も理解するんですけれど

も、やはり代替魚を買うにしても、金利の面にしても、いろんな形で既存の制度とは大分違うような感じがするんです。その辺について、同一海域では7割以上がへい死した時に一応そういう形で特例制度が適用されますということですが、すけれども、もし個人が7割以上とか、全てなくしたとか、へい死してしまったとか、そういう関係も出てくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺について、同一海域と個人という形を考えた時に、どのように検討していているのか、お尋ねしたいと思います。

【鈴木水産加工流通課企画監】繰り返しになりますが、今回の代替魚支援につきましても、あくまで産地崩壊を防ぐという産地支援の考えのもと、その崩壊の度合いに応じて支援策の内容を整理するという考えに基づいております。

確かに、その産地としては7割には満たないにしても、個人で見ると大きな被害を受けるというケースは当然考えられるわけですが、今回のこの産地支援を目的とした代替魚支援としては、やはり一定そういった産地の被害度合いで整理をするのが妥当であろうと考えているところですが、一方で個人の視点で見た場合にどういった支援が必要なのかというのは、また別な視点も含めて、現場の状況を伺いながら、引き続き検討はしてまいりたいと考えております。

【溝口委員】同一海域ということで、産地支援が目的ということは理解するんですけれども、そしたら産地というのがどういうふうになっているかということ、個人、個人が集まった形が産地と私は思うんですよね。だから、その中で7割も死んだということは、それはわかるんですけれども、個人的に、救済の特例というのが、ものすごく制度がいいものですから、その辺に

ついて皆さんが考えた時に、同じ産地では例えば3分の1しかなくなっていないという場合もあると思うんですよ。今回、松浦なんかも多分そういうことで陳情が上がっていると思うんですね。だから、個人ということと、私はやはり水産部全体で考えていただきたいという気がするんですけども、この辺について、部長の答弁を求めたいと思います。

【吉田水産部長】一般論といたしましては、災害等リスクにつきましては、原則個人なりで備えておくというのが、多分原則であろうと思います。そこに加えまして、いろんな保険制度、そういったものでリスクヘッジを図りながら自己の経営を続けていくと。

平成21年にこういう代替魚支援、初めて水産部として導入したんですけども、その時、やはり産地が壊滅的な被害を受けました。私も、当時の整理として、激甚災害、激甚災害は非常にハードルが高いんですけども、それを産地に適用した場合に、産地で見たら、養殖の場合、激甚4割という基準があるんですけど、産地で見たらもう4割以上じゃないかということで、最初は、導入当初は4割の被害。

その次に起こってまいりましたのが、松浦で6億1,000万円という被害がありまして、4割だけでは、なかなか産地の支援というのが難しいということで、その時に例えば3億円、トータルの額を入れ込んで制度を構築してきたところなんです。

昨年が7割ということで、ほぼ10割被害を受けたような箇所もあったんですけど、7割の被害ということで、1年、2年、3年、短期間ではなかなか産地としての再建すらできないということで特別制度というものを議会のご了解を得てつくってきたところです。

今、担当が申しましたように、今回、地域から個人に着目をして、そしたら次に出てきますのは、その地域の中でその個人の方々の位置づけなり、地域としても、またその人たちをどう支えていくか。それと私ども行政がどうタイアップしていくのか。そういったところを産地に入って考えていきたいと思います。

もう一点申しますと、今回、松浦ではマグロがやられているんですね。今まで、なかなかマグロについては赤潮の被害というのはあまり聞かれてこなかった。さらには、代替魚、マグロにつきましては1年魚、2年魚ぐらいまでは運搬ができるんですが、今回、4歳魚、5歳魚、6歳魚と大型が死んでおります。そういった中で、松浦で今後、マグロ養殖をどうしていくのか。続けていくとした場合に、どういうふうなあり方で備えていくのか。そういったところも含めて、私ども産地に行ってしっかりと議論をしないといけないというふうに考えております。

【溝口委員】わかりました。産地と個人の違いというのはわかるんですけども、例えば今言うように、マグロが今度は主ですよ。マグロの稚魚を買うとした場合、本当に大変な金額が要るんじゃないかと思うんですね。だから、その辺について、特例支援と既存の支援というのが全然違うんですよ。金融的な問題もあるし、原価が入ったり入らなかったりと、そういう部分が出てくれば、やはり個人的にはもう反対に立ち直ることができないようなそういう金額じゃないかと私は思うんですよ。だから、その辺について、例えば何億円以上の被害とか、既存は3億円以上の産地であった場合という規定があると思うんですけども、そうじゃなくて、個人的なものも検討していく必要があると私は思っているんです。そこら辺について、ぜひ県

の方で、現地の方々の意見を聞きながらも検討していただいて、そして、できれば私は11月の補正で、先ほど前田委員が言ったように、補正の中で検討していただきたいとは思っているんですけども、この件について、どのような考え方を持っているのか、お尋ねしたいと思います。

【吉田水産部長】地元からも要望を受けております。先ほど企画監が申しましたように、私も現地に入りまして、まずは地域の実情、漁業者の声、しっかりお聞きしながら、どういう対策が打てるか、制度設計ができるのか、しっかりと考えてまいりたいと思います。

【溝口委員】わかりました。ぜひ検討していただいて、個人の方々にもこの特例が適用できるような対策を検討していただきたいと思っております。

以上です。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第82号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】ご異議なしと認めます。よって、第82号議案のうち関係部分は、原案

のとおり可決すべきものと決定されました。

【中村(一)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

水産部長より総括説明を求めます。

【吉田水産部長】資料は「農水経済委員会関係議案説明資料」と同資料の追加1、追加2がございます。関係資料の2ページをご覧ください。

はじめに、水産部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第83号議案「知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例」のうち関係部分であります。

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例は、地方自治法施行令第152条第1項第3号に基づき、県の出資が25%以上50%未満の法人を知事の予算執行調査等の対象として定めているものです。

このたび、公益財団法人吉岐栽培漁業振興公社について、基金の一部を取り崩したことにより、県の出資比率が50%未満となったことに伴い、この法人を条例に追加するために所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、赤潮の動向等について、漁業センサスについて、スマート水産業の推進について、ながさき水産業大賞について、水産業就業支援フェア等について、新規就業者確保対策について、養殖技術ブレイクスルー促進事業について、長崎県漁業調整規則の改正についてであります。

このうち、主な事項についてご説明いたします。

お手数ですが、追加1の2ページをご覧ください。

（漁業センサスについて）

去る8月30日、農林水産省から39都道府県を調査対象とした「2023年漁業センサス結果の概要（概数値）」が公表されました。

本県関係では、漁業経営体数は4,805経営体で、前回調査の平成30年から1,193経営体、率にして19.9%減少しておりますが、数値といたしましては、北海道に次いで全国第2位となっております。

また、漁業就業者数は9,209人で、前回調査から2,553人、率にして21.7%減少しましたが、漁業就業者数についても、北海道に次いで全国で2番目に多い数値となっております。

さらに、漁業就業者の年齢構成を見ると、65歳以上が4,014人で全体の43.6%と、前回調査から3.7%上昇しており、漁業就業者の高齢化が進んでおります。

今後、データの分析を行い、本県の水産振興に向け必要となる施策を検討してまいりたいと考えております。

資料戻りまして、説明資料の5ページをご覧ください。

（新規就業者確保対策について）

水産業の担い手確保対策については、これまでも、新規就業者の増加に向け、SNSでの漁業の魅力発信や、就業前後の技術習得研修の支援など、切れ目のない対策を展開してきたところです。

このような取組により、新規漁業就業者数は近年増加傾向にあり、令和5年度は201名と昨年度に引き続き目標としている200名を超える結果となりました。

201名の年代別の内訳を見ますと、10～20代

が38%、30～40代が33%、50代以上が29%であり、このうち地元出身者は72%、移住を伴うUJIターンが28%という状況でした。

引き続き、市町や関係団体、地元受入組織と協力し、就業漁業希望者をスムーズに受け入れ、定着させる体制を強化してまいります。

説明資料の6ページをご覧ください。

（長崎県漁業調整規則の改正について）

令和6年8月30日に公布いたしました長崎県漁業調整規則の一部改正については、遊漁者等が使用できる漁具について、漁業者と遊漁者とのトラブル防止、取締上の根拠規定を明確化する観点から、やすの規定に「ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く」と明示し、定義を明確化いたしました。

なお、改正しました「やす」に係る規則については、半年の周知期間をとり、令和7年3月1日施行としております。

この規則改正により、漁業者と遊漁者等のトラブル防止や漁業者の操業の安全確保が図られるものと考えております。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)委員長】次に、漁業振興課長より補足説明を求めます。

【松尾漁業振興課長】お手元に配付しております資料2「令和6年9月定例会県議会農水経済委員会補足説明資料」の2ページをご覧ください。

私の方からは、知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明させていただきます。

この条例は、地方自治法施行令第152条第1項第3号に基づき、県の出資が25%以上50%未満

の法人を知事の予算執行調査対象等の対象として定めているものであります。

当課で所管いたします公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社が、令和5年度に基金の一部を取り崩したことにより、県の出資比率が49.9%となったため条例に追加しようとするものです。

基金の取り崩しは、運用財産がその対象となりますが、当基金に対し、県は、運用財産のみに出捐を行っているため、取り崩しにより県の出資比率が低下することになります。

なお、条例に追加する団体は、これまでも地方自治法施行令第152条第1項第2号に基づき、予算執行調査を実施してきた団体であります。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(一)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第83号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第83号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【小川漁政課長】 私から「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました水産部関係の資料につきましてご説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております農水経済委員会提出資料をご覧ください。

まず、補助金内示一覧表につきましては、令和6年6月から令和6年8月までの直接補助金の実績は、2ページから4ページに記載のとおり、経営構造改善事業費補助金など、計17件となっております。

また、間接補助金の実績は、5ページに記載のとおり、新たにチャレンジ水産経営応援事業費補助金など、計5件となっております。

次に、1,000万円以上の契約状況につきましては、令和6年6月から令和6年8月における建設工事に関する契約一覧及び入札結果を6ページから61ページに記載しており、計31件となっております。

また、建設工事にかかる委託につきましては62ページから80ページに記載しており、計23件、建設工事以外の契約につきましては81ページから86ページに記載しており、計8件となっております。

次に、令和6年6月から令和6年8月の間における知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の陳情・要望が行われたものは、要望書（大村市）など計6件であり、その対応状況は、資料の87ページから113ページに記載のとおりとなっております。

最後に、附属機関等会議結果報告につしまし

て、令和6年6月から令和6年8月までの開催実績は114ページ、115ページに記載のとおり、1件となっております。

資料の説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(一)委員長】 以上で説明が終わりました。次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますのでご覧願います。

審査対象の陳情番号は、14から16、18、24、33、40です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【溝口委員】 陳情14番の項目5ですけれども、「佐賀県唐津沖及び壱岐市東海域での洋上風力発電計画について」です。前回、陳情がきた時にこのことについて私も触れさせていただいたんですけれども、今、どのような状況で進んでいるのか、その進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

【小川漁政課長】 今、ご質問がありました佐賀県唐津沖の洋上風力の計画につきましてですけれども、現在、佐賀県の方から、県としましては、まず佐賀県の担当の部署が令和3年ですか、令和5年、本県の方に来県された際に、本県の当該海域での計画につきましては、本県は漁業者が強く反対している以上、水産部としては反対の立場というところを佐賀県の方にお伝えをしたという状況でございます。

今後とも、本県漁業者の立場に立ちまして、本県水産業の振興を念頭に対応を進めてまいりたいと考えているところでございます。

【溝口委員】 わかりました。ぜひ、ここは本当に何の魚種関係もほとんどここで操業している

んですよ。そういう意味では、やはり漁業者の納得する説明がなければ、ここで洋上風力をしたら大変なことになると思うんですよ。だから、その辺について、佐賀県にも言ったかもわかりませんが、国がある程度進めてくる事業だと思うので、その辺について佐賀県だけではなく、国に対しても力強く県の考え方を伝えていただきたいと思うんですけれども、このことについてお尋ねしたいと思います。

【小川漁政課長】 今、溝口委員からのご指摘がありましたとおり、まずは本県の水産業を支えていらっしゃる漁業者の皆様方の立場、考え方をしっかりと踏まえつつ、国に対しても、先ほど申しました、やはり漁業者の皆さんが同意するうえでの事業の執行、また影響がないようにということで国の方にはしっかりと、現在の反対の立場を伝えていきたいと考えております。

【溝口委員】 わかりました。当初、佐賀県からあって、その後の進捗状況というのは、まだ何も県の方にはきてないんですか。

【小川漁政課長】 現在のところ、先方から何か進捗があったというところは、国の方からはお話は聞いていない状況でございます。

【溝口委員】 わかりました。ぜひ、漁業者とよく話し合っていていただいて、その辺についてしっかりとした考えを持って、水産部としては当たっていただきたいと、このように思っております。

よろしくお願いいたします。

【中村(一)委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくこといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行

います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【近藤委員】先ほどの部長説明の中で、漁業者の数が、北海道、長崎という、数は減ったけれども水産県長崎がまだ保たれている。その中で若い漁業者を、いろんな形から興味を持たせて、漁業に長く就いていただくというのは、やはり労働条件とか、今、特に言われているようにですね。

昨日、たまたまテレビを見ていたら、雲仙市の水産会社の若い人が育児休暇を取るという番組があったんですよ。私も水産をずっと考えた中、船の乗組員の方が育児休暇を取るというのを初めて聞いたので、ちょっと興味があったんです。でも、その社長さんのインタビューの中に、「今からは、若い人たちが育児休暇とか、陸の仕事と同じような感覚の中でやっていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですけど」と、その社長さんがそういうことを言っていた中で、県としては、産業労働部か、水産部かよくわからないんですが、県の方としてはそういうことに関して、若い人たちを増やすという段階の中でどういう考えを持たれているのか、教えていただけないでしょうか。

【齋藤水産経営課長】先ほどお話のありました雲仙市の天洋丸さん、ここにつきましては、まき網が主となっております、そこから定置網であるとか、自社の加工とか、いろいろ手を広げられて、沿岸漁業の県としてのモデルの地区

というふうに我々は捉えているところでございます。

そういった中で、天洋丸さんの方も雇用の方を広げていこうということで、今現在はインドネシアの方も雇ったり、いろいろしておりますけれども、熱心に就業フェアに来られて、新規就業者を求められているというところもある中では、やはりそういった育児休暇とか、陸の雇用の制度に即したような制度がございますと、雇用の方でも有利に働くというところもございますし、非常にいい取組だなと考えているところでございますし、まずはここをモデルとして、急に広げるというのは我々もなかなか難しいと思いますけれども、非常にいい取組ということで理解をしておりますので、こういった取組を県下に広げていきたいと考えているところでございます。

【近藤委員】水産会社の事務とかでしたら陸にずっといるからですけれども、昨日びっくりしたのは漁労長なんですよ。漁労長といったら船団を率いる中心ですよ。その人が2週間も育児休暇を取ったというのを見て、水産業というのはひと月、まき網なんかは海の上にいたり、1週間で帰ってきたりとか、いろんな労働条件がいっぱいあるんですけれども、やっぱり若い人たちは若い人たちの生活のやり方というのが、いろんな形でやっているのかなと思うので、育児休暇を取らせるとは現場では絶対言えないと思います。その中で、少しでも若い人たちの職場の働きやすさというのにマッチするような考え方を水産関係でやっていただければと思うんですが、部長はどう思いますか。

【吉田水産部長】なかなか制度としては難しいかもしれませんが、私ども水産部として進めておりますのは、やはりスマート水産業、

知識や経験だけに頼らずに、若い方がICTあたりの機器を用いながら、データを蓄積しながら、例えばそういう経験豊富な方がいなくても、通常の操業ができる。さらには、所得をしっかりと稼いでいかないと、人員の確保というのも難しいでしょうから、そういう所得向上の取組を進めております。

もう一点申しますと、昨日、私は魚市場の社長とか、系統団体の会長とかと会議をする場がありまして、その中で魚市場の休業のことに話が及びました。例えば、まき網あたりに乗られている方々は、定期的にこの日が、1週間のうち何曜日が休みとか、月のうち何日が休み、こういうものを求めている若者がいる。その時に、今、市場というのは、例えば月夜間、月が明るく漁がない時に休みを入れたり、もちろん日曜日、祝日はあるんですけど。そういった中で消費地市場では水曜日というのが休みになったりする傾向がございまして、そういうのを産地の市場として、また、水産業界としてどうするかというのを、昨日ちょうど意見を交わしたところでございます。

そういう経営者の方の会議の中でも、やはり後継者、従業員の確保、非常に危機感を持ちながら対応されていますので、あらゆる場面に私ども参画しながら、議論を深めていきたいと思っております。

【近藤委員】 ぜひ、よろしくお願いします。

もう一点ですけれども、一般質問の時に、奈良尾が海の駅に認定されたんですけれども、海の駅で地域づくりをやろうと、地域の声があるところ上がっているわけですね。

その中で、長崎県で、もし海の駅でいいパターン、いい結果を出しているようなところがあったら教えていただけないでしょうか。

【本多漁港漁場課長】 海の駅に関しましては、県内に結構な数があるんですけども、いい事例といいますと、やはり長崎港の福田地区でありますとか、出島ワフのところにあります。そういうところが有名なところかなと思います。

上五島の2つの海の駅につきましても実績がどんどん上がっておりますので、こちらも成功事例かと思っております。資料があまりなくて、申し訳ありません。

【近藤委員】 今度、奈良尾に行って意見交換をしてみたいんですよ。そしたら、ハウステンボスから、この前4艘のヨットが奈良尾まで来て、そして、ヨットのレースをやるためのいろいろなものを調べにきて、地元と話をしたいみたいです。また、40艘ぐらいの全国のヨットを集めて、ハウステンボスから奈良尾までというレースの計画を今立てているみたいなんですよ。だから、私はいいことだなと思ってですね。距離的にハウステンボスから奈良尾という距離が一番いいんだということを伺ったことがあるんですけども、そういう点で人がにぎわうといいますか、そういうことをやっていただけるといのに海の駅がしっかり基盤になって地域をつくるという形をつくっていただければと思うんですけれども、やっぱり海の駅に対して地域でお金を出しているんなそういう施設をつくるかと言ったらなかなかつくれないんですよね、個人的には。国も海の駅はつくったけれども、整備という段階の中に、特にヨットとか、乗っている人が一番必要なものは何かといったら水と電気ですかね。そういうことをよく言われるんですけれども、そういう設備をしっかり海の駅で整えているところがあるところがあれば教えてもらえますか。

【本多漁港漁場課長】 やはり海の駅は、大小規模がありますので、すみません、私が知ってい

る範囲で言いますと、長崎港の福田とか出島には備えられておりますけれども、そのほかについてはあったりなかったりというところが多いかと思います。

【近藤委員】これは要望にしますけれども、海の駅、ここは活用の仕方によっては地域をつくる本当にいい場所になると思います。全国からいろんな形で、旅行客というのは陸ばかりから来るのではなくて、海のお客さんというのが結構いるんですよ。離島とか半島とか、そういうところにしたら、海は一つになっているものですから、沖縄から鹿児島、ずっと島伝いにかなり船が移動したり、人が移動したりしているようです。その中でやっぱり水と電気、その設備が岸壁にあったらみんな喜ぶと思う。そういうものがあるところを目指して来ているのが結構多いみたいです。だから、そういうのをしっかり、長崎県の中にある海の駅に何が必要なのか、地域としっかりした意見交換をしながら、それを個人的につけるというのは無理です。だから、県の方で国と話し合って、何が必要なのかというのをしっかり研究していただければと思います。よろしくお願いします。

【中村(一)委員長】ほかにありませんか。

【堤委員】先ほどの議案外の資料の中に、漁業センサス、2023年の数字が出ていましたけれども、全国で2位の規模でありながら、しかし、やっぱり減少が続いているということで、就業者も9,209人で、これは前回年の21.7%減と書かれていました。

それに対して新規就業者、5ページの方にありましたけれども、目標の200名を超える201名の新規就業者があったということですが、ただ、9,209人になったというのは、数字にすると2,553人の減少ということで、まだまだ、

水産業の就業者数の減少を食い止めるには随分届かない数字じゃないかなと思うんですが、この新規就業者について、先ほど近藤委員からもありましたけれども、本当にいろいろなきめ細かい手だてをしながら増やしていかないといけない。

例えば、住宅の確保であったり、3年ぐらい研修というか、指導を受けながら就業していくかと思うんですけれども、やはり離職しないように地域できめ細かくやっていただかないといけないんじゃないかと思いますが、その辺はどういうふうに取り組まれているか、お尋ねします。

【齋藤水産経営課長】まずは、新規就業者の獲得というところの中では、県で就業フェアを開催したり、それから、全国の就業フェアに出展をさせていただいて、そういった中で長崎の水産業の魅力を発信しながら、そういったところで就業者を求めているというところもありますし、あとはSNS等での情報発信、そういったところで広く新規就業者を求めているというところはあるんですけれども、その際に大事になってくる支援制度というところの中では、今委員がおっしゃったように、就業の前後において支援制度というのは設けておりまして、就業前に技術習得の支援という中で実施をしていたり、あとは就業後に定着のために必要となる経費の支援であるとか、そこはIJターン者限りという事業にはなりませんけれども、そういった事業であるとか、あとは少しこれまでやってきた漁業の多角化をしたいという時には、そういった研修制度というのを設けておりまして、就業者がなるべく地元に着定できるような支援制度というのは設けております。

それから、受入体制といたしましては、やは

り地元になじんでもらわなければいけないというところもあって、少し漁村の方で受入体制をつくっていただきまして、いけば寄り添う方を一人置いて、その方を中心に連絡網をつくって、いろいろ生活面も含めて支えるといったようなモデル地区をつくっているところもございます。

あと、住宅のお話があったと思うんですけど、住宅につきましては、現在のところ市町の管轄ということで、県の方は住宅の方にはタッチしてないという状況でございます。

【堤委員】前にも同じような質問をしたことがありまして、同じような回答をいただいたんですが、農業に比べて支援の制度も、やっぱり水産業の方はちょっと小さいような気がするんです。金額的にも、なかなか厳しいところだなと思っているんですが、住宅というのは市町が対応されているということですが、それはどこの地域でもそういう取組というのはされているのでしょうか。

【齋藤水産経営課長】例えば就業したいというご相談があった際には、まずは地域の市町とか漁協の方にお話、相談を持っていくんですけど、詳細にはやはり地元の市町でないと住宅の状況とか、そういったものがわかりかねるところもございますので、そういった受け入れをするところにつきましては、市町の方で金銭的な支援があるかどうかというのはここではわかりませんが、いろいろサポートはしている状況にはあるとは思っております。

【堤委員】SNSなどを通じて、漁業に興味がある人たちが、そこを入口として長崎の水産業に関心を持ってもらって、そういう就業フェアなどに足を向けられるという動きはできているのかなと思いますし、ガイドブックがありますよね。これは前のですけども、このガイドブ

ックにも長崎で就業した人の紹介なんかがあちこち書いてありますけれども、こういったガイドブックというのはどんなところに出回っているのか、どんな方が手にされているんでしょうか。

【齋藤水産経営課長】県下各地の市町、それから漁協等にはお配りをさせていただいております。あとは関係の水産団体の方にもお配りをさせていただいております。

それから、県の就業フェアであるとか、国の就業フェアに出展する際は、必ずそれを持って行って、面談をされた人には差し上げておりますし、SNS等で少しお話を聞きたいということがあれば、そういったパンフレットを送って、それで説明を申し上げるといったような使い方をしているところでございます。

【堤委員】実際に就業した人の声とかもありますけれども、やはりそういうものも、もっともっと積極的にSNSなどで発信をしていただいて、やはり興味がある人にとあと一歩背中を押せるようなものにしていただきたいと思います。

それから、養殖技術ブレイクスルー促進事業についてお尋ねします。

これからの取組なのかと思いますが、今年度の新規事業として実施をされているということですが、この事業費は幾らぐらい予算がついているのでしょうか。

【中村(一)委員長】 暫時休憩します。

— 午前11時23分 休憩 —

— 午前11時23分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開します。

【鈴木水産加工流通課企画監】こちらのブレイクスルー促進事業につきましては、1テーマ

2,000万円の技術開発を3テーマ、合計6,000万円プラス事務費46万円という内容でございます。

【堤委員】 3テーマ、6,000万円と事務費46万円ということで6,046万円ですか。

この中に、プロポーザルで候補者を選定してからということで、赤潮対策について水流や微細気泡発生装置などによる赤潮対策技術の開発と、まだまだこれからで実用化はまだ先かなと思いますけれども、その中身。

それから、養殖コストの低減のところで、魚粉より安価な飼育用昆虫を用いたブリ用の配合飼料ということで、大変興味深いことが書いてあるわけですが、この内容についてご説明をお願いします。

【鈴木水産加工流通課企画監】こちらの養殖技術ブレイクスルー促進事業、先ほど申し上げました3テーマですが、1つ目が赤潮などの自然災害対策、2つ目が餌代などの生産コストの低減、3つ目が新魚種ということで、この3テーマで公募をしたところ、赤潮対策と餌代等のコスト低減について、一応審査会を通過して、今、契約に至ったところでございます。

内容でございますが、1つ目の赤潮対策につきましては、先ほど分科会で足し網等のお話をさせていただいたところですが、それ以外にもいろいろ被害の防止対策の技術開発というのは、国を中心に様々進められている中で、生簀の中の魚が赤潮でへい死するのを防ぐという目的で、生簀の中の溶存酸素量、機械をもって酸素の量を増やしてやる、これをもって赤潮が来ても窒息死をしないといったような目的。あるいは、赤潮が上下運動をすると先ほど申し上げましたが、例えば海面近くに赤潮が濃ゆく発生している際に、海底近くの海水には赤潮プランクトン

があまりいない。こういう比較的綺麗な海水を生簀の下から上にエアーバブルで持ち上げることで、きれいな水を下から上に供給してやる。そうすることで、生簀の中のプランクトンの濃度を下げてやって、結果としてダメージを防いであげるといったような機器を導入して、これが現場で果たしてどういった効果があるのかというのを実証していくという内容になっております。

それから、もう一点目の餌代等のコスト対策でございますが、こちらは、最近よく目にしますミルワームと言われます様々な餌だとか、一部食用にも回っているような昆虫の幼虫ですね、こちらを通常配合飼料の原料であります魚粉の代替たんぱくとして、魚粉のうちの何割かをこの昆虫たんぱくに置き換えてやることで、昨今、魚粉の価格の高騰が続いている中、それよりも安価な昆虫に置き換えることで、トータルでの配合飼料の餌代を下げるという実証実験でございます。こちらは他県でも少しずつ進んでいる中、今回、上五島でブリを用いて、魚粉の何%を昆虫に置き換えても支障がないのかとか、そういった実証をしていきたいというふうに考えております。

【堤委員】 大変興味深い内容で、実用化に向けてはまだまだ段階を踏んでいかないといけないかと思いますが、やはり経費の削減であったり、養殖魚のへい死を防ぐということで、本当に効果が出るような研究を進めていただきたいと思います。

それと、最後にもう一点。県産のブランド魚ということで、以前新聞で読んだんですが、豊洲市場で大変評判が高い、例えば「白銀」とか「紅瞳」という魚がありますと。白銀は小値賀町のタチウオで、紅瞳は上県町漁協のアカ

ムツということで紹介がされていたんですけれども、私たちは、全く目にしたことがない、また口にしたこともないのかなと思うんですが、こういった東京の中央市場で大変評判が高いこういったものを、もっともっと広めて、それから県内でも口にすることができたら、やっぱり観光客の皆さんとかも、もっと長崎に来ていただけるのではないかなと思いますけれども、こういったブランド魚の取組というのは、今どうなっているんでしょうか。こういった魚を目当てに他県から来ていただけるような仕組みをつくっていくべきではないかと思いたすけれども、いかがでしょうか。

【森川水産加工流通課長】今、委員からお話がありましたブランド魚につきましては、従前から、県下各地域におきまして魚の規格とか基準とか決めて、名前をつけて育成していこうというブランド魚であるとか、水産加工品で言えば長崎俵物というふうな取組をずっと、もう平成10年代ぐらいから続けてきております。

これまでブランド魚自体を、現時点で大体40種類から50種類ぐらいあるんですけれども、なかなか漁獲の動向等々もありまして、残っているものもあれば、そうじゃないものもあると。

俵物については、ずっと継続して取り組んできておりますけれども、先ほどご指摘がありましたように、やはりそういうブランド魚をつかったのであれば、それを皆様によく知っていただいて、それを目当てに来てもらうというふうな取組というのはこれまでもやっていますけれども、引き続き、努めていかなきゃいけないなというふうに考えております。

一方で、今年度から推し魚という取組を始めております。これまで長崎県の魚というのは、関東であるとか、関西であるとか、他県に出荷

するのが大部分を占めているという状況ですけれども、その魚を目当てに長崎に来て食べていただきたいということを目的としまして、産地内での安定供給体制の構築が可能で、観光客にも魅力を訴求できるような魚を「推し魚」という形で選定して、今年度から取組を進めていこうというふうに考えております。

【堤委員】「推し魚」というのは、委員会でお話を以前に伺っております。

まだまだ、本当に長崎の魚のよさ、おいしさというのは知られていないというか、まだまだ取り組む余地がたくさんあると思いますので、どうぞしっかり売り込みをかけて頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【虎島委員】私も養殖技術ブレイクスルーのことについて伺います。

毎回聞いておりますけれども、先ほど堤委員からもご質問がありましたが、酸素投入とか、海流というところで赤潮を防ぐというのが非常にわくわくするような技術を開発されると思いますけれども、これをどう評価するか。

先ほど、大倉委員のお話もあったように、赤潮が発生しないと、その効果というのはわからないとは思いますが、こういった海域でこれを評価する予定であるか、教えてください。

【鈴木水産加工流通課企画監】今回、先ほどご紹介した赤潮をテーマにした取組でございますが、ようやく契約を結びまして、これから現地に入って実証するという段取りになっております。

ご指摘のとおり、今シーズンの赤潮時期は、幸いなことにおさまっております、今年度中

に赤潮に対する効果という部分までは、なかなか実証するのは難しいかなと思っております。

ただ、そうした中でも、今回、長崎市の戸石地区で実証しようかと考えているところですけども、先ほど申し上げたような機器を実際海中に設置をしまして、一定期間、その機器を回すことで、想定どおりの溶存酸素の濃度が上がるのかとか、あるいは海底付近の水がどういう効率で上に持ち上がるのかとか、あるいは、魚に対してどういう影響があるのか、悪影響、あるいは好影響があるのか、そういったプランクトンに対する直接的な評価は難しいにしても、その事前の部分での調査は十分できると思っておりますし、一応委託業務は年度で終わるわけですけども、引き続き、来シーズンの赤潮時期に向けても、今回の委託業務の方と連携しながら、実証、実用化に向けて引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【虎島委員】単年度事業ということで、こういった評価をして次につなげていくのかというのを危惧しておりましたけれども、今回、ある程度立証できれば、次の年度にもつながっていくということで安心いたしました。

一方で、公開された資料でもう一つのプロポーザルですね。新たな養殖魚種の導入、これは不採択というふうになっておりますけれども、その内情というか、不採択になって、今後、それをどうしていくかというところを教えてください。

【鈴木水産加工流通課企画監】今回の3つ目のテーマの審査の結果と、こういった内容で不採択に至ったかという内容につきましては、応募をされた企業のご了解をいただいておりますので、差し控えさせていただければと思います。

少なくとも、その3つ目のテーマは、まだ今

年度中、どうするかまだ決まっていないところですが、今後、改めて同じテーマで公募するのか、あるいはちょっと工夫をし、テーマを変えて公募するのか、内部で検討させていただいているところでございます。

【虎島委員】年度ももう半分過ぎていきますので、しっかりと取り組んでいただければと思います。

もう一点、今、ALPS処理水の件で中国と今後について認識を共有したというようなニュースがございました。今、長崎でも輸出企業があったということで、昨年度補正でその輸入規制に伴う販売促進キャンペーンというのも実施されたというふうに覚えておりますけれども、現在、その輸出企業の影響というのはどうなっておりますでしょうか。

【鈴木水産加工流通課企画監】昨年8月以降の中国における日本産水産物の輸入停止の影響についてご紹介させていただきたいと思います。

昨年、令和5年8月に水産物の輸出停止になったわけですが、その前年度の令和4年度の本県の水産物輸出が、全体でおよそ70億円、このうち中国向けが大体25億円程度ということで、本県第1位の輸出先国でありました。

これが、令和5年8月以降は輸出が停止したわけですが、令和5年度につきましては、先ほどの25億円が大体11億円に下がったと。要は半年近く停止になりましたので、それに伴って輸出実績は下がったという状況でございます。

輸出の中身でございますが、先ほど申し上げた中国向けの輸出、およそ25億円のうち18億円程度がクロマグロということで、主に中国向けに出ていた魚種は養殖クロマグロでございますので、こちらにつきましては昨年8月に輸出・輸入が停止された直後、やはり中国向けを想定していた産地の方で滞留が相当程度発生したとい

うふうに伺っております。

しかしながら、徐々に国内向けに回す等の皆さんの努力もありまして、今年の5月の連休以降は、ほぼ解消したというふうに伺っております。養殖魚の滞留状況は、大体そういった形です。

それ以外は、例えば輸出停止直後、長崎魚市場の魚種によっては若干魚価が低下したといったようなこともございましたが、特に大きな長引くような魚価低迷といった影響は伺っていないところでございます。

【虎島委員】様々な努力によって、大きな影響なく経過しているとお聞きしました。

今回、この認識の共有ということで、徐々に基準に合致した日本の水産物輸入を再開というようなニュースでございますけれども、ほぼほぼの見通しについて、わかる範囲で教えてください。

【鈴木水産加工流通課企画監】今、委員からご紹介のありました、今回、外務省が9月20日に発表しました日中間の共有された認識ということで、その中身の最後の方に「中国側は、IAEAの枠組みの下でモニタリングに参加し、サンプリング等を実施後、科学的根拠に基づいて調整に着手し、基準に合った日本産水産物の輸入を着実に回復させる」という内容の共通認識として公表されたところでございます。これ以上の詳しい中身、どのように回復するのか、あるいは今後どういうふうに進む見通しなのかにつきましては、我々の方から農水省の輸出国際局の方に問い合わせをしましたが、今の時点で公表した内容以上のものは特にないというふうに伺っております。

また、昨日、農林水産大臣の会見がございまして、その中でも、今般発表された、先ほど紹

介した「日中間の共有された認識を踏まえ、引き続き中国に対して科学的根拠に基づかない輸入規制の撤廃を求めてまいります」といったような大臣の会見があったところでございます。

状況は以上でございます。

【虎島委員】状況は刻々と変化するとは思いますが、すけれども、しっかりと把握して、滞りなく再開できるように、大事な輸出先の一つであるというのは変わりないと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【山口委員】1点だけ、もう要望になるような話ですが、この赤潮被害に対して予算議案を議論し、そして種々対策についてのお話も今しているところですが、要は、赤潮というのを発生させないといいますが、あるいは発生をきちんと予測するということが極めて重要になるんじゃないかと思うんです。

一定の発生のメカニズムというのは、もう解明されてあるわけですが、海が、栄養がたくさん出てくるといかな、富栄養化になるということが最大の要因のようですが、要は、日常的な対策もそこには必要になってくるのかなと思います。

そして、要は、その赤潮の発生のもとを断つという仕事が極めて重要になってくるのかなと思いますけれども、県として、この赤潮に対して専門的にやられている部署、あるいはチームというのは、どのようになっているのか、これは部長にお伺いをしておきたいと思いますが、専門の方がいらっしゃいますか。

【桑原総合水産試験場長】我々総合水産試験場の中に漁場環境科という部署がございまして、そちらが主に赤潮の方は対応しております。

それと、もとを断つというお話なんです、赤潮の発生メカニズムというのが、そもそも海水中に存在している主に植物プランクトンです。これが異常に増殖して、海の色が赤くなった状態、赤だけではなく、茶褐色とかもあるんですけども、海水の色が変わった状態が赤潮というものになります。

例えば今年度被害を及ぼしたシャットネラは、冬場は海底にシストという状態で存在していますし、昨年度大きな被害、今年度も発生しましたカレニアという種類は、遊泳細胞という状態で冬の間海の中を漂っているというものでして、赤潮が発生している時は高密度で存在するんですが、冬場は低密度でいるので、正直どこにいるかわからないという状態でございます。

ですので、結果的にいいますと、自然界で引き起こされる現象であって、現状で人為的に赤潮を形成しているプランクトンを根こそぎ排除してしまうというのは、人為的には難しいというのが現状だと思います。

【山口委員】私、もう釈迦に説法になるのでやめすけれども、要は赤潮のもとを断つためのいろんな対策が極めて重要と思います。なぜかという、結果として16億円の出費につながるわけですから、そこを断つことは極めて重要だと思いますので、チームを強化して、個人的にもしっかり研究されている方がいらっしゃると思いますから、そのところを少し長崎県として考えてやっておくべきではないかと思いますので、これは要望としておきますので、部長、よろしくお願いします。

以上です。

【中村(一)委員長】水産部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き、水産部関係の

審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 1 時 4 4 分 休憩 —

— 午後 1 時 2 9 分 再開 —

【中村(一)委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

虎島委員は、文教厚生委員会に付託されました請願の審査に紹介議員として出席するため、本委員会への出席が遅れる旨の連絡がっておりますので、ご了承をお願いします。

午前中に引き続き、水産部関係の審査を行います。

質問はありませんか。

【白川委員】 まず、午前中に堤委員のご質問でやり取りをされていた件で少し質問ですけれども、ブランド魚の発信ですとか、押し魚についてですが、観光で長崎に来られたお客様に、ぜひ長崎のおいしい魚を食べていただきたいということで、このブランド魚の発信を強めていくということが押し魚につながっていくということかと思うんですけれども、ある飲食店の話を聞くと、長崎で獲れたお魚が、やっぱりいいものからどんどん都会の方、東京とか都心の方に出ていく、または海外の方に売られていくということで、やはりいい価格で買い取っていただけたところに優先的にいくというのは、ビジネス上、真っ当なことかなというふうには思うんですけれども、そのおかげで県内にいいお魚が残らないというのも、正直、仕入れをされている方々から伺う話でもあります。

そういった中で、なかなか押し魚がこれだというのが決まらないようなところもあるのかなというふうに見受けているんですけれども、そのあたり、県の見解はいかがでしょうか。

【森川水産加工流通課長】委員のお話ありがとうございましたけれども、もともと長崎県の魚、非常に水揚げが多いんですけれども、大部分が関東・関西あたりに流れていくというのは、歴史的に多いというふうな状態だと思います。

今回、推し魚に取り組むに当たって、やはりもともと長崎県は魚が非常に多い水産県であるんですけれども、あまり水産が盛んだというふうな認知がされていないというのもありまして、長崎といたらこの魚だというのがなかなかです。魚種が多いというのも特徴の一つであって、あるのかもわからないんですけれども、そういうところを何とかしたいなという思いもありまして、産地ごとに地域内で安定供給するような体制をつくって、その魚を地域に食べに行こうというふうな形で、今回推し魚を選んで、どんどんPRをしていきたいと考えているところでございます。

【白川委員】県も状況の認識は同じだというふうに思っております。

県内に残る魚は、もちろん鮮度が高いのでおいしいというのは観光の皆さんからも言うただけのことではあると思うんですけれども、ただ、新鮮なのおいしいという、魚種も多いということもありましたけれども、それだけではなくて、長崎県にこのお魚を食べに来てほしいとか、もっと価値を高めたうえで、そういった推し魚を県外にしっかりアピールをして、長崎県が水産県であることをもっと県外の皆様にも知っていただきたいというふうに思っておりますので、そのためには、県民がおいしい魚をしっかりと消費をしていく中で、自分たちが食べているお魚をもっと口々に周りの方に自慢できるような、そういった食の創出といえますか、そういったことを長崎の食のブランドとして打

ち立てていけるような強みをつくっていただきたいというふうにご要望したいと思います。

赤潮の件では、山口委員がおっしゃっていたように、発生抑制というところを私も追及して、赤潮の発生抑制の件は、山口委員と同じような要望をと思っていたんですけれども、先ほどのご説明では、自然界で漂っているものに対してはなかなか厳しいと、難しいというところを伺い、理解をしたところです。

もう一つ、磯焼けの対策についてですけれども、ここは陳情の16番でも藻場の回復に対して、財政及び技術支援強化をというところがありましたが、戸石の方の漁協にお伺いした際に、藻場が再生をしているという非常にいい情報をいただきました。写真まで見せていただいて、すごく誇らしげに組合長にお話をいただいたんですけれども、県内各地でも磯焼けの状況というのは非常に深刻だということを伺っていた中で、どうやってこの再生が行われたのかというふうにお伺いをしたところ、ウラウズガイという新芽を食べる貝がいるということで、大変小さい貝で駆除するのが難しいそうなんですけれども、ダイバーの方が熱心に潜って駆除をしていったところ、新芽が食べられなくなって、成長していく段階でもガンガゼやイスズミの駆除も併せて行っていきながら、この成長につながっていったというふうにお伺いしました。

イスズミやガンガゼの件は、対馬や壱岐等でも伺っておりましたので、この新芽を食べるウラウズガイというのは初めて聞いたところでありました。こういった成功事例が県内でどのように情報共有をされているのかお伺いしたいと思います。

【松本漁港漁場課企画監】情報共有についてということによろしいでしょうか。

今、委員おっしゃった藻場の再生に向けた磯焼け対策につきましては、県内各地で実施されているところでございます。

まずもって、公共事業の増殖場の造成後の3年間の食害魚の駆除というのがございます。それと別に多面的事業の中で、各地の漁協や地域の住民で構成する漁業者団体が、磯焼けに対しまして藻場の整備、あるいは今おっしゃった食害魚の駆除、食害生物の駆除というものに取り組んでおります。

情報共有の手段ですけれども、多面的事業の中では、県内各地で年に1回、離島も含めて協議会を開催しております。そういった中で事例の紹介等も行っておりますし、今後も好事例があれば、そういった中での皆様への伝達をしていきたいと考えております。

【白川委員】年に1回の協議会での共有というところがあるということですが、場所によって、どういう食害魚がいるのかとか、駆除の方法とかも違って来るかと思うんですけれども、こういう成功事例をしっかりと共有していく中で、各地で藻場再生、回復が行われることを期待したいと思いますし、また、こういう駆除作業につきましては、漁業者の方々の副収入となるということもお伺いしておりますので、ここについても皆さんの事業継続につながるのだと思いますので、しっかりと対策をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【大倉委員】午前中の虎島委員がご質問したことに関連してですけれども、私からも日本、中国両政府がこの水産物の輸入、全面的に再開するという合意に至ったというようなことに関し

てなんですが、これは実現すれば非常に本県にとっても明るいニュースになるんですけれども、やはりここはかなり懐疑的な声が多いといえますか、少なくないんですね、現実的に。実際に中国は、まだまだ段階的に進めるといような言い方もしていますし、それだけではなくて、先ほどご答弁もいただきましたが、いわゆる中国の主張ですね、主張が原発処理水の国際的な管理体制に自ら加わってと、中国自らが加わって安全性を確認してからだというふうに中国は主張しているわけですよ。ですから、かなりハードルは高いと思うわけなんです。しかも、いつからこれを果たしてするのか、そのあたりも全く時期も明示されていません。

そういう中で、情報が一番大事だと思うんですよ。先ほど、答弁の中で一応国に聞いてはいるものの情報はないということですが、どのようにアプローチをして、全く情報はまだきていないんでしょうか。そのあたりを具体的にもう一度教えてください。

【鈴木水産加工流通課企画監】先ほどもご紹介させていただきましたが、9月20日に外務省の方で日中間の共有された認識として公表されて以降、私どもとしては、水産物の輸出に携わる者として、農林水産省の方に今回の認識について、国として、また農水省として何か見解があるのか、あるいは細かな情報があるのかといったことで担当部局に問い合わせをしたところでございます。

その時点では、発表以上の内容はないというふうに伺ったところです。

我々としましては、まずは、国と国との交渉の内容でございますので、情報源としては国の担当する部局に対して、随時問い合わせをして情報を仕入れていくということになるかと思

います。

また、これまで中国への輸出に取り組んでおりました生産者団体、あるいは先方のパートナー企業、そういったところとは引き続きつながりを持っておりますので、そういったルートからも、場合によっては中国側の動きであったり、そういった情報は何かないかというのは、随時そういった方面からも問い合わせをして情報収集に努めてまいりたいと思っております。

【大倉委員】ぜひ、水産関係の皆さん等も含めまして情報共有して、そして情報をしっかり入手するということに努めていただきたいと思うわけでございます。

やっぱり本県の水産関連の皆さん、そして流通関係の皆さんは、非常に心配をされている、不安に思っているんじゃないですか。本県のみならず、全国の漁業協同組合連合会としても、これは一定の談話を発表したんですね。会長が言っているんですけれども、今回の件、一定の前進だというふうに評価はしているんですが、やはりまだまだこれは解決に向けた、解除というのは入り口にしか過ぎないということなんです。ですから、政府に対しては早急に解除に全力を尽くしてもらいたいというような談話を発表しているわけです。

そういう中で、魚市の社長のお話として、今年の春視察した時に、社長は、今回の件は、このような動きがない時ですから、正直言って緩和されるのは厳しいんじゃないかという話をされていました。正直、無理じゃないかと。しかしながら、今、それがちょっとは前向きに進んでいこうという兆しが見えてきた。

そういう中で、本県の水産関係者の皆さんはどのようにこの合意については受け止めていらっしゃるのか、どんなふうな展望を持ってい

っしゃるのか、そのあたりの聞き取りといたしますか、把握はされていらっしゃるでしょうか。

【鈴木水産加工流通課企画監】9月20日の発表についての本県の水産輸出関係者の受け止め方につきましては、先ほど申し上げたとおり、長崎魚市さんにつきましては、パートナー企業さんを通して中国側の情報を今収集しているところだというふうに伺っております。

それ以外にも、中国方面には個社個社で輸出されている方もいらっしゃいますが、そういった方面の皆さんはどういう受け止め方をしているかにつきましては、まだ把握しておりません。

【大倉委員】魚市の社長に、私、取材しました。このようにおっしゃったんですね。今朝聞いたんですけれども、やっぱり相手が中国ということで、何か政治的な意図によっていろいろ変わってくると。ですから、非常にやっぱり全面的に信用はしていないということなんですよ。懐疑的に見ているわけなんです。

ただ、一方で、中国の取引業者、魚市さんと取引している業者は、実は非常に中国本国に対して困っているんだと、非常に我々は困っているんだということを訴えているそうなんです。中国の漁業者が中国に対して。

そういったこともあって、つまり、今回の一件で、中国人そのものが魚に対してちょっと忌避していると。魚をちょっと避けようとしているという逆の風評被害が中国国内で起きているというんですよ、社長によりますと。

ですから、中国の業者は、禁輸緩和に関しては非常に期待しているという側面があるんですね、中国国内では。

ただ、なかなか時間的には、正直まだまだ難しいんじゃないかというような印象を社長はお持ちです。

ただ、そんな中でも、いつでも再開できるように準備はしっかり整えているということもおっしゃっていました。だから、もちろん期待はしていらっしゃるんですよ。

たとえ、これがまた回復したとしても、やはり中国の一部の富裕層は日本の魚を好んで食べてくれるんですけども、長崎の魚も含めて。ただ、一般庶民の中国人はなかなか日本の魚に対するイメージが、そう簡単に払拭されないんじゃないかと。だから、そこはなかなか簡単にはいかないという現実が恐らくあるかというところはおっしゃっていました。

ですから、とにかく中国というのは、何でも手のひら返しにころっと変わったりとかしますので、とにかくそういった意味でも魚市の社長と一緒に情報共有をしっかりと、緊密に連携しながら、そして国に対してはきちんと情報を出せと、情報をちゃんと教えてくれというのをしつこいぐらいに、ぜひ言っていて、そして魚市と県と一緒に、国とも一緒になって、これが最終的にはいい方向に向かっていてもらいたいなというふうに思っています。

もう一点いきます。これも同じような、重なったところがあるんですけども、ブレイクスルー促進事業です。

堤委員と虎島委員も質問されていましたが、私もこれは2月の委員会で質問をいたしました。養殖技術ブレイクスルー促進事業に関してですが、その時は赤潮の課題解決のための民間事業者との委託契約がまだ結ばれていませんでした。今回は、それが結ばれたということで、質問したいんですけども、審査結果を拝見しました。そうすると、100点満点中83点という評価を得た事業者でした。これは県内の企業なんですね。大黒町にある企業というこ

とで、非常に県内企業ということもあって期待が大いに持てるわけでございます。

その審査結果の得点の内訳を見ると、まず業務内容の得点が非常に高いんです。業務内容が15点満点中13.8点。これはどういうことかという、ちなみに次点の事業者が11.2点と。結構水があいているわけです。いい得点を取っていらっしゃるこの事業者、こういった業務内容の会社なのか、そのあたりを教えていただければと思います。

【鈴木水産加工流通課企画監】今回のブレイクスルー促進事業で赤潮をテーマに受託の契約が決まりましたのは、イービストレード株式会社を代表とする共同事業体でございます。

こちらの子会社が長崎市内にありますメーカーさんになります。こちらのメーカーさんは、全国のダム、あるいは沼の水質浄化機器の製造販売をされているメーカーでありまして、具体的にはアオコの発生を抑制する、よくダムなんかで目にされるかと思うんですが、ブクブクブク、底から泡が上がって水質を浄化するような機器、それから水面を漂うアオコを駆除するような装置、こういったものを全国で製造販売を展開されているメーカーでございます。

こういったプランクトンにまつわる対策機器をお持ちのメーカーですので、こういったノウハウを今回、赤潮対策に活用していただけるということで、非常に実用化の期待も大きいという点で高評価が得られたものではないかと考えております。

【大倉委員】もう一つだけ詳しく聞きたいのが、これも項目の中にあっただんですが、有益性ですね、県内への有益性。これも得点評価があって20点満点中17.2点と、こちらも高いんです。次点の事業者が14.4点です。この有益性という

ころですね、県内の有益性というのはどういう有益性なのか、その意味を教えてもらっていいですか。

【鈴木水産加工流通課企画監】今回、赤潮をテーマにプロポーザルの公募をしましたところ、4件応募があったわけですが、このうち、今回、契約に至りました企業は、先ほどご紹介しましたとおり、赤潮対策の中でも特に具体的に養殖魚を生き残らせる技術の実証という切り口での公募でございました。

ほかの3点がこういった内容かは差し控えさせていただきますんですが、少なくともこういう養殖被害を直接抑制する技術の開発という視点でのアプローチはこれまでなかった斬新なアプローチであったこと。

なぜこれが有益かという部分ですが、赤潮は毎年、必ず大なり小なり出るわけで、養殖業界において、切り離せない大きな課題であるんですが、これまで本県は、どちらかといいますと、早期発見・早期対策ということで、モニタリングであったり、それに基づいて餌止めとか、あるいは防除剤の散布といったことで被害の抑止をメインに取り組んできたわけですが、先ほど申し上げた今回のテーマのように、新たに魚自体を生かす技術開発という点では、まだまだ本県内では実証がされていない中で、昨今、この赤潮が以前に比べると大規模かつ長期間、広域に発生するという現状を踏まえますと、本県の養殖で抱える赤潮問題の中でも、こういった新しい視点の、養殖魚を直接守るといった新たな視点の技術開発というのが非常に業界の中でも求められているという部分もあって、有益性も高いのではなかろうかというふうな評価になったものと考えられます。

【大倉委員】新たな視点での赤潮対策の技術開

発ということで、ぜひ県内でこれは広く実用化が期待されるんですが、その実用化のめどというのは、これはいつ頃で、どのエリアからやっていくとか、そのあたりの目安はありますか。

【鈴木水産加工流通課企画監】今回の実証の取組は、午前中ちょっとご紹介しましたけれども、例えば生簀の中の溶存酸素を上げてやるといったようなことで、これは実験レベルではある程度エビデンスもそろって効果があるというのは確認されております。これを今回の委託事業の中で、現場で果たして想定どおり酸素を上げられるのか。それがまた、生簀の魚を生存させる効果につながるのかを実証するという試験になります。

実証できました、で終わりではなくて、当然、最終的には、安価で取り組みやすい機器なり、そういった装備に仕立て上げて各地に普及させていくことが最終目的ではございますが、何年後にそれがかなうのかというのは、まだなかなか今の段階では判断は難しいんですけれども、なるべくそういった実現に向けて、実現するように取り組んでまいりたいというふうに考えています。

【大倉委員】もうこの赤潮による大規模な被害が2年連続続いていて、また3年目もなってしまうと非常にこれはよろしくないわけで、ただ、被害というものは起きるおそれはある。そういう中で、たとえ3年目起きたとしても、それも含めて何とか食い止めていくと、最小限に被害を抑えていくという部分が今後3年、4年、5年と求められてくると思います。ですから、こういった民間の知見を、ぜひうまく活用しながら取組を進めていってもらいたいと思います。

以上です。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【瀬川委員】 まず、今回の赤潮対策、県内の海域で発生しましたことについて、時を移さず、きちんと補正で被害対策に予算をつけていただいたと、そういったことに対して、まずもって感謝とお礼という気持ちをまず述べさせていただきたいと思います。

6月定例会の時には多分申し上げたと思うんですが、こういった被害が起こった時に、何を一番大事に思わんといかんかという話をさせていただいたと思うんですが、やはり農業にしても漁業にしても、こういった突発的な被害が出た時に、営業意欲、これをなくさせてはいけなと。政治にとっても行政にとっても、そこが一番大事なんだという話をさせていただいたと思います。

さらには、足し網や沈下式の生簀を導入するようなことをやったらどうかというような話もさせていただいた。それもきちんと補正予算に入れていただいている。こういったことも評価をさせていただきたいということから、先ほど来話がっております足し網、あるいは酸素を送る、あるいは水流を変えんといったこと、まだ不確実な部分があるというようなお話でありました。これがうまくいっても、全部を救えないこともあろうと思います。

特に、松浦の方のお話を聞いたんですが、マグロ養殖をやっておられて、普通の網じゃなくて金網の生簀なんだと。足し網はとても無理ですと。じゃ、場所を移してよと。いや、場所を移すのも絶対風とかいろんな条件が合わないと。

じゃ、どうすればいいのかといったら、今の段階ではどうしようもないわけですよ。私がおもうのは、早速松浦の方に出向いていただいて、既存、特例も含めて前向きなことをやろうというお気持ちは伝わってまいったので、これも感

謝しながらなんですが、地元の生産者と今の状況の中で、来年、再来年起こることを想定して何ができるのかということ、さらに考えないといかんと、こう思うわけですよ。

そういった時に、一つは、養殖場の移動、しかし、海流とか、あるいは北西の風とか、そういったことを考えると、なかなか簡単に移すことができない。だったら、防波堤を造るところまできちんと、大きな金がかかっても産地を守る、水産県長崎として産地を守るということも考えないといかんのじゃないか。もちろん、これは県単独ではできないので、国の力、助成等も含めてきちんと財政的な対策も打ち出していかなければならないと思うんですが、まずその酸素発生とか、海流を変えんとか、足し網も含めてですが、年次的な計画をもって取り組まなければいけないと思うんですが、この年次的な計画という点についてはどういうお考えをお持ちかお聞かせ願いたいと思います。

【鈴木水産加工流通課企画監】 先ほど来ご紹介しております足し網しかり、またこれから実証に取り組む酸素発生等、新たな技術開発につきましては、もう可及的速やかに、より多くの方に普及、活用していただきたいというふうに考えております。

とは言いながら、各養殖産地において、それぞれ環境も違うし、状況、事情も、また襲来する赤潮のプランクトンの種類も違ったり、いろんな状況が違うかと思えます。

まずは、これから各産地と情報共有をしながら、恐らくこの足し網も、まだ皆さん、本県内で少なくともほとんど普及していないので、どういうものかというのはよくご存じない方も多くいらっしゃると思います。情報共有とか、技術指導をしながら、できることからどんどんや

っていただきたいと考えております。

ちなみに、松浦の現場も我々はよく承知しているところで、確かに今回被害を受けましたマグロであったり、ブリでも金網生簀が使われている方も確かに多くいらっしゃると思います。実を言うと、先進地であります鹿児島県の東町あたりでは、そういった亀甲網という固い材質の網地であっても、普通の化繊の足し網を使われている方もいらっしゃるんです。そういう使い方の工夫とか、そういったものも実はいろいろ調べるとあるようですので、その辺も引き続き、我々、情報を入れながら、各産地を回って、皆さんでできることは何があるのかというのを随時検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

【瀬川委員】 よろしくお願いいたします。

議論が後先になって申し訳ないんですが、既存制度と特例制度、ここでは2つの制度の説明が書いてあります。

毎回毎回、議論をゼロからやり直すというのではなくて、もう産地がとにかく壊れてしまうような状態というのは、地元の漁協とか、お金を出すのは市と県ですから、市としてこの養殖場の産地が壊れると見込まれる時、市長がそう思う時、こういう端的な条件でいいと私は個人的には思っています。この前も申し上げたかどうか知りませんが、農業も漁業も一緒でして、私から言わせると、産地というのは、ある一定のピラミッド型になっていて、頂点にその地域、生産地のリーダーがいて、経営がきちんとしている。売上げも伸ばしている。そして、雇う人間もきちんと雇って、本当に地域の経済を支えている人たちを見習って、底辺にずうっと業者さんが増えていって、そしてそこに産地ができ上るといような状況だと、そう思うんで

す。その三角形の中の一つのコマが抜けてしまうと、どっちかに傾いてしまう。やはりそういった状況になっているんですということを市長さんが認めれば、もうそれでいいと私は思うんですよ。そういう簡単な考え方に立ってお願いをしたいと思っております。何かありますか。【鈴木水産加工流通課企画監】午前中もご説明させていただきましたが、現在の制度の中では、産地の崩壊を防ぐという目的のもと、その崩壊の度合いを指し示す基準として、被害の金額及び産地での被害の割合といったようなことを基準に設けて、それ以上を相当程度以上、産地崩壊の危険性が高いということで支援をしているわけでございます。

ただ、今、委員が言われたとおり、その物差しだけではなくて、例えば産地の中核を担う方がピラミッドの中で非常に重要な位置づけにあるといったようなお話は、先日、松浦市さんが来られた時にも言われていたところであります。

近々、我々も産地の方に、改めて松浦市の方に行きまして、我々がこれまで整理してきた基準とは違うような、例えばこういう崩壊の危険性があるとか、産地を守る上でどういう状況にあるのかといったようなことを改めてお話を伺いしながら、我々として公平なルールをどのように整えられるのかといったようなこともしっかり検討してまいりたいというふうに考えております。

【瀬川委員】 わかりました。よろしくどうぞお願いします。

午前中に議論されておりました風力発電のことについてですけれども、漁業協同組合がいらっしゃるって、海上風力発電をする時には協議会が立ち上がる。協議会が立ち上がるためには、利害関係者の同意がないと、経済産業省とか国

交省とか水産庁とか、そういったまたがった省庁の中で一定のルールがあると私は理解をしているんですけれども。

だから、県境を越えたところがどうなるか、そこは私はわかりませんけれども、ずっとこういう要望が上がってくるというのは、何かちょっと私は違和感を覚えておりまして、心配せずにいいですよと、組合が同意しなければ協議会が立ち上がることはありませんと、私はそう理解しているんですが、これは県境が違うからそうなんでしょうか。そこら辺をきちんと組合員さんたちに理解していただければ、要望ということで上がってこないんじゃないかと思うんですけど、この辺の法的な解釈というのは、きちんと伝えられているのか、それとも、私の認識が間違っているのか、どっちなんですか。

【小川漁政課長】今お話がありました佐賀県、唐津沖の部分に関してですけれども、委員からお話がありました促進区域として指定されるまでの流れですけれども、基本的に「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」、一般的に「再エネ海域利用法」と呼ばれるものなんですけれども、その中でそれぞれ手順が定められております。

今お話がありました、海域として設定されるまでには幾つかの段階がございまして、一番初めにやはり各地域での案件が形成をされると。そこはやはり利害関係者、今のお話にありました県境を越えた場合の海域で幾つかの県の漁業者の方々が活用されていらっしゃるという場合につきましては、その利害関係者の皆様の同意があって、はじめて検討が進められていくということになっています。その段階におきまして、各関係都道府県の方からもそういう状況が整っているという情報提供を国の方に提出をすると

いう形になっております。今回の分につきましても、先ほど少し答弁させていただきましたが、今、唐津沖の分については地元の漁業者の方々の強い反対があるということで、水産部としては反対の立場ということで佐賀県の方にお伝えをしているという状況でございます。

【瀬川委員】 そうしたら、今の法の下では、それほど心配する必要はないよということを漁民の方にも、当該基礎自治体の長の方にも、あるいは議会の方にもきちんと理解していただければ、要望ということを毎年上げてくるようなことはなくてもいいというふうに理解していいわけですね。

【小川漁政課長】 委員からご指摘のとおりでございます。そのあたりにつきましては、県境を越えた調整というところがございまして、実は全国知事会ですとか、県からも毎年行っています政府施策要望、その中でも県境をまたいだ漁業調整につきましては、国の方で責任を持って調整をいただきたいということも引き続き要請しているという状況でございます。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山村副委員長】 私の方からは、魚市場における荷捌きの人材確保の件です。現場も一回見させていただいて、今回の一般質問でもされていたと思うんですけれども、今とりあえず荷捌き、今後なかなか人材確保が難しいという中で、今県が行われている状況をとりあえず確認をさせていただきます。

【森川水産加工流通課長】 県といたしましては、一般質問の答弁でもさせていただきましたけれども、九州北部の魚市場さんたちと、まずは外国人材を活用できないかというふうなことで、要望に行く時も同席をさせていただいたり、国から新しい分野の追加というのは難しいんだと、

既存分野の中で何とか運用する方法はないのかというふうなところで、皆さん知恵を出しあって、その運用の中で何とかできないかというふうなところを検討しているといった状況でございます。

【山村副委員長】個人的見解を言わせていただくと、やはり難しいんだろうなというのが現状としてあると思います。外国人労働者の方の規制が緩和されて来れるようになったとしても、その仕事に就いていただける方がいらっしゃるかというと、なかなか厳しい現場なんだろうというふうに、実際見させていただいて思っていて、正直言いますと、これは提案になるんですが、せっかくAIだとか、スマート漁業という話がきておりますので、ぜひ荷捌きの現場のAI化、スマート化、完全自動化に向けて、やはり県として取り組んでいった方がいいんじゃないのかなというふうに正直思っています。

全国的には、なかなかこういう漁場というのが少なくて、九州の北部ぐらいのところしか課題として取り上げられないものであればあるほど、長崎県としてきちっと荷捌きの完全自動化というのに向けて、研究開発を進めて、今、長崎大学とかいろんなところで、AIと産業界との連携というのもやってきていますので、ぜひそういった予算を組んでやっていって、むしろそちらの方が外国人材をどうのこうのということよりも勝負が早いんじゃないかなと。

技術というのは日々進歩していきますので、加速度的にいいものができてくるというふうに思いますので、そういったことを考えていただきたいということでご提案させていただきたいと思いますが、ご意見をお願いします。

【森川水産加工流通課長】今、副委員長からご指摘がありましたけれども、確かに省人化とい

うことを考えれば、DX化とかスマート化というのは非常に重要なものだというふうに考えております。

これまでも、県内の民間企業であるとか、高専であるとか、大学であるとか、いろんなところが国の補助金などを活用しまして、AIやロボット、画像選別等による自動選別機の研究開発というものが行われておりますが、やっぱり水揚げされる魚種と量の多さというのが問題になりまして、魚を一尾ずつ判別するというのであれば、魚種の判別はすぐできるんですけども、量をさばくというのはなかなか難しい状況にあります。現時点で本県のまき網漁業での活用はちょっときつかなみたいな状況であります。めどが立たないというかですね。ただ、やっぱり選別作業が自動になるということは非常に人手不足解消にとっては画期的なことなので、産業機械の研究開発分野、産業労働部とかにあると思うんですけども、そういうところと連携して、どういうことができるのかということ进行研究していきたいと思います。

【山村副委員長】ぜひ、前向きに捉えていただいて、多分予測ですけど、5年もあれば何かなるんじゃないかなという、かもしれないし、ただやらないと、多分、労働人口が減る中で、外国人材を活用できない中で、魚は獲れたけど、市場に出せないという事態が迫ってきているのかなという危機感も正直ありますので、そこに行政としてというか、あるいはお金を出せるのは県しかないのかな、研究開発に県とか国からお金を出すしかないのかなと思っていますので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。よろしくお願いします。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。二巡目ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 質問がないようですので、
ここで終結いたします。

水産部関係の審査結果について、整理したい
と思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時11分 休憩 —

— 午後 2時11分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。
これをもちまして、水産部関係の審査を終了
いたします。

明日は午前10時から委員会を再開し、農林部
関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 2時12分 散会 —

第 3 日目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年9月26日

自 午前 9時58分
至 午後 零時13分
於 委員会室 4

農山村振興課長	居村 正博 君
農業経営課長	酒井 浩 君
農産園芸課長	山下 裕樹 君
農産加工流通課長	村上慎一郎 君
畜産課長(参事監)	富永 祥弘 君
農村整備課長	吉田 好広 君
諫早湾干拓課長	安達 有生 君
林政課長(参事監)	永田 明広 君
森林整備室長	松尾 尚洋 君
農林技術開発センター所長	長門 潤 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中村 一三 君
副委員長(副会長)	山村 健志 君
委 員	溝口芙美雄 君
〃	瀬川 光之 君
〃	山口 初實 君
〃	前田 哲也 君
〃	近藤 智昭 君
〃	堤 典子 君
〃	大倉 聡 君
〃	白川 鮎美 君
〃	虎島 泰洋 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時58分 開議 —

【中村(一)委員長】 ただいまから、農水経済委員会及び農水経済分科会を再開いたします。

これより、農林部関係の審査を行います。

【中村(一)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

農林部長より予算議案の説明を求めます。

【渋谷農林部長】 農林部関係の議案について、ご説明いたします。「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料 農林部」の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第82号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は、国庫支出金1億4,185万3,000円の増、歳出予算は、林業費2億2,341万9,000円の増となっております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

災害復旧対策について。

去る本年5月の豪雨により発生した南島原市

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

農 林 部 長	渋谷 隆秀 君
農 林 部 政 策 監 (農村整備事業・ 諫早湾干拓担当)	高石 洋行 君
農 林 部 次 長	松田 武文 君
農 林 部 次 長	原田 幸勝 君
農 政 課 長	峰松 妙佳 君
農業イノベーション推進室長	三溝 孝司 君
団体検査指導室長	高橋 哲 君

大抜地区の地すべり防止区域における地すべりの復旧事業に要する経費として、緊急治山費2億2,341万9,000円の増を計上しております。

繰越明許費について。

繰越明許費については、入札の不調等により、年度内に適切な工期が確保できないことから、農地防災費4,580万円、治山費5,250万円、合計9,830万円の繰越明許費を設定するものであります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】次に、森林整備室長より補足説明を求めます。

【松尾森林整備室長】森林整備室関係につきまして、お配りしております補足説明資料に基づいてご説明をいたします。補足説明資料の2ページをご覧ください。

今回補正予算で計上している事業につきましては、本年5月の大雨により発生しました地すべり箇所への復旧を行うものでございます。

3ページをご覧ください。

災害関連緊急地すべり防止費でございます。写真が南島原市南有馬町の大抜地区でございます。今回の地すべり箇所は、令和3年8月に発生しました地すべりの下流部において、新たに発生しました地すべりでございまして、幅が約100メートル、斜面長で約200メートルほどの規模の地すべりでございます。

県としましては、発生直後から、大型土のうや監視カメラ、土石流センサーを設置するとともに、地元南島原市と連携しまして、周辺にお住いの住民の方々への情報提供に努めながら、人命を最優先に対応してきたところでございま

す。

幸いに、既設の治山ダムの効果などもありまして大きな土石流の発生はなく、下流域の民家への影響は起きていない状況でございます。

内容としましては、まず、ボーリング調査や観測機器の設置など測量試験を行いまして、それで得られた結果やデータを基に本格的な対策工事に着手していくこととしております。

以上、2億2,341万9,000円を補正予算に計上している次第でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【中村(一)分科会長】次に、農政課長より補足説明を求めます。

【峰松農政課長】農林部関係の繰越明許費について、ご説明をいたします。予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料の繰越事業理由別調書2ページをご覧ください。

今回計上しておりますのは、農林部全体で、表下段計のとおり2件で9,830万円となっております。

繰越理由といたしましては、2件ともその他の理由によるものでございます。うち1件は、ため池等整備費において入札不調が発生したこと、もう1件は、地すべり防止費において、令和6年6月の豪雨により盛土部分が崩壊し、隣接地にかかる工事の完成が遅れることに伴い、当該工事の着手が遅れが生じ、年度内に適正な工期が確保できないため繰越しを行うものであります。

これらの内容につきましては、3ページから4ページに事業別内訳として繰越し箇所、事業内容等をまとめておりますので、後ほどご覧願います。

今後は、残る事業の早期完成に向けまして、最大限努力をまいります。

説明は以上でございます。

【中村(一)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【瀬川委員】 予算自体にはないんですが、こういう災害によって、下には民家もあるということで、5月に起こって、何か月か経って、これからボーリング調査とか何とかやって、適切な設計なり何なりされるということでしょうけれども、一刻を争うか争わないかということが考えられると思うんです。今回は、こうやって何か月も置いて補正を組むまでの時間が、人命や他の土地、財産に及ぼす影響がないと判断する基準、そこら辺がちょっと私はわからないので、どういった判断基準があったのか、お聞かせ願いたいと思います。

もうちょっと言ったら、専決でぱっとやらんといかんという判断も必要になると私は思うんですよ。ですから、そういった判断基準がわからないので教えていただきたい。

【松尾森林整備室長】 今回の地すべりにおきまして、委員ご指摘のとおり、緊急的に迅速に対応しなくちゃいけないということで、まずは予算につきましては、今回補正で上げているものと別に、通常、災害が起きる可能性があるということで8,500万円ほど確保しております。その予算を使いまして応急的な措置についてはもう既にやっているところでございます。5月14日に発生した初日から早速、土のうを設置したりと人命最優先で被害の防止に努めてきたところで、今も国とずっと協議しながら、追加の予算について要求をしているような状況でございます。

【中村(一)分科会長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

第82号議案のうち関係部分に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第82号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第82号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【中村(一)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

農林部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、陳情審査、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、農林部長より所管事項説明を求めます。

【渋谷農林部長】 農林部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。農水経済委員会関係説明資料 農林部及び同資料の追加1を併せてご覧ください。

今回ご報告いたしますのは、ながさき農林業大賞について、長崎県青年農業者連絡協議会50周年記念大会について、JA長崎県いちご部会の令和5年産いちごの販売額について、「長崎和牛」の消費拡大に向けた販売促進イベントの開催について、長崎県農業農村整備事業推進大会

についてであります。そのうち主な事項につきましてご報告いたします。

まず、農水経済委員会関係説明資料の2ページ上段をご覧ください。

長崎県青年農業者連絡協議会50周年記念大会についてでございます。

去る7月25日、長崎市において、長崎県青年農業者連絡協議会50周年記念大会を同大会実行委員会との共催により開催いたしました。

長崎県青年農業者連絡協議会は、本県農業の将来を担う青年農業者で構成され、現在、県内7地区に25グループ261名の会員が加入しており、組織活動を通じ、仲間同士の交流を図りながら、経営の改善及び技術の研鑽等に取り組まれています。

当日は、県議会の中村農水経済委員長をはじめ、県内市町や農業関係団体、全国の青年農業者連絡協議会等の来賓のほか、主催者である知事や県内各地区の青年農業者など約130名の出席がありました。

記念式典では、これまでのプロジェクト活動等で優秀な成績を収めたグループの表彰や、当該協議会のこれまでのあゆみ、先輩農業者からのメッセージのほか、青年農業者活動を後輩へ引き継ぎ、ふるさとを支える農業人を目指す旨の力強い決意表明がありました。

県といたしましては、引き続き、県域及び地域の青年農業者グループの活動を支援し、県内外の青年農業者のネットワーク形成や交流拡大を図り、地域農業をけん引する担い手の育成につなげてまいります。

続いて、2ページ下段のJA長崎県いちご部会の令和5年産いちごの販売額についてでございます。

県では、いちごの販売額の拡大による生産者

の所得向上を図るため、多収性で食味の優れる「ゆめのか」や「恋みのり」への転換をはじめ、単収向上のための環境制御技術の導入やパッケージセンターの活用等に生産者や農業団体と一体となって取り組んでまいりました。その結果、本県のいちご作付け面積及び出荷量の約8割を占めるJA長崎県いちご部会の令和5年産のいちご販売額は過去最高額の114億円となり、6年連続で100億円を超えました。

また、JA長崎県いちご部会の主要産地では、環境制御技術の導入により、就農1年目から高単収、高単価を実現しており、その姿を見て、さらに新規就農者が増加するという好循環となっております。

県といたしましては、今後とも農業関係団体と連携して、環境制御技術のさらなる導入拡大や生産者・指導者の人材育成、産地間でのデータ活用による技術の平準化に取り組むほか、国庫事業を活用したリースハウスの整備等による新規就農者の確保に努めることで、「快適で儲かる」いちご産地の拡大につなげてまいります。

最後に、3ページ中段の「長崎和牛」の消費拡大に向けた販売促進のイベントの開催についてでございます。

去る8月5日、長崎市内の長崎和牛指定店において、全国農業協同組合連合会長崎県本部の主催により、第30回「長崎和牛」系統枝肉共励会でグランドチャンピオン賞受賞牛を味わう「長崎和牛」消費拡大イベントが開催されました。

当日は、知事とグランドチャンピオン賞の生産者の皆様が受賞牛を試食し、「長崎和牛」の飼育のこだわりなど意見交換を行い、各種メディアやSNS等を通じ、県民に対し「長崎和牛」の魅力や美味しさを伝え、広く消費拡大を呼びかけたところです。

県といたしましては、今後とも関係団体と連携して、「長崎和牛」の生産及び消費の拡大を推進し、生産者の所得向上に努めてまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(一)委員長】 次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【峰松農政課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました農林部関係の資料について、ご説明をいたします。

「農水経済委員会提出資料 農林部」資料2ページをご覧ください。補助金の内示状況につきまして、令和6年6月から8月までの実績についてご説明をいたします。

直接補助金は、2ページから9ページに記載の中山間地域デジタル化支援事業費補助金など66件でございます。また、間接補助金は、10ページから20ページに記載のながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金など112件であり、直接補助金と間接補助金の合計は178件でございます。

次に、資料の21ページをご覧ください。1,000万円以上の契約状況につきまして、令和6年6月から8月までの実績についてご説明いたします。

まず公共事業以外の委託につきましては、21ページに記載のながさきモデル「食の賑わい」創出に向けた先進事例・可能性等業務委託など5件でございます。

次に、公共事業に係る委託につきましては、22ページから23ページに記載の26件であり、そ

れらの委託に関する入札結果一覧表を24ページから61ページに添付しております。

次に、62ページをお開きください。公共事業に係る工事につきましては62ページから64ページに記載の49件であり、65ページから142ページに、その入札結果一覧表を添付しております。

続きまして、資料143ページをご覧ください。陳情・要望に対する対応状況でございます。

知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、令和6年6月から8月までの間に県議会議長宛にも同様の要望が行われたものに関しまして、143ページから202ページに県の対応を記載しております。

最後に、資料203ページをご覧ください。附属機関等会議結果報告につきまして、令和6年6月から8月までの実績は2件であり、その内容につきましては204ページから205ページに記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

【中村(一)委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、14から18、20、24、31、33です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

【前田委員】先ほど説明があった1,000万円以上の契約のながさきモデル「食の賑わい」創出に向けた先進事例・可能性等業務委託、株式会社ロフトワークに随契で出しています。これについて、内容の説明を求めたいと思います。

【村上農産加工流通課長】こちらは、ながさきモデル「食の賑わい」創出に向けた先進事例・可能性調査の業務委託でございます。この事業につきまして随意契約になった理由をご説明させていただきます。と思っています。

契約は8月1日に行っておりますが、公募型のプロポーザル事業を実施しております。7者から応募をいただいております。同じ資料の25ページに業務委託の内容を書いておりますが、提案型のプロポーザルを実施して7社から応募いただきまして、その中の1者、最高得点を受賞された方から入札見積りを取って入札して随意契約を行ったものでございます。

【前田委員】それはいいんです。それじゃなくて、そもそもこの業務委託をした目的というか。

これは、私の勘違いでなければ未来大国の流れですか、そうじゃないんですか。

【村上農産加工流通課長】未来大国の食の賑わいに関する事業でございます。

【前田委員】ということは、水産部等もあるかと思うんですけれども、確認で恐縮ですが、未来大国の食の賑わい事業というのは、何を求めて、なんでこういうことをやっていて、その先にどうなっていくんですか。

【村上農産加工流通課長】本業務につきましては、県民が本県の食を誇りに思い自慢したくなるよう、県民や観光客など誰もが本県の食を買って味わえる「食の賑わい」の場の創出に向けまして、国内外の先進事例や、各候補のエリアの立地環境や交通アクセス、観光客の動向等を

調査、分析しまして、今年度中に食の賑わいの場の実現に向けたロードマップを作成することとしております。

【前田委員】ロードマップを作成するということですが、これには文化観光国際部も多分入っていると思うし、同じように水産の方も食の賑わいということで業務委託が出ているんですか。わかるかわからないか、結構ですけども。

何を言わんとしているかということ、未来大国という名のもとに、食の賑わいというのはわかりました、項目もあったけれども、予算が厳しい中で、このようなことって今までも多分、やっていたと思うんですね。あえてそこをまた小出しにして。

そういう意味でいけば、文化観光国際部とか水産部との連携とか、ロードマップをつくるうえでどんな形になっているのか、きちんとそのロードマップを示していただかないと、個別にここだけ見せられても「はい、そうですか」という話にしかないんだけれども、2,600万円もかけて、一体何をやるんですか。

【村上農産加工流通課長】文化観光国際部、水産部との連携でございますが、委員ご指摘のとおり、これまでも食の賑わいという観点でいけば、それぞれの部局で検討をなされてきたと認識しております。

今回の食の賑わいにつきましても、文化観光国際部、水産部とも連携しながら、長崎の食の賑わいを、まずは長崎地区、佐世保地区、長崎空港の3か所の拠点を想定しまして、そこに長崎の食の賑わいの可能性の調査を行うことで、その立地条件とか交通アクセス、観光客の集客とか、食材等の魅力、そういったところの可能性調査と先進事例の調査、現地の民間フィー

ルドプレーヤーの聞き取り等も行いながら、その可能性を探っていこうということで取り組んでいるところでございます。

【前田委員】未来大国を掲げてやられることは結構なことだと思いますけれども、他の部署とも連携を取るというか、関わっていく中で、しっかりとロードマップを次の議会でお示しいただきたいと思います。

農林部だけでこれだけの予算をかけているんですから、水産部もして、文化観光国際部もとなったら結構な金額ですよ。それをどういうタイムスケジュールをもってやるのか。

佐世保・県北、県南、空港というのは、以前から未来大国の中で確認されていまして、それはいいんだけど、何となく、でき上がっていく姿が見えないというのが個人的な感想ですので、ぜひ次の議会の時には、どんな形で報告されるかわかりませんが、プロポーザルをした中での進捗状況とか、どうそれを形にするのかというのは示していただかないと。

昨日も総務委員会の中で、総合計画と未来大国の整合性というか、そのすり合わせも含めたところで質疑が出ていましたので、こういう意見があったことを含めて担当する部署とも協議をしながら、次の議会で、資料等を含めてもう少し明確に説明いただければと思っています。要望にかえさせていただきます。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【堤委員】今のながさきモデル「食の賑わい」創出に向けた先進事例・可能性等業務委託は、農林部に載っていますけど、水産部の方では私は見つけきらなかったんですけれども、あったんですかね。食の賑わいということだったら水産も関係していると思うんですが、掲載されているのは農林部だけだったように思うんですが、

その確認をお願いします。

【村上農産加工流通課長】委員ご指摘のとおり、ビジョン関連の「食の賑わい」の事業予算につきましては、農林部農産加工流通課で計上している予算に加え、交通政策課で計上しています「食の賑わい」の試行関係、空港内での試行の1,000万円程度の2本となります。

【堤委員】わかりました。水産部には計上していないということですね。

1,000万円以上の契約状況一覧表の5番目、令和6年度長崎県森林クラウドシステム機能拡張業務委託があります。これについてご説明をお願いいたします。

【永田林政課長】今ご質問がありました森林クラウドシステム機能拡張業務委託は、令和3年度に、長崎県森林クラウドシステム構築業務委託という形で、県・市町も随時、林業事業体も見られるクラウドシステムを構築しております。その時に一般競争入札で事業を行っております。

今回は拡張ということで、いろんな機能、例えば山地災害危険地区のデータ作成とか、改修とか、市町の人たちが使いやすいようにシステムの機能を拡張したり、そういったことをさせていただいている事業でございます。

【堤委員】わかりました。前にこれ（長崎県森林クラウドシステム）をつくって、さらなる拡張をということ。今のご説明だと、全県的にクラウドシステムを整備して、市町も見られる、様々なデータを共有できる、あるいは災害危険箇所であったり森林の状況であったり、そういったことが把握できると、そういう理解でよろしいですか。

【永田林政課長】クラウドシステムは本庁に1本で、そこを権限を持った人たちがリアルタイムで見られる。いろんなデータがございますの

で、それを今までだったら紙ベースであるとか、メールであるとか、そういう形でしか共有できなかったものを、クラウドシステムで森林情報とか災害関連の情報などが逐次見られるシステムを構築したということでございます。その中で使い勝手がいいような形に拡張をしているということでございます。

【堤委員】 そうしますと、令和3年度に構築をした時にこの事業者がシステムをつくられたのか、今回は4,100万円以上の大きな契約になっていますが、構築した時点の金額はどうだったのかをお尋ねします。

【永田林政課長】 令和3年度にクラウドシステムの構築委託をしております。その際、5者から参考見積りを取って一般競争入札をして、最終的に2,200万円ほどで落札されています。ここに書いています応用地質株式会社がクラウドシステムをとられまして、初年度、令和3年度についてはクラウドシステムという箱を作る事業でございました。箱を作って、その後、拡張という形で中身のデータをどんどん、どんどん入れて、市町の方とか林業事業体の人たちが使っていく中で、データと地図とリンクさせて見られるようになっていくんですけども、そこが見づらいとか、いろんなご意見をいただきながら使い勝手のいいような形で拡張をしていると。

今回は、林業だけではなく山地災害危険地区も載せることによって、市町村の方々がクラウドシステムで図面、航空写真を見れば、どこに何があるんだということがわかるような形で拡張をしていっているということでございます。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について質問

はありませんか。

【大倉委員】 私からは、米の流通状況と価格に関して質問したいと思います。

ようやく県内のスーパーでは、新米も含めて米が店頭に並ぶようになってですね。一時期は、本当に朝一でスーパーに買いに行かないと、昼、夕方には品切れ状態になっていたわけです。

今は落ち着いてきたとは思いますが、現在の米の流通状況が県内ではどうなっているのか、現状そして今後の見通しについてご答弁をお願いします。

【山下農産園芸課長】 米の流通でございますが、令和5年産の米につきましては、高温、渇水等で品質が良くないものが多かったことで精米歩留りの低下があったこと、食品全体の価格が上がる中で米は比較的緩やかであったことを背景に消費が増加してきたこと、あとはインバウンド需要が増えたというようなことから、7月末時点で民間在庫は前年に比べて40万トン少ない82万トン、前年の3分の2程度の在庫になっていたところでございます。

そうした中、8月に入りまして南海トラフ地震臨時情報の発表とか、台風の発生で非常に需要が増えたと、買い込み等によってかなり品薄になった店舗が全国的に出てきたと、農林水産省の発表ではそうっております。

県内の流通ですが、米全体でいきますと、全国的なものと同じように品薄傾向であったかと考えております。8月に非常に需要が多かったと、農林水産省のデータでいきますと8月第1週で前年に比べて約40%増えていたと、その翌週で前年に比べて2割、8月最終週で約5割、スーパーでの販売数量が増えていたと。非常にたくさん売っていたんですが、その後、9月に入りますと、最新のデータで前年に比べて約1割減

っているところで、消費者が買う動きは鈍化しているのではないかと。

一方で、9月ぐらいから令和6年産米の入荷が始まっておりまして、そちらが検査等を終わりまして店頭に並び始めているところで、農林水産省のデータ等、発表等によりますと、品薄は解消されつつあると聞いております。

【大倉委員】品薄は解消されつつある状況で、そこは非常に良かったと思うんですが、米の価格がいまだに高いんです。高止まり状態になっていると思うんです。引き続き、高止まりは続いていくとも言われているわけです。新米が特に高いんですよ。現在、5キロで大体3,000円ぐらいしている状況です。

新米の季節なんですけど、今後も高くなっていく背景には、JAが農家から集荷する際に先にお渡しするお金、仮渡金ですね、概算金なんて言われますが、概算金が全国的に去年よりもアップしていることが背景にあるわけです。

これがいい悪いはとりあえず置いておいて、本県でも恐らく同様にアップしていると思われるんです。私は具体的な数字を持ち合わせていなくて。

JAながさき西海は公表しているんです。令和6年産の早期米の概算金が決定したと額が公表されておりまして、コシヒカリの1等が30キロ9,300円、これは去年は6,600円だったんです。実に2,700円上がっているわけです、概算金が。

理由として米不足ということもあったんですが、それだけじゃなくて燃料代とか肥料代、そういった全体的な生産コストが上がっているから、これは一定仕方がないと。しかも農家の方々の安定的な収入も必要です。所得向上という意味でもこれは大切なことだから、上がることは別に悪いことではないんです。

ただ、消費者にとっては、これは結局、小売価格にも影響を及ぼすことになるので財布は痛いという状況になっているんです。

そこで質問ですけれども、概算金というのは、そもそもJA全農長崎が決めて、県内の各農協の皆さんが農家の方に支払っていくと。全農長崎が基準値を決めるわけですよね。その基準値の概算金は把握しているのか、その数字を持ちあわせていないので知りたいんですけれども、どうでしょうか。

【山下農産園芸課長】概算金は2種類ございまして、全農長崎が各農協に払う概算金と、それをもとに各農協が、自分たちでかかる経費等を考慮して各農協で決める概算金の2種類がございます。

全農の概算金は、実は我々も具体的な数字は把握できておりません。といいますのは、米の集荷に係る重要な情報ですので、そこについてはなかなか我々も教えてもらえない状況となっております。

【大倉委員】把握できていないということですね。

生活者としては情報が欲しいと思うんです。そこはぜひJAと協力をしながらといいますか、合意形成を図りながら情報をもらうというか、発表するというふうにもっていつてもらいたいと私は思うんです。全国で見れば概算金を発表しているJAもあるので、そのあたりは一步踏み込んでもらえませんか。

【山下農産園芸課長】概算金そのものは、JAによっては、米を集める際の一つの基準になります。米を集める業者は、実はJA以外にもたくさんございまして、そういった個々の商売にもかかわりますので、我々も過去にいろいろ相談したことはありますが、具体的に教えてもらえ

たことはございません。

一方で相対取引価格、全農等から業者等に販売する価格につきましては、長崎の米について全体をまとめたものが農林水産省から公表されておりまして、それが1つの指標になるうかと考えております。

令和6年産については今動き出したので、まだ数字は出ておりませんが、最新のもので「なつほのか」の令和5年産、7月までの集計をしたもので、大体1万4,200円程度と公表されているところでございます。

【大倉委員】 ちょっと話を変えまして。

ちょっと前の話ですけれども、大阪府知事の吉村さんが、備蓄米を放出してくれと国に要望したことがありました。現状は備蓄米よりも、県民にとっては価格だと思うんです。小売価格の高止まり状態を何か要望していく、そういったことはお考えになっていますか。

【山下農産園芸課長】 小売価格を抑えてくれというようなことかなと思いますが、一方で農業の現場では価格転嫁が、昨年、その前ぐらいから強く叫ばれております。その背景といたしましては、資材価格がかなり高止まりをしていると、このような状況が続きますと再生産、持続的な生産が難しくなるというようなことも言われております。

そういった中でJAも今回、米の概算金等も上げないといけなと、そういったことも考慮しつつ設定されているのかなと考えております。そういった努力をなされた中で、我々から「下げてください」と言うのはなかなか難しい面はあるかというふうに考えております。

【大倉委員】 私も、そこが難しいのはよくわかっています。ただ、米の高騰がずっと続きますと、それこそ米離れにならないかと心配

するんです。もちろん米農家の方も、そこも心配されていると思うんです。例えば米飯給食は維持できるのかとか、米をたくさん使うどんぶり屋さんは大変になってくる。だから、高止まり状況が続いていくのはよろしくはないと思っていますので、生活者目線での情報発信は常に心がけてもらいたいと私は思っているんです。

ちょっと話は戻りますけど、吉村知事は生活者目線だから、ああいう会見をしたんだと私は思うんですよ。それがいい悪いは置いておいて、今、必要な情報、県民にとって欲しい情報は常に意識して出してもらいたいんです。だから、JAも、できれば概算金も含めて出してもらいたいですし。

今で言うと、今日も新聞に載っていましたが、東京とか福岡で卵の卸値が上がっていると。じゃあ、本県ではどうなのか、気になるんです。常に生活者目線での情報発信を心がけてもらいたいんですが、そのあたりは部長、いかがでしょうか。

【渋谷農林部長】 農林部としては、生産物については一定の値段で買っていただきたい。先ほどから米の価格の例がずっとあっているんですけれども、長崎県の生産の現場でいいですと、今、米の生産では収支トントンぐらいで、1反つくっても農家は1万円か2万円しか所得がないという状況で、今回少し上がることで何とか一息つけるという声が上がってきております。

それと併せて、米1杯が高いのか安いのか。昨日も団体と話したんですけれども、茶わん1杯の米は40円なんです。それはパンとかと比べて高いのか安いのかという目線で、もう一度、消費者の方にも見ていただきたいと思います。

情報発信については、現状の価格等について、

できるものからずっと情報発信していきたいと思っております。

【大倉委員】県としても、市場価格もぜひ注視していただき、できればJAとも一緒になりながら、情報発信も引き続きやっていただければと思っております。以上です。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【近藤委員】私は、議案外で2つ、ちょっと気になっている。先ほど、ため池の不落で繰越しがあったと説明を受けたんですが、ため池の整備で、去年から今年にかけてどれくらいの不落があったのか、教えてもらえますか。

【吉田農村整備課長】ため池関係の昨年度の不落は、8件発生しております。

【近藤委員】私がなんでため池のことを言っているかといったら、もう2～3年前ですけども、ため池の整備で、離島などは特に不落がずっと多かったんです。その中で解決方法として、国に直接行って、いろんな話を私もして、それで不落が少しなくなったのかなと思ったんです。

8件の不落の原因として何があるのか、教えてもらえますか。

【吉田農村整備課長】先ほどお答えしました件数は昨年度の状況でございまして、今年度は、この1件だけでございます。

不落の原因といたしましては、やはり技術者不足、現場代理人というか、資格を持った人の不足と、もう一つは、元請け業者単体での施工は人員の確保等が難しいので、協力会社、要するに下請け業者の確保が課題になっておりまして、なかなか応札をできない現状となっております。

【近藤委員】私がかかわった時には、単価の問題が出てきたんですよ。その頃は、整備の工事を取っても赤字になったりするという一方で、

その問題を、ちょうど金子大臣の時に国にそういうことを相談させていただいて、その後、ため池に関する不落はどうなったのかなと。

先ほど瀬川委員から出たんですけれども、整備とか何とかはスピードをもってやらないといけないんじゃないかなと。これだけの水害がある中で、ため池が決壊したら、それこそ下は鉄砲水という形になると思うので、ぜひそこら辺の原因をしっかりと突き詰めて頑張ってもらえればと思います。これは要望です。

もう一つです。佐世保からの要望で、イノシシとかシカの問題が出ています。私もたまに五島に帰ると、家の前にシカが走って回りますよ。うそじゃなくて本当です。

この頃、シカとかイノシシの被害は少なくなっていると、農業被害は少なくなったと聞いておりますけれども、シカとかイノシシの数に関しては今どういう形で把握しているのか教えてください。

【居村農山村振興課長】イノシシとシカの頭数でございますけど、まず捕獲の頭数を申し上げます。シカにつきましては、令和5年度は1万4,649頭捕獲をしております。イノシシにつきましては、令和5年度で3万1,740頭捕獲をしております。イノシシにつきましては年間大体3万頭から4万頭の捕獲、シカにつきましては大体1万5,000頭前後、捕獲をしているところでございます。

生育頭数につきましては、シカにつきましてはは推定法がございまして、それで推定をしているところでございますが、県内全体の詳細な数値等まで把握していません。イノシシについては推定方法が非常に難しく、国でも幅が広い推定法しかないものですから、なかなか県内全体の頭数の推定は難しい状況にあるところで

ございます。

【近藤委員】何年か前までは、捕獲に対する補助金ですかね、市が幾ら、県が幾ら、国が幾らという形で、捕獲報奨金制度というんですか、1頭つかまえたなら、それだけの金を出す制度があったんですけど、現在、そういうものはどうなっているのか、教えてもらえますか。

【居村農山村振興課長】捕獲報奨金は、例えばイノシシの成獣で埋設処理を行う場合は1頭当たり国費で7,000円の捕獲報奨金があります。これを焼却施設まで持って行きますと、手間がかかりますので8,000円です。ジビエに利用しますと9,000円と単価が設定されております。シカも同様に、1頭当たり7,000円という形で報奨金が出ております。これにつきましては国の鳥獣被害防止対策交付金を活用して交付しているところでございます。

【近藤委員】じゃあ、国の補助金だけの報奨金なんですか。

【居村農山村振興課長】国の交付金と併せて、市町村によって金額は少し異なるんですけども、5,000円とか7,000円とか足して、実際に捕獲をされた方に報奨金が支払われております。

また、市町の負担に関しましては国の特別交付税措置がございまして、それを最大8割まで使えることになっていますので、そういったものを活用しながら市町村の負担が軽減されているところでございます。

【近藤委員】市町によって値段が違ってくるのはわかりました。

これは、罠が多いのか、それとも猟銃とかで仕留めて持ってくるのが多いのか、割合はどういう形になっているんですか。

【居村農山村振興課長】長崎県内におきましては、ほとんどが罠でございまして、シカとイノ

シシとちょっと違いますけど、大体9割以上は罠の捕獲となっております。

【近藤委員】この頃、イノシシとかシカとか、アナグマまで多くなってきたという情報もあるんです。その中で罠を専門にやっていただける方々が減っていったら、今度はもっと増えてくるんだろうと思います。

もう一つ、猟銃で質問したいんですけど、猟銃の免許はどこが出しているんですか。

【居村農山村振興課長】銃の所持につきましては警察関係になりますけれども、鳥獣に関する狩猟免許につきましては当方で試験等を行っておりまして、有害鳥獣等もございまして、銃や箱罠とか、そういった試験を実施しまして、免許取得は当方でさせていただいているところでございます。令和4年度までに県内で3,696名の方が狩猟免許を取得しているところでございます。

【近藤委員】もう一回お伺いします。猟銃の免許は、警察が出すんですか。銃の所持とか何とかはあれですけど、猟銃の取得の免許が多分あると思うんですが、それはどこが出すんですか。

【居村農山村振興課長】銃の所持許可につきましては、県の公安委員会が出すことになっております。

【近藤委員】今、猟銃を持つ方々が少なくなってきた、それを県が奨励するような言い方をちょっと聞いたんです。そういう方々を少しでも増やしていこうとですね。

県としては、どういう呼びかけをやっているのか教えてもらえませんか。

【居村農山村振興課長】先ほど申し上げましたとおり、本県では罠の捕獲がほとんどでございまして、今は罠による捕獲を中心に進めているところでございます。しかしながら、ものに

よって銃を使う場面もございますので、だんだん人数は少なくなっているところでございますけれども、一定の銃の捕獲従事者も確保していきたいと考えているところでございます。

【近藤委員】もう少し聞かせてください。罨に入ったイノシシを仕留める時に、やりで突いて殺すのと、猟銃で殺すやり方と2つあると聞いているんです。そのイノシシを肉として使う時には、どうしても銃で一発で仕留めた方がいいというような話を聞いたことがあるんです。

そういう情報で何かわかったら教えてください。

【居村農山村振興課長】私のわかる範囲でご説明させていただきます。

県内のイノシシでありますと、箱罨での捕獲が結構多くございます。箱罨でありますと、電気による止め刺し機、そういったもので、銃を使わないでやる形が多いと考えております。

【近藤委員】この頃、イノシシとかシカが、数的に増えてきているんじゃないかと思うんです。前はそれを専門に捕っていた人がいたんですけれども、そういう人たちが減ってきた傾向にあるかなと思うので、補助金があれば携わる人が出てくると思うので、そこら辺のバランスをしっかりと考えてやっていただければと思います。要望です。

【中村(一)委員長】ここでしばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

— 午前10時55分 休憩 —

— 午前11時10分 再開 —

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。
ほかに質問はありませんか。

【白川委員】先ほど大倉委員から米の流通に関してのご質問がありましたけれども、私は、生

産の方についてお伺いをしたいと思っております。

先ほど部長から、農家の利益がほとんどないような状況で、今回価格が上がっていることは農家には大変救いになっているというようなご答弁がございました。

県内でも農村地帯では非常に米農家が減っている、耕作放棄地が非常に増えている状況だと思います。そしてまた東彼杵の工業団地におきましても、水田がなくなっていく、そこが工業団地に変わっていくというような状況でもあると思います。

そういった中で県内の農業者、特に米農家の現状、減少傾向にあるとはざっくりと想像できるんですけれども、県の受け止めというか現状を教えてください。

【山下農産園芸課長】県内の米の状況でございますが、昨年産の主食米の作付面積は1万ヘクタール、5年前に比べて1,400ヘクタールほど減っている状況で、5年間で割合にすると約12%減っている状況でございます。生産量もそれに合わせて減少しておりまして、約4万8,800トンとなっております。

一方で米の消費量も下がってきていると、県内の米の消費に対する県内産米の割合は、ずっと6割程度で推移している状況です。

米につきましては、資材等も上がっていて収益性が苦しいところで、生産量の維持、確保は非常に重要になってきようかと考えているところです。

【白川委員】主食米の作付けが5年間で12%減と、生産量に関しては約4万8,800トン減少している、（発言する者あり）生産量が約4万8,800トンということですね。

消費量も減っている中で生産量も減っている

ということではあるんですけれども、主食であるお米の生産量が県内で減っている現実に対して、農家が続けていけない現実もあると思います。

減っている理由については、どのように把握されていますでしょうか。

【山下農産園芸課長】やはり生産者の高齢化等による農家の減少等が、一つ大きいものかなと。最近でいきますと、資材等の価格が高騰していることで経営環境も悪化しているのも要因としてあろうかと考えております。

【白川委員】やはり高齢化とか、米農家は特に儲からないと、自分の子どもに継がせることを望まないというような農家のお話もよく耳にするんです。

そういった現状を、この先、県はどのように対応していくのか教えてください。

【山下農産園芸課長】現状、米の課題でいきますと、温暖化等で生産環境が悪化してきていることもありますので高温耐性品種の推進とか、省力化を進めることも重要でございますのでスマート農業等の普及等も引き続きやっていかないといけないというふうに考えております。

一方で、長期的にいろいろ考えていかないといけないということで、現在、令和8年度以降の米の振興方針策定に向けて取組を進めているところでございまして、県内の生産者とか米卸の方に、生産、流通の現状とか課題等の聞き取り調査、また消費者に対しても、米の消費に対するアンケート等を行っているところでございまして、そういったもので課題をしっかりと把握しつつ、しっかり解析して、今後、具体的な対応策を関係機関と協議しながら方針をつくっていくことを考えているところでございます。

【白川委員】現在、いろいろ調査をしていただ

いていることは、まきやま委員からもお伺いをしていて、今すぐに方針がどうと出せないかとは思いますが、食料自給率を上げていくのは国の方針でもありますし、県としても、しっかり地元の米農家を守っていく意味でも、スマート農業で若い人たちが参入しやすい米農家、またはしっかりと稼げる米農家をつくっていくためにも、アンケートとか調査をしっかりといただいて、米農家を守っていけるような取組につなげていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【堤委員】私も、米のことについてお尋ねしたいと思っています。

もうずっと主食用の米の需要は減少が続いて、生産量も減ってきていると思うんですけれども、一方で飼料用の米の作付けは増えているのではないかと思います、その辺の状況はいかがですか。

【山下農産園芸課長】飼料用米の作付けは、本年度の部分は出ていませんが、昨年度は県内で約117ヘクタールという状況となっております。

【堤委員】それは、増えているんですか、減っているんですか、どうなんですか。

【山下農産園芸課長】令和4年度と比べますと減ってはありますが、令和4年度は、その前年と比べると増えているということで、年によって増減をしている状況かと考えております。

【堤委員】収穫をしている田んぼで、早くに刈り入れるところと、稲穂がずっと残っているところとあって、品種が違うんですかとお尋ねしたら、最初に刈ったのは飼料用米で、こちらの方がお金になるのだと言われて、早々とロールにしていたんです。

その辺の国からのお金、奨励金ですか、その

辺はどうなっているんですか。

【山下農産園芸課長】委員がおっしゃったものはWCS稲というもので、米粒を使うというよりは、米の草も全部刈りまして、サイレージにして牛等の餌にするものかなと考えております。そちらについては、令和5年度に県内で1,500ヘクタールほどあるところでございます。

こちらについては、国の水田活用の直接支払交付金というものがございまして、作付け面積に応じて支援が行われておりまして、WCS用稲ですと10アール当たり8万円の交付金が出ているところでございます。

【堤委員】10アール当たり8万円の直接支払い交付金が出ていると。ああ、このことかと。ちらっとは聞いたんですけども、その時は正確に聞き取れなかったのですよね。サイロで、稲わらというか全草を飼料として使うということですね。

米の生産量が減ってきて、今後どういうふうになっていくのかはわかりませんが、飼料代も高騰していますから、輸入の飼料ではなくて自前で家畜の飼料を確保する意味でも、これは大事なことだと思うんです。

主食用の米の生産量を増やしていくためには、その辺の転換も少し必要ではないかと思えますけれども、国の政策はどうなっているんでしょうか。

【山下農産園芸課長】国の施策でございますが、今紹介しました水田活用直接支払い交付金につきましては、WCS用の稲とか米粒の方を使う飼料用米に作付け面積に応じて支援をされているものでございます。実際、米の主要な産地の東北とかですと、米の需要動向、価格等を見まして、主食米を作るとか、飼料用米を作るとか、そういった判断をされながら作っていると。

国の制度につきましても需要に応じた米生産をすることが基本になっておりまして、主食用の米の在庫が多い時には、情報をもとに水田活用直接支払い交付金を活用しながら飼料用米を作るといったことで、全体の需給調整を図っているものと考えております。

【堤委員】需要の動向に応じて、主食用であったり飼料用米を増やしたりと調整をされているということですね。

先ほどの質問にもありましたように、生産者の高齢化とか、担い手不足とか、田んぼもどんどん減っていると、そういう状況ですけれども、田んぼがある風景は日本の原風景といえますか。今、温暖化で夏場の気温が大分高くなっていますが、水田があることで随分気温の上昇が抑えられていたり、あるいは田んぼダムであったり、様々な自然環境が維持されていたり、本当になくてはならないものだと思います。ぜひ、生産者が今の状況を維持できるような施策を進めていただきたいと思います。

それからもう1点質問ですが、今年から森林環境税の徴収が始まるということで、以前から森林環境譲与税として各都道府県、市町に配分されていたけれども、これとながさき森林環境税とはどんなふうにしみ分けをされているのか、お尋ねします。

【永田林政課長】国の森林環境譲与税と、県のながさき森林環境税の区分についてのご質問ですが、国の森林環境譲与税は、主に市町が、経営管理が行われていない人工林の整備を進めるために活用しているものでございます。

一方でながさき森林環境税、いわゆる県税につきましては、資源を循環利用する人工林の整備、里山林などの天然林の整備、森林教育の推進、森林ボランティアの支援や木材利用の促進

等を主な使途として活用しているところがございます。

今後も、使途が重複しないような形で市町と調整をしながら、両税が効果的に活用できるよう、県全体で森林の整備を進めていきたいと考えております。

【堤委員】国と県とのすみ分けがしっかりされているということですが、人工林も自然林も、手入れが行き届かないで荒廃が目立ったり、山はあってもなかなかですね。どんどん人工林も大きくなっていますけれども、これをちゃんと利用する仕組みが十分にできていないというか、手つかずのまま残っていたり、荒れ放題になっているところもたくさんあるように思うんです。森林を資源として活用して、新しい産業を生み出すような仕組みができないかなとも思っています。

県内でもこういった例はあると思うんですけれども、他県では、私有林を自治体が預かって、地域の共有財産として管理をして、その森林を利用して木材加工や流通を担うとか、そういう会社を立ち上げるとか、あるいは端材をバイオマス燃料にするとか、地元の木材を使った家具の生産などで雇用の創出に取り組むとか、そういうことから移住者の受け入れも進めるとか、そういった取組をそれぞれされているんです。

県内でもそういった例があるのではないかと思います。いかがですか。

【永田林政課長】森林の利活用、木材の利活用という面でのご質問だと思います。

先ほど委員からご指摘がありました家具材であると、センダンが一部使われている。それについては一部、県内でも造林をされているところがあります。九州管内でもされていますけれども、植えたものが育って家具になっている状

態ではなくて、例えば道路とか学校の支障木を切って、それが家具材になっている事例は県内でもございます。

それと、端材などをバイオマス燃料というお話がありました。例えば県央地区、諫早、高来とか西海市の方で、「木の駅プロジェクト」といいまして、間伐を終わった人工林の山の中には、通常では製材品とはならない、我々はタンコロと言っていますけれども、2メートル、1メートル程度の小さい材が落ちています。それを地域の人たちが集めて、地域通貨券に換えて売る取組もやっております。資源をフル活用というところまではいっていませんけれども、そういうことを県内でも取り組んでいる状況でございます。

【堤委員】今、答弁の中にありましたセンダンの木は、3月の末でしたか、県民の森のリニューアルの記念式典があった時に、私はご縁がなくて初めて県民の森に伺ったんですけれども、その途中に西海市のセンダンが植樹してあるところを通りまして、ここにあったんだと初めて確認できてうれしかったんです。

センダンという木は、二酸化炭素の吸収量が一般の広葉樹の3倍ぐらいあるとか、成長が早くて20年ぐらいで15メートルぐらいの高さに成長するとか、そういうことで家具などに利用されていると、耕作放棄地にセンダンを植えるところもあると聞いています。

そういった取組を様々、いろんなところで行えるよう、それにながさき森林環境税が有効に活用されることを期待したいと思っているんですけれども、まだまだPRが足りないというか、皆さんご存じない方も非常に多いと思うし、林業の従事者の人手不足で手入れが行き届かないということで、取組を進めているところではボ

ランティアの養成などもされているようです。何といても人が足りないのが一番の課題なのかなと思うんですが、ボランティアの養成とかPRとか、そういったところはいかがですか。

【永田林政課長】 人材確保のためのPRとボランティアのご質問だということで答弁させていただきます。

人材確保につきましては、林業は一定数確保できていると、目標値に設定する数値は一定確保できているんですけども、なかなか定着していないのが一番の課題だと思っています。

その原因としては、自分が想像していたよりもきついとか、農業だったら数名でできますけれども、林業はどうしても班を組まないといけない中で、その班になじめないとか、所得がなかなか上がらないとか、そういったものがございます。それを改善するために、林業事業体、森林組合が中心になって、その経営改善などにしっかりと取り組んでいます。

それとPR不足につきましては、今年度からSNSを活用して、長崎県の林業、林業従事者の働いている姿などをアップしてPRに努めているところでございます。

それと森林ボランティアにつきましては、県が委託している森林ボランティア支援センターがございます。そちらが森林ボランティアのご相談を受けたりしながら、特に森林作業は危険でございますので、安全指導をしたり、機械の使い方の指導をしたり、そういった形で森林ボランティアの育成にも努めているところでございます。

【堤委員】 林業従事者は一定数確保できているとご答弁がありまして、そこはちゃんといらっしゃるんだとは思いましたけれども、厳しい作業で定着が難しい、林業を任っていくのは様々

な課題があると思いますが、これからもそういった人たちが働きやすい環境整備に取り組んでいただけたらと思っています。

SNSを活用してとありましたので、さらに活性化してというか、様々なところでアピールして、林業とか森林というものを皆さんに広げていっていただきたいと思います。終わります。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山口委員】 お尋ねというか、お願いの部分がかなりあるんですが、先日、ナラ枯れに伴う関係で一般質問がありました。今日お尋ねしたいのは、ナラ枯れに伴うしいたけの栽培農家の対策についてであります。さきの一般質問でも、ナラ枯れについて議論が行われたところであります。

私の地元、諫早において、しいたけの原木栽培を行っておられる農家があります。これから申し上げることは、林政課、それから農政課の方にも一部お話をしていることであります。状況はある程度知っていただいていると思いますが、改めて申し上げます。

原木しいたけのほだ場の木陰をつくっていた椎の木が、虫が入ってしまって、ほとんど全滅したと。20本ほどの切株を現場に行ってみてきました。このくらいの木が、根っこから切られている状況です。

そうなるとうとう何が起きるかということ、ほだ木を日陰にしていた木がほとんど切られてしまっていることで、木陰においてのしいたけ栽培が不可能という状況になっておられまして、きれいに整地してあるような状況です。あとをどうするのかということですが、人工的に木陰をつくる作業が今後発生することになります。

そうということで林政課、農政課ともお話ししたんですが、屋根付きのほだ場を造るためには

当然資金が必要になってくるわけであります。それは個人として相当に厳しい、難しいと、「ここでやめんばやろうか」と言うほどに深刻に考えておられます。

そういうことで、助成金あるいは補助金等についての今の制度がどうなっているのか、改めてお尋ねをしておきたいと思います。

【永田林政課長】しいたけに関する人工ほだ場の補助制度についてのご質問ということでお答えをさせていただきます。

国の補助金がございます。特用林産物施設整備という項目がございますして、その中で、いろいろな要件がございますけれども、人口ほだ場の設置はできるということでございます。

例えば、一事業が300万円以上であるとか、生産の伸びが何パーセント以上とか、そういったものがあるのと併せまして、お話を聞いている中で家族経営、個人経営の生産者が事業主体とはなっていないということでございますので、一定程度の団体とか法人格を持った人に対して補助をしている補助事業がございます。

【山口委員】わかりました。要は今の制度は、一定の団体というか、複数でないと助成、支援ができないルールになっていますね。問題はそこなんです。

その農家は、虫が入るとは考えてもいなかったと、何とかせにゃいかん、これから原木しいたけを続けていくためには、何とかして屋根付きのほだ場をつくるということで、その農家は継続的に今日まで努力されているんです。既に向こう3年分の原木をもう保管している、この原木はよそから買われているみたいです。買って2年間寝かせて、3年目から菌を打って、ものにする状況になる、そういう先行投資もされているので、何とか続けていきたいということで

す。

お願いしたいのは、個人でしいたけ栽培をされている方が、長崎県内にはかなり減っている状況です。ご承知のとおり輸入が入ってきます。それと菌床栽培がございまして、どうしても原木しいたけを栽培する方が減ってしまっている。今の国のルール、県のルールである5人以上、3人以上というような団体での申請、申告ができないのが現実です。今のルールにのっとって保障を受けられる状況にはない農家があるということです。それが現実の今のしいたけ農家だと思えます。その方もおっしゃっていましたが、県内のそれぞれの地域に数えるほどしかいないので、それをまとめてというのは難しい状況にあるということです。

そこでお尋ねをしますが、長崎県版のルールをきちっとつくってほしいと思っています。農家を絶やさないことも皆さん方の仕事なんです。それをやっていただくことは、皆さん方の仕事としてしっかり取り組んでいただきたいと思います。ご見解をいただきたいと思っています。

【永田林政課長】農家を絶やさないための長崎県版のルールをつくるべきではないかというご質問でございますが、先ほど申しました国の制度につきましては、一定規模の団体とか法人が実施するということですので、そこはなかなか難しいかなと、国の制度を県で変えるのは困難であると考えます。

それと、特用林産物施設に関する林政課が所管する県の単独事業はございません。これまでも、どちらかというと国庫補助に誘導していつているのが過去の経過でございまして、県の単独のルールをつくるのは、なかなか困難ではないかと考えております。

一方で、補助だけではなくて、林業について

は林業・木材産業改善資金というのがございます。これは無利子の融資になります。これについては、しいたけ栽培を行う経営を改善するものについて支援ができる。補助ではなくて融資ですけれども、そういう制度もございます。

私も現地をつぶさに見たわけではないので何とも言えませんが、人工ほだ場を大々的につくるべきところなのか。

例えば対馬では、個人でしいたけ栽培をされている方がいらっしゃいます。日が当たるところには、一部ロープを張って寒冷紗を張る、いわゆる簡易な形で日陰をしっかりとつくることも可能かと思います。それでいきますと資金もかかりません。大きな施設をつくれば、先ほどの国庫補助であっても2分の1ですので、2分の1は持ってもらわないといけない状況でございます。

まずは、諫早でありましたら県央振興局に職員がいますので、しっかり現地を見せていただいて、どういう対応が一番いいのかをしっかりと検討させていただきたいと思います。

【山口委員】わかりました。いろいろご検討いただいていることはよくわかります。

全国には、しいたけ農家を救うルール、あるいは条例があるのではないかなと、今、調べているところです。まだよくわかりませんが、そのことについてはどうでしょうか。そのことを参考にして、長崎県版の特別なルールを。

要はルールを作るということは、農家を救うという意味なんです。何も改めて制度化をなさないとかと言っているわけではないので、現状の農家に即した形でのルールをつくる、制度をつくる、これは皆さんの仕事なんです。そこを申し上げているので、ご検討いただきたいと

と思いますが、どうですか、他県の事例も参考に。

【永田林政課長】委員のご指摘は他県の状況ということですが、大変申し訳ございませんが、うちではまだ把握をしておりませんので、まずそこは一定調べてみようと思います。

加えて申しますと、特用林産施設をつくるという制度がございませんので、制度がないということは、今のところ林政課の持ち合わせている補助事業はないということでございます。でするので、まずは他県の状況をしっかり聞いてみて、どういう体制でやっているのかということは調べてみたいと思います。

【山口委員】ちょっとしつこいようですが、農家にとっては、稲にしても果樹にしても、水害、あるいは病害虫の支援はちゃんとできているわけです。先日、この委員会でも議論した赤潮に対する対策もできているわけです。そこで一定の皆さんを救っている。これが県のいわゆる農政であり、ルールというふうに思っています。

要は、それぞれの該当の農家であり漁業を救っていくことが、継続させていくことが皆様方に与えられた仕事であり、我々もそこを支援していくことになるというふうに思っておりますので、ぜひやっていただきたいと思います。

何をおっしゃっているかというと、長くかかってもいいからルールはつくってくれと、お金をどこからか借りてでも続けていきたいと、あと10年は何とかしてつないでいきたいと。原木しいたけの農家が減ってしまっていると、しかし需要はものすごくあると。菌床しいたけ、あるいは輸入しいたけと違うものが原木しいたけにはあると。そのファンが、購買する皆さんが待っておられる状況で、ここで辞めてしまうわけにはいかんとおっしゃっているのです、2年か

かってもいいですから、ルール化を進めてください。その間、お金を借りてでもつないでいきたいとおっしゃっていますので、その意欲は持っていただきたいと思うんですが、いかがですか。

【永田林政課長】 委員ご指摘の、農家を守る、しっかり継続をさせていきたいという気持ちは、すごく感じているところでございます。

一方で、先ほど言った融資の事業、そういった既存の事業もございますので、まずそこに合致できるかどうか、現場を見て、そこで対応できるものについてはしっかり対応していきたいと思っています。

それに対応できないかどうかを判断したうえで、他県の事例などを見ながら、ルールの改正が必要なのか、ルールの改正というよりも事業を立ち上げる形になってしまいますので、それが県下全域に及ぶものなのか、諫早のその1件なのかも見極めながら、しっかりとやっていきたいということでございます。

まずは既存の補助制度、既存の融資制度が適用できないか、現地で見ていただきたいと思っています。

【松田農林部次長】 農家、生産者を守っていくのは、我々の一番重要な任務だと、業務だと思っています。

先ほど来、林政課長が答弁しておりますとおり、国の補助事業と同様に、県が単独で補助をするとした場合でも、特定個人に対しての補助事業はなかなか難しい。一定の生産組合とか団体、法人に対して補助をしまして、実際に取り組まれるのは農家というふうな仕組みができております。

冒頭に申し上げましたとおり、生産者を守っていくためにはどうすればいいかというのは、

常々我々も考えておりますので、委員からご指摘がございました他県の事例を見ながら、こういった支援ができるのかは今後検討してまいりたいと思います。

【山口委員】 ぜひお願いします。これは、皆さんが作った「長崎の林業」5月号です。この中に、「届け！山の恵みの『お日さましいたけ』」とあります。こういう方たちをつぶさないように、今、次長がおまとめいただきましたが、しっかり頑張っていて、他県の状況もいま一度、調査をしていただけてませんか。繰り返しになりますが、新しいルールを、長崎県版を制定していただくことをお願いしまして質問を終わります。よろしくお願いします。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【虎島委員】 昨日、水産部で、赤潮対策とともに漁業者に対する支援というところで激論をしたわけです。

最近、激甚化する自然災害で、農作物に対する被害が起こった場合の支援のあり方について教えていただければと思います。

【峰松農政課長】 災害で農作物等に被害が発生した場合の補償体制ということで答弁させていただきます。

まず、農業共済制度という補償制度が構築されております。これは、対象品目がそれぞれ区分された中で、基本的に災害による収入減を補填する、補償する制度になっておりますが、併せて園芸施設などが被害を受けた場合にも対象となっております。

また、自然災害による収入減少、あるいは価格低下も含めたところでの収入全体を補填する収入保険という制度もございまして、県といたしましては、万が一の時に備えて、農家にはこういった制度を活用して備えていただけるよう

をお願いをしているところでございます。

【虎島委員】確認ですけれども、農業共済制度、収入補填といったところは、県やJAのものではなく国の制度ということでしょうか。

【峰松農政課長】国で構築された制度でございます。

【虎島委員】これに入っていれば、ある程度の被害については安心できるということで承知いたしました。

一方で、大災害が起こった時に、県で独自に補償するとか、支援をするようなことがあったかと思うんです。例えば雹の被害、大規模な広域な災害であったかと思うんですけど、過去数年の事例があれば教えていただければと思います。

【峰松農政課長】これまでの被害に対する支援の内容でございますが、例えば令和5年1月のびわにつきましては、災害が複数県に及ぶ激甚災害として、国が支援対策を措置するような場合につきましては、それを活用した支援を行っております。

令和5年10月に、みかんの降雹被害、雹が降った時の被害につきましては、被害県が本県のみであったことから国の支援対策は措置されなかったのですが、非常に被害が大きかったため、県におきまして、営農回復の取組を支援した経過がございます。

【虎島委員】木にできる作物は、やはり支援が必要という考えだというふうに理解いたしました。引き続きいろんな事業を活用しながら、災害に対しては立ち向かっていただきたいと思います。

もう1点、先ほど近藤委員からありましたイノシシの件で、私からも一つ要望というか、報告をしたいと思います。

長崎市も実は、かなりイノシシがそこらじゅうで見られるようになっていまして、稲佐山を私が夜に自転車で走っていて、結構遭遇します。並走したりですね。子どもが遊ぶような公園でもイノシシが走り回っているというSNSの投稿が散見されておりまして、かなり里の方に下りてきているのではないかと考えています。

頭数が増えているのか、居りやすくなっているのか、耕作放棄地の問題とか、いろいろあると思うんですけれども、しっかりと引き続き対策をお願いしたいと思います。以上です。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【前田委員】米のことは他の委員からも質疑が出たので、もうしませんけれども、米の流通を行政がコントロールすることは難しいと思うんですが、価格が上がっていく中で、消費者は多分、安い米を求めると思うんです。

一般消費者だけじゃなくて、以前から介護施設等の大量に米を使うところは、福岡あたりからキロで500円から1,000円ぐらい安いような米を購入している実態もあるので、先ほど部長から、今上がって、農家にとっては一息つくような価格だということだけれども、価格が流通にも影響してきますので、そういう意味でいけば、生産、流通と見る中で、流通をしっかり注視しておくのは大事な事だと思っていますので、そこは今後も引き続き取り組んでいただきたいと思います。

今回の資料の中で、株式会社エヌの決算、経営状況説明書が出てきているので目を通したんです。2024年度で3年目を迎える中で、外国人の雇用は非常に大事なことでして、株式会社エヌの果たす役割は大きいと思っています。

こういう枠組みでスタートさせたことも了としておりますけれども、エヌは特に一次産業だ

と思うんですが、農林業、水産業の県内の外国人の労働者で、エヌは大体何パーセントくらいを補っているんですか。そこがわかれば教えてください。

【酒井農業経営課長】エヌの現状のご質問でございますが、エヌにつきましては、8月15日時点で、県内の農家、漁家に195名の派遣が実施されております。これは2年前、3年前、コロナ禍で入国がかなり滞って、それ以降、数が増えてきている状況でございます。

県内に占める割合でございますが、統計上はエヌ以外の特定技能の人材がおりますので、全体で800名が令和5年10月現在でございますので、エヌ自体が占めるのが2割ぐらいという状況でございます。

【前田委員】2割ぐらい占める中で、3年目を迎えて右肩上がりで業績を上げていますし、リレー派遣といって長野とか北海道に派遣しているのも全体の多分2割ぐらいいて、ある意味成功事例なのかなと思っています。

そもそも親会社として長崎県が35.8%、農林水産業担い手育成基金が31.9%、民間の麻生ヒューマニーセンターが24.2%、麻生ヒューマニーセンターは全国でこういった派遣業を行っている状況を見た時に、役員構成が長崎県の部長職の方も取締役で入っているといった時に、そろそろエヌの評価を県としてしっかりしておかないといけないし、今後どういうふうにエヌに期待をし、どこかでエヌから県とかが引き上げてくることも考えなきゃいけないかと思っています。エヌの評価をどう見ているのか、きちんとした評価はやっているのかということと、800人のうちの200人近くをエヌがしっかりと供給していて、リレー派遣も含めてエヌのお世話でというか、エヌを介して雇用されている

人たちが、自分たちのことというか、エヌを含めてどう評価しているのか。

要は、雇用者から見た時に、このエヌという会社が十分にやっているかということも評価をしていかなきゃいけない時期に来ていると思うんですが、そのあたりを今、どんなふうに取り組んでいるんですか。

【酒井農業経営課長】エヌの評価でございますが、先ほど申し上げましたとおり、今現在200名弱の特定技能外国人材が県内に派遣されているのと併せまして、直接雇用の登録支援サービスもエヌはやっています。これは、外国人を直接、農家や漁家が雇用する時に必要な事務手続を代行している人数が今、50名弱ほどいますので、全体で240名程度、エヌから現場の方に、派遣であったり、直接雇用の形で関わっているということでございまして、今の状況につきましては、エヌの立ち上げ前には、労力が不足することによって、なかなか規模拡大に取り組めなかった状況がございましたので、しっかりと必要な労力を供給することで農家所得の向上には十分寄与をしているものと考えております。

あと、今、派遣をされている外国人への農家からの評価で、日本人よりもよく働いているというような評価もいただいております。

リレー派遣につきましては、必要な時期だけ派遣が可能ですので、一番忙しい時に来ていただけるのは非常に助かるというような評価をいただいておりますし、外国人の作業能力につきましても非常にスピードが速いというような評価もいただいておりますので、我々もしっかりと現場の需要に応える形で、エヌを活用するように現場段階では推進をしているような状況でございます。

【前田委員】農家からの評価ではなくて、そこ

で働いている外国人が、エヌをどう評価するかということなんです。

私は、全体の7割ぐらいをエヌが供給しているかと思っていたのですが、2割ということですから、まだまだこれから外国人材が必要という中で、エヌに頑張っていただかなきゃいけないと思うけれども、これだけ公的に関与されている株式会社でありますので、外国人就労の形として、民間と比べても理想的な形を追い求めていただきたいと思うので、その点については鋭意、課題の認識とか、取組をして、この長崎でやった方式は非常に良かったというような評価を受けられるように頑張りたいと思います。

最後に一つだけ。米もそうなんですけれども、災害の支援が出ていました。今年の夏の猛暑で、かなり農作業に影響が出ていると聞きます。現に出ている分と、これから出る分も含めて、かなり出てくるんだろうなと、農業を主体とする地域に行事とかで行けば、皆さん、そんな話をされるんです。

そう考えた時に、災害に該当するかどうかは別としながらも、自然環境が変わっていった中で、先々ちょっと将来が大変だなと見えてくる中で、農林部として現況の把握とか、今後どういうことで支援しようかとお考えになっているのか、そこだけご答弁いただければと思っています。

【渋谷農林部長】今年の夏については、本当に我々も経験をしたことがないような猛暑だったんですが、幸い、一番心配していた渇水については何とか、今は諫早が一番ひどいんですけれども、ぎりぎり米の収穫までもちそうかなというところで、被害までは出ていない状況です。

みかんの日焼けが毎年問題になるんですけれ

ども、これも今のところは摘果で何とかできそうだと聞いておりまして、就労自体に対する被害は、今のところはあまりないのかなと聞いております。

ただ、働く人は本当にきつい思いをされていまして、農林部としては、次年度以降、暑熱対策をどのようにやっていくのか。例えば、今の品種等をどういうふうに変えていくのかとか、あるいは作業体系、先ほどから米の話が出ていますけれども、年を取った農家の方が一番きついと言うのが、真夏にかっぱを着て防除をするのが暑くてたまらんと、あるいは中山間地域の水田の畦畔の草を切るのが大変と、その辺をどうアウトソーシングできるのかとか、そういうものを今から研究をして、きつい作業をできる限り機械化をしていくとか、そんなことをやっていきたいと考えております。次年度以降の予算で今から検討させていただきたいと思っています。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【山村副委員長】先ほど部長が言われたので、もう言うのをやめようかなと思ったんですけど、今回の夏の暑さで農家さんたちは。

ほとんどが草刈り作業なんですよ、夏は。草刈り機の自動化は進めていかなきゃいけないかなと思っていますし、そこの労力を削減することを、仕組みも含めて考えていただきたいという思いがあるんです。自動草刈りとか、ロボットの草刈りとか、そういうものの導入支援に向けた取組を考えていただきたいと思っています。その点について、ご見解を伺えればと思います。

【居村農山村振興課長】集落における農地保全活動の中で、草刈り作業は基本的かつ重要な作業であると思います。高齢化が進む中、暑い中

での作業でもございますので、委員から話がございましたとおり、ラジコン式や自走式の草刈り機などの導入は、省力的で作業環境の改善にもつながるものというふうに考えているところでございます。

現在、中山間地域等直接支払い交付金を活用して、農地保全活動を実施している県内4市町7集落が、作業の省力化や作業時間の削減などを図るために、自走式の草刈り機などの導入計画を策定しているところでございます。

県といたしましても、こういった集落での取組につきまして、今後も積極的に後押しをしてまいりたいというふうに考えております。

【山村副委員長】自動草刈り機とかロボット式とか、多分、日々進化して、いいものができてきています。農林部長はアウトソーシングと言われたんですけど、なかなか儲かる作業じゃないものですから、機械があれば農家が自分でやるということで、有償で貸すとか、そういったところも含めていろいろご検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

もう1点です。中山間地域の田畑、集落にある田んぼ畑が荒廃していきますと、その集落そのものが衰退していく現状があります。耕作放棄地に対していろんな取組をされていると思うんですけども、今の取組の状況をちょっと教えていただければと思います。

【酒井農業経営課長】今ご質問がございました荒廃農地の状況でございます。荒廃農地につきましては、農業委員会が毎年調査をしております、その結果を見ますと、令和4年度で県全体で荒廃農地が1万4,328ヘクタールという状況になっております。

この荒廃農地の中には、ほぼ山に還ってしまっ

て再生が可能な農地に分かれておりまして、再生可能な農地が全体で2,993ヘクタールというような状況でございます。

その対策でございますが、再生困難な農地につきましては、農業委員会と一緒に、そこは農地じゃないよということで非農地通知の発信をしております、そういったものを発信することによって農地から外してしまう対策が一つでございます。

あと、中山間地域には限らないんですけれども、まずは地域の中で守るべき農地と、もう山に還していく農地、ここにつきましては耕作の農地としては不適なんなんですけれども、放牧であったり、蜜源作物をつくる対応ができる事業もございまして、そういったものを活用して、しっかりと守るべき農地につきましては様々な施策を活用して再生を図りまして、農地として活用いただく取組を進めているところでございます。

実際、数的に申し上げますと、再生可能な農地を毎年300ヘクタール前後、農地として再生されている状況でございます。

【山村副委員長】そういった取組はすごく大事だと思っていますし、集落にある田んぼとか畑とか、家の前にあるものが荒廃していきますと、その地域そのものがだめになっていく現状があるかと思っています。

農地法の壁で、農業者しかその土地を買えない現状がありまして、言い方を変えますと、定年退職してお金を持っている方が趣味でやりたくても、その方には売れない現状があります。

正直、本物の農家さんにはとても、収益が上がるような土地じゃないところが長崎県内には多分たくさんあるんだろうと思っています。そういった意味でいくと、制度の見直しが本当は

必要になってきているかなと思うんです。なかなか法律の壁があるので難しいのは重々わかっておりますが、その辺も今後検討していただいて、何とか集落そのものが生き残るために、田んぼ、畑をどうしていくべきか、どういう制度がいいのかというのは、中山間地域を多く抱える長崎県として考えていただきたいと思いますので、お願いとしてかえさせていただきます。よろしくお願いします。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】質問がないようですので、議案外審査を終わります。

農林部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 零時 8分 休憩 —

— 午後 零時 9分 再開 —

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

農林部の理事者の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退出のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 零時 9分 休憩 —

— 午後 零時 10分 再開 —

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

これより、予算決算委員会農水経済分科会の決算審査の日程について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切

り替えて行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

— 午後 零時 10分 休憩 —

— 午後 零時 12分 再開 —

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

予算決算委員会農水経済分科会の決算審査の日程につきましては、お手元の審査日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ご異議ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 零時 12分 休憩 —

— 午後 零時 13分 再開 —

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

大変お疲れでございました。ありがとうございました。

— 午後 零時 13分 閉会 —

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和6年9月26日

農水経済委員会委員長 中村 一三

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 83 号 議 案	知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決

計 1 件 （原案可決 1 件）

委 員 長 中村 一三

副 委 員 長 山村 健志

署 名 委 員 瀬川 光之

署 名 委 員 山口 初實

書 記 中尾 勝三

書 記 山本 千亜紀

速 記 (有)長崎速記センター